ISSN 2759-0542

# 京都外国語大学
# ラテンアメリカ研究センター
# 紀要 2025

‹論文›

テワンテペック地峡部におけるメシーカの進出と領域編成
…… 小林致広 1

ブラジル北東部文学と抵抗する女性像
— グラシリアノ・ハーモス著『サンベルナルド』から —
…… 岐部雅之 23

‹研究ノート›

戦前日本におけるモンロー主義をめぐる米州関係に関する文献の紹介
— モンロー主義から米州主義へ —
…… 辻豊治 43

中米地域におけるコミュニティ・ミュージアムと博物館政策に関する研究
— ニカラグアとコスタリカの比較を通じて —
…… 杉岡明日香 59

‹調査研究報告›

Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador:
análisis del DS N°005-2019-MC
…… 大谷博則、ホセアントニオ・オノフレ・マイタ 77

‹書評›

A・G・ホプキンズ著(管英輝・森丈夫・中嶋啓雄・上英明 訳)
『アメリカ帝国—グローバル・ヒストリー』
…… 牛島万 101

Vol. 25

**‹論文›**

テワンテペック地峡部におけるメシーカの進出と領域編成
…… 小　林　致　広 …　1

ブラジル北東部文学と抵抗する女性像
― グラシリアノ・ハーモス著『サンベルナルド』から ―
…… 岐　部　雅　之 …　23

**‹研究ノート›**

戦前日本におけるモンロー主義をめぐる米州関係に関する文献の紹介
― モンロー主義から米州主義へ ―
…… 辻　　豊　治 …　43

中米地域におけるコミュニティ・ミュージアムと博物館政策に関する研究
― ニカラグアとコスタリカの比較を通じて ―
…… 杉　岡　明日香 …　59

**‹調査研究報告›**

Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador:
análisis del DS N° 005-2019-MC
…… 大谷　博則、ホセアントニオ・オノフレ・マイタ …　77

**‹書評›**

A・G・ホプキンズ著（管英輝・森丈夫・中嶋啓雄・上英明 訳）
『アメリカ帝国―グローバル・ヒストリー』
…… 牛　島　　万 …　101

‹ARTÍCULOS›

La expansión y integracion territorial de los mexicas en el Istmo de Tehuantepec
…… Munehiro KOBAYASHI… 1

A literatura nordestina do Brasil e a figura feminina resistente:
através do romance *São Bernardo*, de Graciliano Ramos
…… Masayuki KIBE… 23

‹ESTUDIOS PRELIMINARES›

Presentación de literatura relacionada con las relaciones interamericanas en
torno a la Doctrina Monroe en el Japón de la preguerra
— De la Doctrina Monroe al Panamericanismo —
…… Toyoharu TSUJI… 43

Los museos comunitarios y la política museística en Centroamérica:
comparación de los casos de Nicaragua y Costa Rica
…… Asuka SUGIOKA… 59

‹NOTAS DE INVESTIGACIÓN›

Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador:
análisis del DS N° 005-2019-MC
……Hironori OTANI / José Antonio ONOFRE MAYTA… 77

‹RESEÑA DE LIBROS›

*American Empire: A Global History,* por Anthony Gerald Hopkins
（Kan Hideki, Mori Takeo, Nakajima Hiroo y Kami Hideaki tr.）
…… Takashi USHIJIMA… 101

〈論　　文〉

# テワンテペック地峡部におけるメシーカの進出と領域編成

小　林　致　広*

**キーワード**

テワンテペック地峡部、テオサポトラン王国、テワンテペック領主国、ミヘ小領主国、ポチテカ交易路

**Resumen**

La posición de los pueblos del Istmo de Tehuantepec dentro del Imperio azteca sigue siendo incierta debido a la falta de fuentes que indiquen que pagaban tributos. En cuanto a la conquista de los pueblos del Istmo de Tehuantepec desde la década de 1490, las fuentes mexicas afirman que los pueblos conquistados pagaban tributos, mientras que las fuentes istmeñas sostienen que los mexicas buscaban la paz y no se impuso ningún tributo. Las conquistas de Cuatzontlan y Xaltepec en la época de Moctezuma II, tenían como objetivo asegurar y controlar los puntos estratégicos de las rutas comerciales hasta Xoconuchco: la ruta marítima y la ruta tranversal de selva istmeña. Las conquistas de Totontepec y Quetzaltepec en la Sierra Mixe, también tenían como objetivo asegurar los bienes de lujo para las élites mexicas, tales como plumería, joyas y materiales para tallar joyas. Los pueblos conquistados, tales como el señorío de Tehuantepec, los huaves de las lagunas costeñas y los señoríos mixes de la sierra, que no conformaban 'provincia tributaria', estaban indudablemente integrados a los mexicas, y no pueden descartarse como regiones periféricas del imperio.

## はじめに

テノチティトランを盟主とする三都市同盟（いわゆるアステカ帝国）の支配領域の広がりに関しては、バーロー（Roberto Barlow）、ベルダン（Frances Berdan）、カラスコ（Pedro Carrasco）らの研究がある。これらの研究では、テノチティトランのメシーカ大領主の貢納収税官（calpixque）が駐留するプエブロを記載したメンドサ絵文書第 II 部（Códice Mendocino, parte II, 以下 CMII と略記）をもとに支配領域が復元されてきた。CMII はメシーカ大領主に貢納していたプエブロすべてを記載しておらず、欠落した貢納地区があることも指摘されている[1)]。多くの非メシーカ系記録には[2)]、CMII に未記載だが三都市の傘下のプエブロがいくつも言及されている。

バーローの研究では、1580 年前後作成の地理的報告書（Relación geográfica）などでメシーカ

＊　神戸市外国語大学名誉教授・京都大学名誉教授

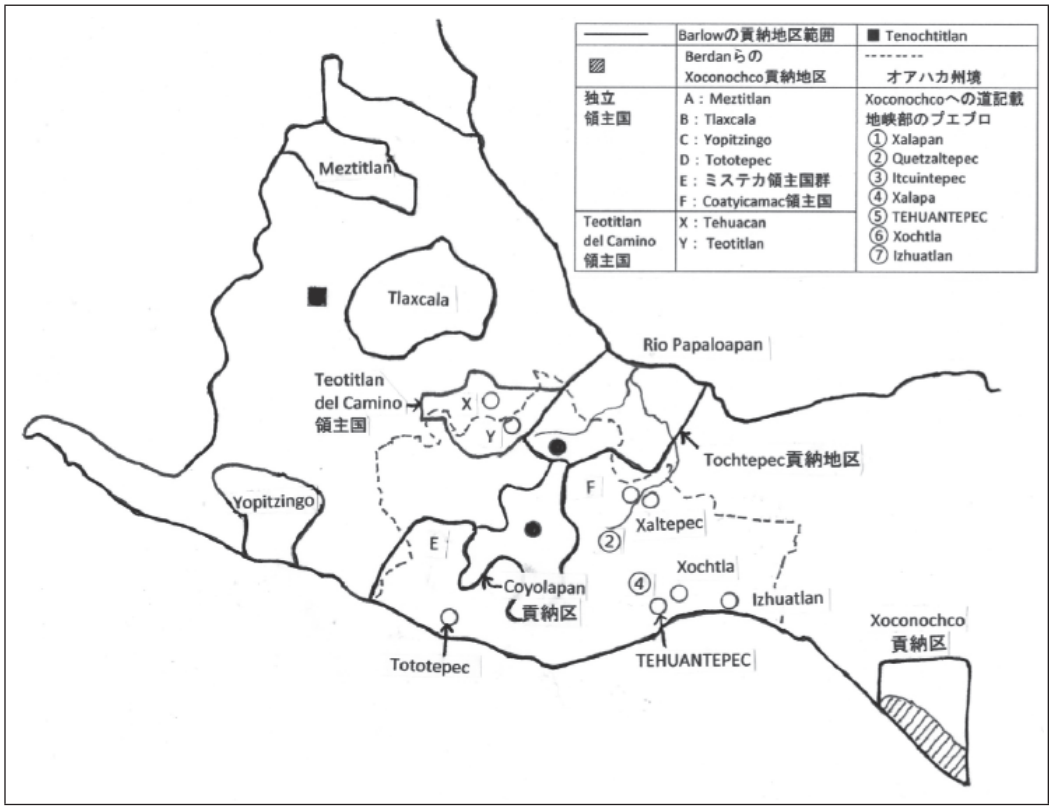
に貢納していたとされるプエブロを加えて、クルア・メシーカ帝国（Empire of the Culhua Mexica）の 38 貢納地区の範囲が推定されている（Barlow 1949）。一方、ベルダンらの研究では、アステカ帝国（Aztec Empire）の支配領域は、CMII 記載プエブロで構成される貢納地区（tributary province）と CMII 不記載だがアステカに服属していたプエブロで構成される戦略地区（strategic province）に分けられている（Berdan et al.1993）。推定された支配領域の広がりはかなりコンパクトなもので、最南端のショコノチコ貢納地区のようにバーローの示したものの 3 割程度にとどまるものもある。一方、カラスコはメシーカ系だけでなく、テスココ系やトラコパン系の史料の比較分析をもとにして、テノチカ帝国（Imperio tenochca）の領域編成は、断片的で均一性を欠くものであったと指摘した（Carrasco1996）。

これらの研究で提示されたアステカの支配領域には、アステカから独立していた領主国（Davies 1987）以外にもいくつかの空白地域が見られる。バーローの地図で目立つ空白地域は、プエブラ・オアハカ州にまたがるテワカン（Tehuacan）谷の「テオティトラン領主国（Señorío de Teotitlan del Camino）」一帯、ならびにオアハカ州南東部に位置するテワンテペック（Tehuantepec）地峡一帯である [3]。一方、ベルダンらの復原地図における空白地域はかなり広く、上記の二地域は貢納地区でも戦略地区でもない「帝国における位置が曖昧な周縁地域（peripheral region of uncertain imperial status）」とされている（Berdan et al.1993:147-148）。

バーローは、「テウティトラン地理報告書（Relación de Teutitlan）」のモンテスマと同盟関係にあるが貢納は納めていないという記述（Acuna 1984:II,198）を踏まえ、テオティトラン領主国はメシーカと同盟関係にある独立領主国と位置づけていた。このテオティトラン領主国の範囲はテワカン谷の中南部に対応し（Barlow 1949:map）、スペイン人到来時にはプエブラ州側にポポルカ系住民のテワカン（Tehuacan）領主国、オアハカ州側にマサテカ系のテオティトラン領主国があったとされる。デービス（Nigel Davies）は、『トラコパン帰属プエブロ覚書』にある三都市への貢納プエブロ一覧 [4]（Memorial 1944:22）に記載されているテワカン、コスカトラン（Cozcatlan）、テオティトランはアステカに貢納していたと指摘し（Davies 1968:15-16）、テワカン領主国は貢納地区だったという仮説 [5] をカステージョ（Noemi Castillo）は提示している（Castillo 2002:66-67）。

バーローの地図のもう一つの空白地域は「ショコヌチコへの道」と命名され、テワンテペック地峡からソコヌスコ地方に至る地域に複数のプエブロが表示されている。これらのプエブロが「失われた貢納地区記録」に記載された可能性は薄く、貢納を納める代わりにアステカ傘下の遠隔地交易商人ポチテカ（Pochteca）の自由通過を認めていたとバーローは推測した（Barlow 1949:99）。ベルダンらが提唱した貢納地区と戦略地区は、帝国に服属していたプエブロが CMII に記載か、不記載かという基準で弁別される領域編成の概念であり、その概念規定に基づけば、テワンテペック地峡部一帯も実際には戦略地区として理解することができる。

本稿の目的は、テワンテペック地峡部でのメシーカの征服活動を帝国の服属プエブロに関する史料だけでなく被征服プエブロ側の立場を語る記録に基づいて整理することで、ベルダンらが提示した枠組みから見逃されてきた帝国の領域編成の多様な側面を解明することである。婚姻関係を通じた同盟関係があったとか、帝国に服属も貢納もしなかったと語られ、アステカ帝国の版図として提示されてきた地図から消されてきたテワンテペック地峡部のプエブロや領主国がどのように帝国へ統合されたかを探りだしたい。




**地図１　アステカ帝国の貢納地区（筆者作製）**

## 1. メシーカのテワンテペック地峡部へ進出以前のオアハカ地方

メシーカの征服プエブロを記載したメンドサ絵文書第Ⅰ部（Códice Mendocino, parte Ⅰ：以下CMI）にテワンテペック地峡部一帯のプエブロが登場するようになるのは、アウィツォトル（Ahuitzotl 在位 1486 ～ 1502 年）とモクテスマⅡ世（Moctezuma II、在位 1502 ～ 1520 年）の統治期である。この地域へメシーカが進出する契機となったのは、三都市同盟傘下の遠隔地交易商人ポチテカに対する妨害がこの地域で発生したことである。メシーカの征服活動に関して参照した史料は、表１に掲げた年代記と絵文書類である。

**表１　メシーカの征服活動に関する年代記・絵文書類**

| | | |
|---|---|---|
| クアウティトラン年代記<br>Anales de Cuauhtitlan | テソソモック『クロニカ・メヒカナ』<br>Crónica Mexicana | イシュトリルショチトル『チチメカ王国史』<br>Historia de la Nación Chichimeca |
| トラテロルコ年代記<br>Anales de Tlatelolco | チマルパイン『第七年代記』<br>Séptima Relación | サアグン『ヌエバ・エスパーニャ事物誌』<br>Historia General de las Cosas de Nueva España |
| ドゥラン『インディアス史』<br>Historia de las Indias de Nueva España e Islas de la Tierra Firme | | メンドサ絵文書第Ⅰ部<br>Códice Mendocino,parte I（以下CMIと略記） |
| テレリアノ・レメンシス絵文書<br>Códice Telleriano Remensis（CTRと略記） | リオス絵文書<br>Códice Rios（CRと略記） | 十字絵文書<br>Códice en Cruz |

**表 2　オアハカ州南東地域におけるメシーカの 1486 年以降の征服プエブロ**

| | アウィツォトル統治期（1486 ～ 1502 年） | モクテスマ II 統治期（1502 ～ 1519 年） |
|---|---|---|
| 中央盆地 | **Coyolapan**（1488）, Huaxyacac（1494）, Mictla, Teotzapotlan（1495）, Tlacuilocan | |
| 南部山地 | MIahuatlan, Zolan（1496） | **Quimichtepec**（1512）, **Teuctepec**（1507） **Zentzontepec**, **Zulan**（1508）, Nopala（1512） |
| 北部山地 | **Nantzintlan**（**Chiantla**?） | **Atepec**, **Iztitlan**, **Xaltianquizco**（1503） **Yolloxonecuillan** |
| ミヘ山地 | **Tototepec**, **Xaltepec**（1493, 1500）, Totoltepec（1500） | **Quetzaltepec**（1514）, **Zacatepec**, Alotepec（1513） |
| 地峡部 | **Amaxtlan**（1497）, **Comitlan**, **Tequantepec**（1502）**Xochtlan**, **Yzhuatlan**, Chiltepec（1498） | **Huilotepec**, Cuatzontlan |
| ソコヌスコ | **Huehuetlan**, **Huiztlan**, **Mapachtepec**, **Mazatlan**, **Xolotlan**, Acapetlahuacan, Ayutlan, Coyoacan, Xoconochco | **Huiztlan**, **Xoconochco** |

**太字**は CMI 記載、（　　）内は CTR による征服年、（下線）は CTR 以外の年代記による征服年

表 2 は、両者の統治期に征服されたプエブロで、オアハカ中央盆地域のコヨラパン（Coyolapan）貢納地区とパパロアパン川（Río Papaloapan）流域にあったトチテペック（Tochtepec）貢納地区より南東に位置しているプエブロを示したものである。チマルパインの『第七年代記』、『クアウティトラン年代記』、『トラテロルコ年代記』などによると、地峡部の征服活動が展開したのは 1490 年代後半とされている。それに先立つ 1480 年代末から 1490 年代前半にかけては、オアハカ中央盆地域のミステカ系やサポテカ系プエブロに対するメシーカの征服活動が展開していたとされる。モクテスマ II 世統治期になると、オアハカ中央盆地に隣接する南部山地、北部山地、ミヘ山地域における征服活動が目立つようになる。

アウィツォトル統治期の征服プエブロとして CMI に記載されているのは、オアハカ中央盆地域では現クイラパン（Cuilapan）に相当するミステカ系のコヨラパンだけである。その征服は『トラテロルコ年代記』では 1488 年のこととされている。一方 CTR の 1494 年と 1495 年の欄には、サポテカ系のウァシャカック（Huaxyacac）とテオサポトラン（Teozapotlan）の征服が描かれているが、両者とも CMI の征服リストに記載されていない（図 1 参照）。

CTR の 1494 年の欄にある地名絵符はウァシン（huaxin, ギンネムの仲間）の絵符で示され、ウァシャカックを示している。下部のスペイン語注釈には、「ウァシャカ地方（provincia de huaxaca）にあるミクトラ（Mictla）をメシコ人が征服した」とあり、ウァシャカックはミクトラを指すと解釈している。ミクトラはオアハカ市の東 40km にあるミトラ（Mitla）に相当し、「ミキトラ（Miquitla）地理報告書」ではテオサポトラン傘下にあったとされる（Acuña 1984:II,260）。しかしこのウァシャカックは現オアハカ市北郊のフォルティンの丘（Cerro de Fortín）に築かれた要塞の場所である。「テオサポトラン地理報告書」ではモンテスマ（Montezuma）の要塞とされているが、建設時期はアウィツォトル統治期である。この要塞は中央盆地域の軍事的制圧より地峡部やグアテマラ方面への中継基地の役割を果たしていたと上記地理報告書は語っている（Acuña 1984:II,171）。




**図 1　1494 ～ 1496 年のオアハカ中央盆地域の征服プエブロ**（CTR f.40v）

図像出典：https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/telleriano/telleriano.html

CTR の 1495 年の欄に描かれているサポーテ（zapote）の木はテオサポトランを示す地名絵符である。下部にあるペイン語注釈は、「メシコ人がウァハカ地方の主邑テオサポトランを征服した」となっている。このテオサポトランはオアハカ市の南約 6km に位置する現サーチラ（Zaachila）に相当し、スペイン人到来時には中央盆地域にあったサポテカ系プエブロの盟主的な存在だったとされる。「テオサポトラン地理報告書」は、テオサポトランはメシーカに貢納していなかったと述べている（Acuña 1984:II,171）。

一方、地理報告書でテオサポトラン傘下とされたミクトラ、マクイルショチトル（Macuilxochitl）、テティクパック（Teticpac）などは、スペイン人到来時にはコヨラパンが主邑の貢納地区を構成するプエブロであった。現テオティトラン・デル・バジェ（Teotitlan del Valle）に相当する「テウティトラン（Teutitlan）地理報告書」には、テウティトランは当初はテオサポトランに貢納していたが、その後にテワンテペックに貢納するようになり、スペイン人到来時はミステカ系のコヨラパン（Coyolapan）に貢納していたという記述がある（Acuña 1984:I,331-332）。このことから、中央盆地域のサポテカ系プエブロに対する支配権は、当初テオサポトランのサポテカ系領主にあったが、スペイン人到来時には一部のプエブロの支配権はコヨラパンに移っていたことが分かる。

「クイラパン（Cuylapan）地理報告書」によると、13 世紀半ば頃にミステカ高地からテオサポトラン王から下賜された土地に移住していたミステカ系住民が構築したプエブロがコヨラパンとされている（Acuña 1984:I,165）。この地理報告書によると、コヨラパンのミステカ系勢力はテオサポトラン王の娘と婚姻関係を手掛かりに、徐々にテオサポトランの実権を簒奪していったとされる。その時期は 1440~50 年頃で、テオサポトランの領主権をめぐる内紛でサポテカの一部勢力が本拠をテワンテペックに移動することにも繋がったとされる。

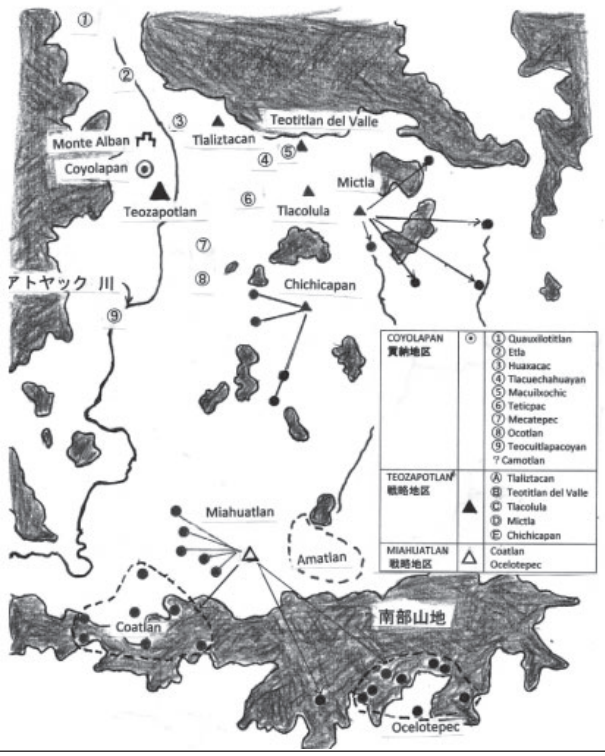
オアハカ中央盆地域の北部にはミステカ系のコヨラパンを主邑とする貢納地区（12 のプエブロで構成）とサポテカ系のテオサポトランを主邑とする戦略地区があり、盆地域南部にはミアウァトラン（Miahuatlan）を本拠とする戦略地区があったと、ベルダンらは指摘している（Berdan et

al.1993:334,336 地図 2 参照）。前 2 者の地区がメシーカに征服されたのは 1490 年代の半ばであるが、南部のミアウァトラン戦略地区が征服されたのはモクテスマ II 世統治期と思われる。

「ミアウァトラン地理報告書」では、ミアウァトランはコアトラン（Coatlan）やオセロテペック（Ocelotepec）と戦争状態だったが、モクテスマ II 世の進出によって和平を結び、モクテスマ II 世に砂金や宝石を貢納し、ウァシャカック要塞に人員を提供することになったという（Acuña1984:I,79）。CTR で 1507 年に征服されたことになっているテウクテペック（Teuctepec）は、『クロニカ・メヒカナ』ではコアトランと同盟関係にあったとされている（Tezozomoc 1997:400）ので、コアトランの征服も同時期と推測できる。ミアウァトラン戦略地区に属するプエブロは 1500 年代半ば頃にメシーカに征服されたが、ミアウァトランの東にあったアマトラン（Amatlan）はウァシャヤックを拠点とするメシコ人と戦い続けていたため（Acuña 1984:I,70）、ミアウァトラン戦略地区には含まれていない。

テオサポトラン王の地峡部への進出に関しては、オアハカ司教区聖職者フランシスコ・デ・ブルゴア（Francisco de Burgoa）の司教区報告書『アメリカ北部地理的記述（Geográfica descripción de la parte septentrional del Polo Ártico de la América）』に次のような記述がある。「この地〔地峡部〕に居住する民族はアンテケラ〔オアハカ〕市の谷にある本拠地から来たテオサポトラン王の軍の末裔で、この地全域を残虐に征服した。･･･この地に居住していたのは南方から来たウァベ（Huave）と呼ばれる人々だった。･･･ 300 年以上前にこの地をサポテカは掌握した（Burgoa 1674:II,362）」。

ブルゴアの著作は 1674 年なので、サポテカ勢力の地峡部への進出は 1370 年代以前から始まっ




COYOLAPAN **貢納地区**

⊙　主邑　Coyolapan
① Quauxilotitlan
② Etla
③ Huaxyacac
④ Tlacuechahuayan
⑤ Macuilxochic
⑥ Teticpac
⑦ Mecatepec
⑧ Ocotlan
⑨ Teocuitlapacoyan
Camotlan ？

TEOZAPOTLAN 戦略地区

▲主邑　Teozapotlan
Ⓐ Tlaliztacan
Ⓑ Teotitlan del Valle
Ⓒ Tlacolula
Ⓓ Mictla
Ⓔ Chichicapan

MIAHUATLAN 戦略地区

△主邑 Miahuatlan
Ⓧ Coatlan
Ⓨ Ocelotepec

●　各地区の服属プエブロ

～標高 2000m

**地図 2　オアハカ中央盆地域の貢納地区と戦略地区**（筆者作製）

たことになる。テオサポトラン王のコシホエサⅠ世（Cosijoeza I, 在位 1370 ～ 1400 年頃）は、西側のミステカ高地の有力領主と婚姻関係を結びながら、地峡部一帯でも複数のサポテカの入植地を築いたとされる。その後、2 代の統治者を経て、コシホエサⅠ世の息子コシホピⅠ世（Cosijopii I、在位 1440? ～ 1454 年）がテオサポトラン王に就任したが、権力争いに敗れて 1450 年前後にテワンテペックに本拠を移したとされる（Oudijk 2007:113-114）。ラモン・セリス（Ramón Celis）らは、ブルゴア報告書のテオサポトラン王の征服プエブロの一覧をもとに、最も強大だった 15 世紀半ばの支配領域を推定している（Ramón Celis et al. 2024:46）。中央盆地域では 10 プエブロ、東側の地域では 5 つのプエブロが言及されている（Burgoa 1674:II）。最東端に位置するテワンテペック以外の 4 つのプエブロはコシホエサⅠ世統治期に要塞が築かれた場所[6]となっている（Oudijk 2008:106）。

コシホピⅠ世のテワンテペックへの移動とともに、地峡部ラグナ地帯の先住民ウァベ（Huabe, 現在はイコーツ Ikoot）のプエブロへの圧力は徐々に高まり、テワンテペックの西に位置するハラパ（Xalapa）方面でもウァベの人々は追放されたという（Burgoa 1674:II,396）。コシホピⅠ世の孫であるコシホピⅡ世（洗礼名 Don Juan Cortes、ナワトル語名 Yecaquiahuitl,1502 ～ 1563 年）の資産に関する 1554 年の証言によると、祖父のコシホピⅠ世はグアソンテカ（Guazontecas）やイスタカテペケ（Yztacatepeque）の人々を追放し、その土地を配下の人々に分け与えたとされる（Oudijk 2019:227,229,235,239,242）。グアソンテカは現サン・マテオ・デル・マール（San Mateo del Mar）の植民地期の名称グアソントラン（Guazontlan）の人々を指しイスタカテペケは現サン・フランシスコ・デル・マール（San Francisco del Mar）に相当する先住民ウァベのプエブロである。

地峡部ラグナ地帯のウァベ系プエブロは、テワンテペックを本拠とするサポテカ勢力に完全に征服されたわけではない。コシホピⅠ世とウァベ女性ピウシカチ（Piuxicachi）の間にできた子がコシホエサⅠ世とされているように（Oudijk 2007:99）、サポテカ勢力とウァベのプエブロとの間は婚姻を通じた同盟関係が成立していた例もある。テワンテペックを本拠とするサポテカ勢力の支配は、地峡部の東端に位置する先住民ソケの居住地域のイスウァトラン（Izhuatlan）、ニルテペック（Niltepec）などには十分には届いていなかった可能性が高い[7]。

## 2　地峡部へのメシーカ勢力の進出

『クロニカ・メヒカナ』によると、ポチテカの殺害を受けて組織されたテワンテペック方面への懲罰部隊には三都市同盟傘下の多くのプエブロが参加し、アウィツォトル自身も現地まで赴いたとされる。ポチテカの活動を妨害したプエブロとして、ショチトラン（Xochtlan）、アマシュトラン（Amaxtlan）、ショロトラン（Xolotlan）が『クロニカ・メヒカナ』に挙げられている[8]。これらのプエブロは、テワンテペックとともにメキシコ湾岸のコアツァクァルコ（Coatzacualco）、太平洋岸のショコヌチコ、アヨトラン（Ayotlan）とも同盟を結んでいた（Tezozomoc 1997:323）。メシーカ勢力の懲罰部隊は、ミアウァトランやイスウァトランの先導[9]で、地峡部へ向かって進軍したという（Tezozomoc 1997:325）。実際にメシーカ軍に征服されたのは、テワンテペック、ショチトラン、アマシュトランの 3 プエブロだった。イスウァトランは戦う前からアステカ側に協力し、ソコヌスコ地方のショロトラン方面に進軍する際の先導役となった。クロニカ X 系年代記によると、アステカ軍は圧倒的な軍事力で地域住民の半数を殺害し、上記の 3 プエブロは金や宝石、羽

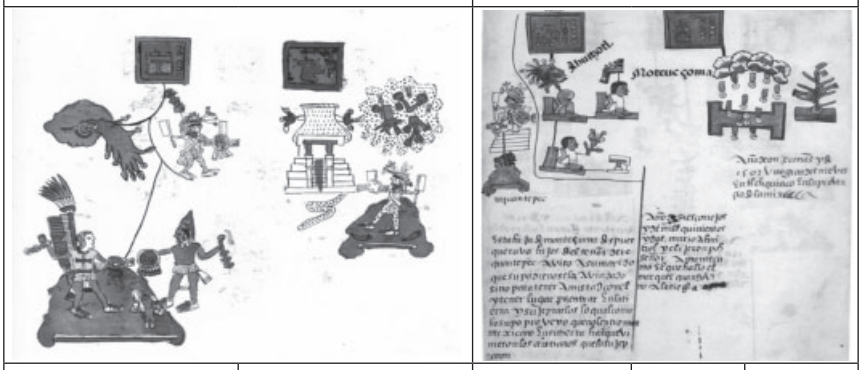
毛製品やジャガー皮などといった威信材をアウィツォトルに納めるようになったという（Tezozomoc 1997:326-328, Durán 1967:II,361）。

一方、サアグンの『ヌエバ・エスパーニャ事物誌』第9巻では、地峡部とソコヌスコ地方の征服が同時期に展開したように語られ、クロニカX系年代記とかなり異なっている。アウィツォトル統治期、アヨトラン・アナワク（Ayotlan, Anahuac）[10] 地方で活動していたポチテカが、クアウテナンコ（Cuauhtenanco）に4年間も閉じ込められるという事態が発生した。ポチテカを包囲したプエブロとしては、地峡部のテワンテペック、イスウァトラン、ショチトラン、アマシュトラン、クアウツォントラ（Cuauhtzontla）と、ソコヌスコ地方と思われるアトラン（Atlan）、オミトラン（Omitlan）、マパチテペック（Mapachtepec）[11] が挙げられている（Sahagún 1988:539-540）。サアグンの記録では、当時トラコチカルカトル（Tlacochcalcatl）という役職にあった後のモクテスマII世が率いる部隊がポチテカ支援のため派遣されたが、援軍部隊の到着時にはソコヌスコ地方南端のアヨトランはすでに平定されていたという（Sahagún 1988:542）。軍事活動がポチテカによって担われ、籠城が4年に及んだこと、支援部隊の到着時にアヨトランが平定されていたなどのエピソードにはかなり不自然なものがある。

クロニカX系年代記では、地峡部の征服とソコヌスコ地方への遠征は連続した事業としては記述されていない。メシーカ勢力に敗北し貢納を納めるようになった地峡部のプエブロは、メシーカに納めるための貢納品を確保するため、ソコヌスコ地方に赴いたという。しかし、ショロトラン、アヨトラン、マサトラン、ショコヌチコは貢納品を提供することを拒み、彼らを殺害したとされる。この事態に対応するため、アウィツォトルが率いる懲罰部隊は、テワンテペックを経由してソコヌスコ地方に向かった。遠征部隊は海岸部のマサトラン、アヨトラン、さらには内陸部のショロトランやショコヌチコなどを次々と制圧していったとされる（Tezozomoc 1997:334-340; Durán 1967:II,383-389）。ソコヌスコ地方の制圧が1497／98年だったことは、メシーカの遠征部隊がソコヌスコから還還した翌年の1499年に起きたメキシコ盆地の大洪水に関する記述が『クロニカ・メヒカナ』にあることからも傍証できる。

クロニカX系年代記で言及されているショチトラン、アマシュトラン、テワンテペックの征服は、チマルパインの『第七年代記』では1497年となっているが（Chimalpahin 1998:II,135）、『クアウティトラン年代記』ではショチトランの征服は1496年、テワンテペックとアマシュトランの征服は1497年となっている（Velázquez 1975:58）。一方『トラテロルコ年代記』では、テワンテペックとの戦いは1497年に始まり、約2.5万のメシコ人が川で溺れて亡くなったという記述がある（Tena 2004:97）。またイシュトリルショチトルの『チチメカ王国史』では、1496年にテワンテペックに派遣されたアステカ軍は手痛い敗北を喫したが、汚名を雪ぐための人身犠牲に必要な捕虜を確保するため、1497年にアマシュトランとショチトランを征服したとなっている[12]。

一方、絵文書記録類でも同様のことが確認できる（図2参照）。CRによると、アマシュトランの征服は1497年、テワンテペックと同盟を結んでいたチルテペック（Chiltepec）の征服は1498年となっている（CR 1900:217）。CRの原版とされるCTRの1501年の欄には、テワンテペックの地名絵符があり、その上に神殿で行われる生贄儀式の様子が描かれている。その下のスペイン語注釈には次のような記述が付せられている。「後にテワンテペック領主との間に子どもを持つことになるこのモンテスマの娘は、父親がテワンテペック領主と友好関係を結び、その土地に入って服属させる目的で娘を嫁がせたということを夫に告げた。それを知った彼は、スペイン人がこの




| CR f. 85r | | CTR f. 41r | | |
|---|---|---|---|---|
| 1497 年<br>Amaxtlan 征服 | 1498 年<br>Chiltepec 征服 | （1501 年）<br>Tequantepec | 1502 年 | 1503 年 |

**図 2　地峡部のプエブロ征服を語る絵文書**

図像出典 : https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/rios/rios.html
https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/telleriano/telleriano.html

地に到来し征服する時まで、メシコ人が自分の土地に入り込まないよう注意を払ってきた」（CTR f. 41r）

クロニカ X 系年代記やサアグンの記録では、敗北した地峡部のプエブロはメシーカに貢納することになったとされている。しかし 1580 年作成の「テワンテペック地理報告書」には、テワンテペックは戦いに負けることもなく、服属もしなかったと記述されている。「異教時代、この地の人々がおもに戦ったのはメシコ領主モテスマ（Motezuma）[13] といわれる。かのモテスマはテクアンテペック（Tequantepec）地方に膨大な数のメシコ人を派遣したが、この地の住民は勇敢に戦い防衛した。この地の住民はメシコのインディオを殺し、町から 2 レグアの丘にメシコ人の頭だけで防御壁が造られたという。メシコ市に通じる王道に面する丘はかつてこの地の要塞だった。･･･モテスマもメシコのインディオもこの地の住民を服属させられなかった。･･･戦争が終わると、当地に留まっていたメシコ人はソコヌスコやグアテマラ方面に向った」（Acuña 1984:II,114-115）。

これを裏打ちする記述は、ブルゴアの『アメリカ北部地理的記述』のテワンテペック教区の報告にもある（Burgoa 1674:368-369）。コシホエサ II 世率いるサポテコ側は、近郊の丘にある強固な要塞を根拠地に 7 カ月もモンテスマの軍勢の攻撃に抵抗したという。テワンテペック側は優勢に戦いを展開し、殺害したメシコ人の頭骸骨でできた防護壁のことも言及されている [14]。ブルゴアの報告書では、部隊増派にも拘わらず要塞を攻略できなかったメシーカ側は軍事的征服を諦めて、テワンテペック王と婚姻関係を結ぶという「和平協定」を申し出たことになっている。

ブルゴアの報告書では、モンテスマは娘の一人コポ・デ・アルゴドン（Copo de Algodón）をコシホエサ [15] に嫁がせ、テワンテペック王を騙し討ちにしようと画策していたとされる。しかし、ドゥランの『インディアス史』によると、彼女はメシコ兵の待ち伏せをテワンテペック王に告げたため、メシコ兵 1 万人強が殺害されたことになっている（Durán 1967:II, 421-422）。

テワンテペックとメシーカの関係に関する記述は、現地側と帝国側の史料で極めて対照的なものとなっている（Zeitlin 2005:80-86）。クロニカ X 系年代記によると、テワンテペック王は 1502 年に挙行されたモクテスマ II 世の就任式には参列せず、3 章で紹介する反乱を起こしたプエブロへ

の対応を様子見していた。しかし反乱を制圧した後、モクテスマⅡ世がテワンテペックに立ち寄った際には、地峡部のプエブロは以前通りメシーカに服属することを約束したとされる（Durán 1967:II, 421; Tezozomoc 1997:378）。

地峡部のプエブロはCMIIに記載されていないが[16]、『トラコパン帰属プエブロ覚書』では、三都市に貢納していたプエブロとして、地峡部のテワンテペック、ショチトラン、アマシュトランが言及されている。軍事的遠征に物資を提供して貢納が課せられなかったプエブロは必ずしもCMIIに記載されておらず、貢納地区として編成されなかったと、カラスコは指摘している（Carrasco 1996:348-351）。

## 3　遠隔地交易ルートの確立とミヘ地域への浸透

クロニカX系年代記によると、1502年のアウィツォトル死去とモクテスマII世即位式があった時期に、クアツォントラン（Cuatzontlan）とシャルテペック（Xaltepec）という二つのプエブロが反乱を起こしたとされる[17]。『クロニカ・メヒカナ』は、ポチテカを殺害したこれらのプエブロに対してモクテスマII世は軍を派遣したという（Tezozomoc 1997:371）。一方、ドゥランの『インディアス史』55章はクアツォントランとシャルテペックに関する章だが、クアツォントランは言及されず、イクパテペック（Icpatepec）の征服のことが語られている（Durán 1967:II,417）。

その理由は、情報源のクロニカXの地名絵符に関してドゥランがテソソモックと異なる解釈を採用したためと思われる。『インディアス史』55章の絵文書には、中央水路の左側の4名の兵士の背後の地名絵符には山の絵符に草のようなものが描かれている（図4参照）。ドゥランはこれを「糸（ycpa-tl）の場所（tepe-tl）」を意味するイクパテペックと解釈したのである。しかしイクパテペックの地名絵符は、CTRの1511年の欄（CTR f. 42v）やCMIの征服プエブロ一覧（CMI f. 15v）にあるが、いずれも山の絵符と「糸玉」の絵符で構成され、草のような絵符は見当たらない。それゆえ、ドゥランの『インディアス史』55章の絵文書の地名絵符は、テソソモックのように「毛髪（cuatzon-tli）の場所（tlan）」を意味するクアツォントランを示すと解釈した方がよい[18]。

| クアツォントランの地名絵符 | イクパテペックの地名絵符 | |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 左端クアツォントラン、右端テノチティトランの絵符 | 山頂と左山麓に糸玉の絵符 | 山頂に糸玉の絵符 |
| Códice Durán | CTR f. 42v | CMI f. 15v |

**図4　クアツォントランとイクパテペックの地名絵符**

図像出典：https:// aztecglyphs.wired-humanities.org/;
https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/telleriano/telleriano.html

バスケス・チャモロ（Germán Vázquez Chamorro）は、クアツォントランはオアハカ州北東部の現ビジャ・アルタ（Villa Alta）地区にあったと推定している（Tezozomoc 1997:483）。「コアツァコアルコ地理報告書」では、同地区にクアソントラン（Cuazontlan）という地名が見出されるがその場所は不明である（Acuña 1984:I,108）。シャルテペックをミステカ高地の現マグダレナ・ハルテペック（Magdalena Jaltepec）と推定したハッシグは、クアツォントランがその南にあったとしている（Hassig 1988:223）。本稿では、先住民ウァベの言語が植民地期にグアソンテカ（Guazonteca）と呼ばれ、地峡部ラグナ地帯の砂洲にある現サン・マテオ・デル・マールがグアソントラン（Guazontlan）と呼ばれていたこと（Acuña 1984: II,110）に基づき、クアツォントランの場所を現サン・マテオ・デル・マールと同定することにしたい。

アウィツォトル統治期にアマシュトランがテワンテペックとともに征服された際、クアツォントランも征服された可能性は高い。テワンテペックから海路コースでソコヌスコ地方に赴く場合、出航地となるのがテワンテペック川の東側に位置するクアツォントランとなる[19]。1490 年代末のテワンテペック地峡部の征服後もクアツォントランが海路コースで活動するポチテカを妨害したため、再び懲罰行動がとられた可能性があると考えられる。

一方、シャルテペックの征服は、『第七年代記』では 1493 年と 1500 年とされ、2 回目はメシコ人殺害に対する懲罰となっている（Chimalpahin 1998:II,133,139）。『クアウティトラン年代記』ではシャルテペック征服は 1493 年、CR では 1501 年となっている。このシャルテペックの場所に関して、バロス（Alonso Barros）は現ハルテペック・デ・カンダヨック（Jaltepec de Candayoc）にあったと推定している（Barros 2006）。このプエブロは地峡部の北に広がる先住民ミヘ居住域の東部低地のコアツァコアルコス川（Río Coatzacoalcos）の支流ハルテペック川（Río Jaltepec）の中流域に位置している。一方、ガジャルド・バスケス（Gallardo Vásquez）は、シャルテペック領主国の場所はさらに下流のコアツァコアルコ川とハルテペック川の分岐点付近にあったと指摘している。その根拠は 1580 年の「コアツァコアルコ地理報告書」のコアツァコアルコ川絵図で中流の分岐点にシャルテペックが描かれていることである（Gallardo Vásquez 2021:32-34）。1548~1550 年の『視察総録（Suma de vistas）』では、シャルテペックは船で遡行可能なナナカテペック（Nanacatepec）から 5 レグア離れた枝村となっている（García Castro 2013:237,419）。ナナカテペックはシャルテペックとともにサポテカ系領主が統治していたとされる（Chance 1998:31）。

『クロニカ・メヒカナ』で言及されるシャルテペックがハルテペック川の中・下流のいずれにあったかを判断できる材料はない。しかし、シャルテペックがオアハカ州北東部にあったポチテカの需要な中継地トチテペックから地峡部分水嶺を越えて太平洋岸に至る重要な交易ルート沿いに位置していたことは確実である（Gallardo Vásquez 2021:30）[20]。ポチテカの海岸ルートの起点であったクアツォントランと同様、分水嶺越えの主要ルートに位置するシャルテペックでポチテカに対する妨害が起きたことはメシーカにとっては極めて重大な問題だったことは間違いないだろう。

『クロニカ・メヒカナ』によると、クアツォントランとシャルテペックを征服した後、宝石細工に必要な貴重な石[21]を入手するため、約 100 名の使節がケツァルテペック（Quetzaltepec）とトトテペック（Tototepec）に派遣されたが、二つのプエブロはモクテスマ II 世の要請を拒否したという。ケツァルテペックの領主は「自分たちを臣民のように扱うのか。ケツァルテペックと戦ったこともなくその武勇を知らないのに」と激怒し、使節団を殺害、遺体を川や峡谷に遺棄したという（Tezozomoc 1997:380-382; Durán 1967:II,425-426）。その報復のため、モクテスマ II 世はケツァ

ルテペックとトトテペックに軍を派遣することになった。

ドゥランの『インディアス史』によると、遠征には約 40 万人が動員され（Durán 1967:II,427）、アステカの史上最大規模の軍事行動だったという。三都市の王たちが率いた部隊はフアレス山地の現ハルティアンギス（Santa María Jaltianguis）にあたるシャルティアンキスコ（Xaltianquizco）に集合し、二つのプエブロの征服に向かうことになった。『十字絵文書』ではシャルティアンキスコの征服は 1503 年とされているので（Dibble 1942:84）、二つのプエブロへの遠征は 1503 年以降になり[22]、ハシグ（Ross Hassig）は 1505／1506 年頃と推測している（Hassig 1988:227）。

一方 CTR ではトトテペックの征服は 1513 年の欄に記載されている（CTR f.43、図 5）。その下部にあるスペイン語注記は、「この年、8 の家、つまり 1513 年、メシコ人はメシコから 80 レグアの南の大洋にあるトトテペック地方を服属させた」となっている。このスペイン語注記で語られているトトテペックは明らかにオアハカ州南部にある現ビリャ・デ・トゥトゥテペック（Villa de Tututepec）を指している。しかし、CTR のトトテペックを示す地名絵符に描かれた鳥は、CMI でアウィツォトル統治期の征服プエブロとされるトトテペックの鳥の図像や、CMI のモクテスマ II 世統治期の征服プエブロのウィロテペック（Huilotepec）を示す地名絵符に描かれている鳥の図像とかなり異なる。前者は鳥一般を指すナワトル語のトトル（tototl）、後者は鳩・鶉を指すナワトル語のウィロトル（huilotl）の図像だが、CTR の 1513 年の地名絵符の鳥はそのどちらでもない。チマルパインの『第七年代記』の 1513 年にアロテペック（Alotepec）が征服されたという記述があり、チマルパインは CTR のこの絵符をナワトル語でアロトル（alotl）という金剛インコと解釈したことが窺われる。

このアロテペックはミヘの霊峰センポアルテペトル（Cerro Zempoatepetl、標高 3,396m）の東側に位置し、その南東約 10km にケツァルテペックに相当する現サン・ミゲル・ケツァルテペックがある。興味深いことに、チマルパイン『第七年代記』では、翌 1514 年にケツァルテペックの征服があったとされている（Chimalpahin 1998:II,147,149）。チマルパインによれば、トトテペック（＝アロテペック）とケツァルテペックの征服はハシグが想定した 1505／1506 年頃より 10 年近く後に行われたことになる。モクテスマ II 世即位直後とされるトトテペックとケツァルコアトルの征服は、チマルパインの『第七年代記』で語られるアロテペックとケツァルテペックの征服とは別のもので、1514 年のケツァルテペックの征服は 2 回目だった可能性が高い。

| CTR 1513 年 | Tototepec: 鳥 | Totoltepec: 七面鳥 | Huilotepec: 鶉／鳩 | Alotepec: 金剛インコ |
|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |
| CTR f. 43 | CMI f. 13r | CR f. 85v | CMI f.15v | CTR　f. 43r |

**図 5　CTR にある鳥の地名絵符の解読**

図像出典：https://aztecglyphs.wired-humanities.org/;
https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/telleriano/telleriano.html

アステカ連合部隊が最初に向かったトトテペックの手前には水量の多いケツァラトル・イテンパン川（quetzalatl ytenpan、澄んだ水の岸辺）があったが、メシーカ軍は葦舟や木の筏、あるいは蔓橋を構築して川を渡り、何重にもめぐらされた防御壁を突破したとされる。トトテペックの神殿に火を放ち、メシーカは 600 名、テスココは 400 名、トラコパンは 350 名を戦争捕虜として確保したという（Tezozomoc 1997:384-385）。その後、ケツァルテペックの攻略に向かうが、構築された幾重もの防御壁を乗り越えるのに何日も要することになった。最終的に 5 つの防御壁を攻略、神殿に火を放ったという。降伏したケツァルテペック側は和平を申し入れ、「カカオ、紙、豪華なマント、最上級の羽毛製品、エメラルドや翡翠、トルコ石などの貴石」を貢納することを約束したとされる（Tezozomoc 1997:387）。

後者のケツァルテペックに関しては、オアハカ州北東部のミヘ山地にある現サン・ミゲル・ケツァルテペック付近にあったプエブロということで意見は一致している。パパロアパン川（Río Papaloapan）の支流プシュメタカン川（Río Puxmetacan）の上流域に位置するこのプエブロの周辺 10km 圏内には、チュスナバン（Chuxnabán）やサンタ・クルスというケツァルテペックの名前がついたプエブロも複数あり、前者にはペロータ球戯場の遺構の存在が確認されている。

一方、トトテペックに関する見解は定まってはいない。トトテペックでよく知られているのは、CTR の 1513 年の欄のスペイン語注記にあるオアハカ州南部の現ビリャ・デ・トゥトゥテペック（Villa de Tututepec）である。このプエブロはスペイン人到来時にメシーカに服属していなかったミステカ系のトトテペック王国（Reino de Tototepec）の主邑であり（Davis 1968:196-203）、候補とはなりえない。トトテペックの候補地の一つは、ゲレロ州南東部のアヨトラン（Ayotlan）戦略地区の主邑とされる現アユートラ・デ・ロス・リブレス（Ayutla de los Libres）の南にあったと推定されている。1548-1555 年の『視察総録』では、アユートラから 3 レグアの枝村トゥトゥテペケ（Tututepeque）にはメシコ人が駐留するモクテスマの要塞があったという（García Castro 2013:65）。このトトテペックの近くにはケツァラパン（Quetzalapan）という集落があり、ベルデ川（Rio Verde）と呼ばれる大河があったとされる（Carrasco 1996:458-459）。もう一つの候補はオアハカ州の北東域のトチテペック貢納地区にあったとされるトトテペックだが、近隣にケツァルテペックという地名の存在は確認できない。

トトテペックに関しては、オアハカ州北東部ミヘ山地に位置するトトンテペック（Totontepec）の誤記ではないかという説がある。アステカ独立領主国の研究の先鞭をつけたデービスは、トトンテペックという地名はトトテペックと同じものと判断し[23]、ケツァルテペックやシャルティアンキスコという関連地名が近隣にあることを踏まえ、トトテペック＝トトンテペック説を主張した（Davies 1968:199）。このトトンテペックはミヘの霊峰センポアルテペトルの北側にある現トトンテペック・ビリャ・デ・モレロス（Totontepec Villa de Morelos）行政区に相当している。ブルゴアの報告書ではトトンテペックはミヘ王国（nación de los mijes）の主要なプエブロだったとされている（Burgoa 1674:292）。この仮説はオーダイクによって支持され（Oudijk 2000:18）、トトンテペックやミヘに関する近年の民族誌では全面的にこの説が採用されている（Bernal Alcántara y Molina Domínguez 2021:110-112）。ガジャルド・バスケスは、トトンテペック近郊に筏で渡るほどの大河がないことから、トトンテペック説を全面的に支持はできないとしている（Gallardo Vázquez 2021:60-63）。

本稿では、モクテスマ II 世の即位直後に征服されたトトテペック（＝トトンテペック）とケツァ

ルテペックはミヘ領域にあったプエブロという説を採用することにしたい。トトンテペックから西約 50km に位置するシャルティアンキスコがアステカ連合軍の集合地だったことを考えると、トトテペックのゲレロ州南東部のアヨトラン戦略地区やトチテペック貢納区説は成立しない。ブルゴアの報告書で、サポテカやメシーカの侵略に抗してミヘの神話的王コンドイ（Condoy）がトトンテペックやケツアルテペックでも戦ったことが語られていることもミヘ領域説を補強するといえよう。

チマルパイン『第七年代記』の 1504 年の項目には、「この年メシコではポチテカヨトル（pochtecáyotl）が始まった」という記述がある。チマルパインによると、ポチテカトルはポチテカがアナワックに赴き、インコ、オウム、金剛インコの羽毛を持ち帰り、それを売ることを意味するという（Chimalpahin 1998:II,139）。つまり、オアハカ北部山地の東に広がるミヘ山地のプエブロの征服の目的は、金や宝石、羽毛飾りや獣皮の装飾品などアステカ支配階層に不可欠な威信財を安定的に調達することと、ポチテカの遠隔地交易ルートの拠点を確保することであったことはほぼ確実であろう。

トトンテペク（= トトテペック）やケツァテペックがメシーカ軍に攻略された後も、ミヘ山地に散在していた小規模なプエブロはメシーカの攻撃に抵抗を頑強に続けていたと思われる。そのことは、1513 年のアロテペックへの侵攻や 1514 年のケツアルテペックへの 2 度目の侵攻が示唆している。ミヘ山地に散在していたミヘの小領主国群は、メシーカだけでなく、西に隣接しているサポテカ勢力のたえざる攻撃に晒されていた（Güereca Durán 2025:62-70）。

## 4. スペイン人到来時の地峡部のメシーカによる領域編成

スペイン人到来時のオアハカ州東南部のプエブロとメシーカ勢力との関係は極めて多様なものだった。15 世紀半ばまでテオサポトラン王が支配していた地域の西に位置するオアハカ中央盆地域と東に位置するテワンテペック地峡部では、アステカ帝国への組み込まれ方も大きく異なる。

スペイン人到来時、テワンテペックに避難していたコシホエサⅡ世はオアハカ中央盆地域の戦略地区の主邑テオサポティトラン領主に復帰していたとされる。1490 年代にテオサポトランがメシーカによって征服された後、テオサポトラン傘下にあったプエブロのうち、テティクパック、テオティトラン、マクイルショチトルなどは、ミステカ系のコヨラパン貢納地区として編成されていた。一方、テオサポトラン戦略地区に残留したトラコルーラ、ミクトラン、チチカパンといったプエブロは、テオサポトラン領主から一定程度自立していたと思われる。

コシホエサⅡ世とメシーカ大領主の娘との間に生まれたコシホピⅡ世は、スペイン人到来時にはテワンテペック領主国の領主として統治していた。テワンテペック領主国の範囲は植民地期のテワンテペック管区（Alcaldía）に反映され、テワンテペック川下流域のサポテカ居住域やラグナ地帯のウァベ居住域だけではなく、東は先住民ソケ居住のチマラパス山地や平原部のプエブロ、さらに西はネシャパまで及ぶとされてきた（Gallardo Vásquez 2021:50）。1554 年に作成されたコシホピⅡ世の資産目録に関する証言によると、コシホピⅡ世や父親（コシホエサⅡ世）、祖父（コシホピⅠ世）が支配していた地域は主邑テワンテペックから 15 レグア（約 60km 強）の範囲内にあったという（Oudjik 2019:25）。実際、彼の資産と認定されたシュチトラン、トラコテペック（Tlacotepec）、アマティトラン（Amatitlan）、チルテペックなど 7 つのエスタンシア（付属村）は




～標高 2000m

| オアハカ盆地域 | 北部山地 | | 地峡部 | |
|---|---|---|---|---|
| Coyolapan 貢納地区<br>Teozapotlan 戦略地区<br>Miahuatlan 戦略地区<br>Amatlan 独立領主国 | Ixtepexi<br>戦略地区 | Ixtepexi<br>① Yoloxonecuilan<br>② Atepec<br>③ Xaltianquizco | Tehuantepec<br>領主国<br>15 世紀入植地<br>⊥（要塞） | Tehuantepec Xochtla Ⓐ Tlacotepec<br>Ⓑ Chiltepec Ⓒ Xalapa<br>Ⓓ Guevea Ⓔ Petapa<br>Guiengola Nexpa |
| | ミヘ<br>小領主国 | ④ Alotepec<br>⑤ Quetzaltepec<br>⑥ Totontepec<br>⑦ Xaltepec | ウァベ系 | Amaxtlan, Guazontlan (=Cuatzontlan)<br>Ⓕ Itztactepec Ⓖ Tepecuazontlan |
| Tototepec 独立領主国 | | | ソケ系 | Izhuatlan Ⓗ Niltepec<br>Ⓙ Tapanatepec Ⓚ Zanatepec |
| | Xaltepec 領主国 | | チョンタル系 | Tequisistlan |

**地図３　スペイン人到来時のオアハカ州南東部の領主国の分布**（筆者作製）

いずれもテワンテペックから 50km 圏内に位置していた[24]。この狭義のテワンテペック領主国にせよ、植民地期のテワンテペック管区に相当する広義のテワンテペック領主国にせよ、その領域内での主邑と付属村との空間的配置は、ベルダンらの提唱した「戦略地区」のものと何ら変わりがない。

西側のテオサポトラン領主と東側のテワンテペック領主の支配圏の境界に関してははっきりしない。15 世紀半ばにサポテカが入植したゲベア（Guevea）やペタパ（Petapa）などが 1490 年代末にメシーカに征服されていたかは不明で、スペイン人到来時にどちらの領主国に服属していたかも不明である。同じことは、テオサポトラン領主国とテワンテペック領主国の中間に位置していたテオサポトラン王の構築した要塞があったネシャパなどに関しても言える。二つの領主国の

中間に居住していたテキシストラン（Tequisistlan）などチョンタルの人々もメシーカ勢力や二つのサポテカ領主国からある程度独立していたのではないかと推定できる。それはテワンテペック領主だったコシホピII世がペドロ・アルバラド軍に協力してハラパやテキシストランを攻略したことから推察できる（Van Doesburg 2022:37）。

地峡部ラグナ地帯のウァベ系のアマシュトランとクアツォントランはモクテスマII世統治期以前にメシーカに征服されたが、スペイン人到来時のメシーカとの関係は不明である。テワンテペック領主のコシホピII世ことドン・フアン立会いの下に1542年に作成された『課税簿（Libro de tasaciones）』によれば、グアソントラン、テペグアソントラン（Tepeguazontlan）、イスタクテペック（Itztactepec）はテワンテペックに貢納する義務を有していたという（González de Cossío 1952:372-376）[25]。これはスペイン人到来前の関係ではないが、地峡部ラグナ地帯のウァベ系のプエブロがテワンテペック領主に貢納を納める形で服属していたことはスペイン人到来前から続いていたと思われる。

地峡部ラグナ地帯の東に位置するソケ系のプエブロは、狭義のテワンテペック領主国への服属の度合いは低かったと思われる。15世紀半ばのテオサポトラン王の支配領域にイスウァトランやニルテペック（Niltepec）は含まれていたが、イスウァトランはメシーカといち早く同盟関係を構築することでメシーカの征服を免れていたが、その傘下にあったことは否定できない。15世紀半ばのテオサポトラン王の支配領域に含まれなかったサナテペック（Zanatepec）やタパナテペック（Tapanatepec）なども、スペイン人到来時のテワンテペック領主国には属していなかったと思われる（Trejo 2004:22）。

ミヘ山地やフアレス山地を含むオアハカ北部山地の「サポテカ地域（Los zapotecas」）の地理報告書は遺失している。しかし南隣りの「ネシャパ（Nexapa）地理報告書」では、ケツァルテペックとシロテペックケ（Xilotepec）はミヘ居住地域として言及されているが、先スペイン期に関する情報は皆無である。それゆえ、モクテスマII世即位後からメシーカの征服活動が展開するようになったミヘ山地のプエブロとメシーカ勢力がどのような関係にあったかはよくわかっていない。スペイン人到来時、ミヘ山地一帯には約30の小領主国が存在していたとされる（Gallardo Vásquez 2021:64）。しかし、そのなかにモクテスマII世即位直後に征服されたトトンテペックはあるが、チマルパインの『第七年代記』で1513年と1514年にメシーカ勢力に征服されたアロテペックとケツァルテペックは含まれていない。ミヘ側の記録ではメシーカへの抵抗や貢納を拒否したことが強調されており、ミヘ山地の小領主国はメシーカから一定程度の独立を保っていたと見なすことができる。

ミヘ山地の西のフアレス山地に位置するイシュテペヒ戦略地区を構成するサポテカ系プエブロは1510年代に征服の対象となった。イシュテペヒの先祖がヨロショネクイラン出身でモンテスマに貢納したという「イシュテペシック（Ixtepexic）地理報告書」の記述（Acuña 1984:I,238,240-241）に依拠して、ベルダンらはアテペック（Atepec）、イツティトラン（Iztitlan）、シャルティアンキスコ、ヨロショネクイラン（Yoloxonecuilan）などを戦略地区の構成プエブロとした。その判断基準は、ほぼ同じ時期に征服された南部山地域のミアウァトラン戦略地区に適用されたものと同じである。

## おわりに

メシーカ征服後の状況に関する十分な史料がない地峡部のプエブロは、貢納地区や戦略地区ではなく帝国の「周縁地区」であると、ベルダンらは位置づけていた。ベルダンらが提起した戦略地区の基準は、政治的な従属関係の有無というかなり曖昧なものだった（Berdan et al. 1993:111）。戦略地区と提示された領域は、貢納徴収官が配備された貢納地区のように「均質的に編成された空間」ではない。急速に支配領域が拡大していった 1490 年代以降、帝国の縁辺部で征服されたプエブロの場合、帝国の統治体制へ統合が十分に展開されたとは考えにくい。反乱などで不通となった遠隔地交易ルートの確保、貴重な資源獲得の名目で征服された地峡部やミヘ山地域のプエブロの多くは、基本物資や威信材確保のための貢納徴収官が配置されて貢納地区として編成されることはなかった。

軍事遠征への物資・人員提供で貢納を免除されたプエブロは貢納地区に編成されなかったことが指摘されてきたが（Carrasco 1996:348-351）、央盆地域南部のミアウァトランの場合、激しい抵抗もなくメシーカ遠征に協力し、コヨラパン貢納地区の貢納徴収官を通じて砂金を貢納するようになっていた。そのため、ベルダンらはこの地区を戦略地区に分類している。同じようにメシーカ遠征に先導役として協力したとされる地峡部の先住民ソケのイスウァトランは、近くに貢納徴収官駐留のプエブロがないため、非定期的な贈答品の提供に留まっていた可能性がある。こうした軍事的サービスや労働力、非定期的な贈答品の提供は、帝国に対する政治的従属を示すものであり、遠隔地交易商人の域内通行権を認知することも政治的従属と言っていいだろう。

マヤ地方へ向かうポチテカの主要交易ルートの分岐点に位置するテオティトラン・デル・カミーノ領主国は帝国と同盟関係にある独立領主国と見なされていたが、実際には貢納を納めていた。メシーカ大領主と婚姻関係による同盟関係を成立させていたテワンテペック領主国は、グアテマラ方面に向かうポチテカの通行権を認知することで、メシーカに政治的に従属していた。同時期にメシーカに征服された周辺のウァベ系のプエブロも、テワンテペック領主国を介して帝国と政治的従属関係にあったと思われる。そこで構築されていた征服プエブロと帝国の関係図式は、ミアウァトラン戦略地区で指摘されていた主邑と従属村の関係図式と類似したものとなっている。

アステカ帝国の版図の空白地区とされてきたテワンテペック地峡部に位置するプエブロの多くは、メシーカ大領主に対して多様な形で政治的に従属していたことは確実である。

## 注

1）貢納表や CM Ⅱに未記載の貢納地区として、「モクテスマにインディオが払った貢納に関する 1554 年の情報」で言及されているアパン（Apan）地区がある。現イダルゴ州に位置するこの貢納地区には貢納収税官駐留のプエブロは 5 つあったとされる（Rojas 1997:104）。

2）テスココ系史料としては『モトリニア覚書（Memoriales de Motolinía）』の「メシコ、テスココ、トラコパン貢納プエブロ（Pueblos que tributaban a México, Tezcoco y Tlacopan）」（Motolinía 1971:394-396）、トラコパン系史料としては『トラコパン帰属プエブロ覚書（Memorial de los pueblos de Tlacopan）』（Memorial 1944:118-122）が代表的なものである。

3）バーローの復原地図では、これ以外にもオアハカ州南西部のミステカ小領主国群（Señoríos

Mixtecos）や北西部のコマトリカヤック領主国（Señorío Coatlicamac）がある。

4）『トラコパン帰属プエブロ覚書』7-2 セクションの 70 プエブロのうち 17 のプエブロは、テオティトラン領主国に隣接の 5 貢納地区記載のプエブロとなっている（Carrasco 1996:439-449）。

5）テワカン貢納地区は、主邑以外にコシュカトラン（Coxcatlan）、テパンコ（Tepanco）、サポティトラン（Zapotitlan）、アシャルパン（Axalpan）など 8 プエブロで構成されていたとされる。上記一覧に記載のマサトラン（Maçatlan）、オウアトラン（Ohuatlan、現ワウトラ・デ・ヒメネス）など 7 つプエブロで構成されるテオティトラン領主国も戦略地区とみなしうる。

6）テオサポトランとテワンテペクとを結ぶ回廊の中間のネシャパ（Nexapa）、回廊北側のミヘ対策用の 1 カ所、南側のチョンタル対策用の 2 カ所に要塞があった（Burgoa 1674: II,315-316）。

7）先住民族ソケの居住地とされるイスウァトランは元々ウァベが先住者で、その後サポテコが居住したとされる。1586 年に当地を訪問したシウダー・レアル（Antonio de Ciudad Real）は、「ソケ、別名ミヘというインディオ」が居住と記録している（Ciudad Real 1993:I,179）。

8）ショチトランは現フチタン（Juchitán）、アマシュトランは現サン・フランシスコ・デル・マール（San Francisco del Mar）、イスウァトラン（Yzhuatlan）は現サン・フランシスコ・イスワタン（San Francisco Ixhuatán）に相当する地峡部のプエブロである。ショロトランに関しては場所を確定できないが、ソコヌスコ地方にあったと思われる。

9）このミアウァトランに関して、オアハカ中央盆地域南部のミアウァトラン（現 Miahuatlán de Porfirio Díaz）ではなく、地峡部にあったと思われるプエブロとする説をカラスコは提示している（Carrasco 1996:481-483）。

10）アナワク・シカランコ（Anaoac Xicalanco）がメキシコ湾岸側の地峡部を指すのに対し、アヨトラン・アナワクは太平洋岸の地峡部からソコヌスコ地方を指す。アヨトランはソコヌスコ地方最南端のグアテマラ領テクン・ウマンに当たる場所にあったとされる（Voorhies et al. 1989:81）。

11）アトランとオミトランは『トラコパン帰属プエブロ覚書』で常にマパチテペックとともに言及されているので（Memorial de Tlacopan 1942:120）、ソコヌスコ地方のプエブロと見なせる。

12）1499 年に地域で最多の人口をもつアメシュトロアパン（Amextloapan）を包囲、数千人殺害、捕虜 1.7 万確保とされるが（Ixtlilxochitl 1977:II,163,167）、このプエブロは地峡部に確認できない。

13）このモンテスマはメシーカ大領主全般を指す用語で、実際はアウィツォトルを指している。

14）ミステカ王も 2 万の兵を要塞の北側平原に配置し、メシコ兵士の骨や頭蓋骨を要塞に並べたという記述もある（Burgoa 1674:368-369）。この箇所のモンテスマもアウィツォトルを指している。この要塞がハラパとテワンテペックの中間にあるギエンゴラ（Guiengola）遺跡であることは明白である（Ramón Celis et al.2024）。

15）ブルゴアの記述にあるコシホエサはコシホエサⅡ世に当たる。当時のモクテスマ II 世（1466 年頃～ 1520 年）の年齢を考えると、コポ・デ・アルゴドン（ナワトル語名 Coyolicatztín、サポテカ語名 Pelaxilla）はアウィツォトルの娘（モクテスマⅡ世の従姉妹）だった可能性が高い。

16）カラスコはコヨラパン貢納地区のクアツォンテペック（Cuatzontepec）を地峡部のテペクアツォントラン、またはクアツォントランと見なした（Carrasco1996:436）。現在ではこの注記が誤読で、現ハリエサ（Jalieza）の旧名称メカテペック（Mecatepec）と解読すべきとされている。https://aztecglyphs.wired-humanities.org/content/mecatepec-mdz44r（最終閲覧 2025 年 11 月 15 日）

17）この時期のメシーカの征服活動に 1502 年に即位したモクテスマ II 世が既に関与していたので、クロニカ X 系年代記では彼の功績として記述している可能性が高く、クロニカ X 系年代記以外の史料ではシャルテペック征服はアウィツォトル統治期とされている。

18）イクパテペックはオアハカ州北西部のミステカ高地にあり、水量の豊かな川を挟んで対峙する構図は考えにくく、地峡部ラグナ地帯の先住民ウァベのクアツォントランの方がふさわしい。

19）サン・マテオ・デル・マール行政区の西端にウアサントラン・デル・リオ（Huazantlán del Río）があるが、この名称はサン・マテオ・デル・マールと改称された後に付いたものである。
20）バロスは、シャルテペックとケツァルテペックは雨季に水没する地区の多い熱帯雨林の広がる地峡部で年間を通じて唯一通行可能なルートがあった地区と指摘している（Barros 2007:334）
21）テソソモックはエメラルドや猫目石（huitziltetl）を挙げているが、ドゥランの『インディアス史』では宝石研磨用の砂も言及されている（Durán 1967:II,425）。
22）『チチメカ王国記』では、カカマツィン（Cacamatzin）のテスココ大領主即位後の 1516 年にシャルティアンキスコが征服されたことになっている（Ixtlilxochitl 1977:II,192）。
23）ブルゴアが Totôtepeque と表記した個所が何カ所もある。トトンテペックは「鳥の丘」ではなく、totonqui（熱い）+ tepetl（丘）を意味する（Bernal Alcántara y Molina Domínguez 2021:27）。
24）1580 年の「テワンテペック地理報告書」では絵図に示されたすべてのプエブロがテワンテペック領主の傘下にあったかのように記載されているが、絵図に描かれたプエブロの大半はテワンテペックから半径 50km の圏外に位置している。
25）グアソントランは干魚、テペグアソントランは石灰、イスタクテペックはエビをテワンテペック領主に納めていたとされる（González de Cossío 1952:373-374）。

## Bibliografia

Acuña, René
1984 *Relaciones geográficas del siglo XVI: Antequera*. 2 vols., UNAM, México, D.F.

Barlow, Robert H.
1949 *The Extent of the Empire of the Culhua Mexica*. University of California, Berkeley and Los Angeles.
1990 “Las conquistas de Moctezuma II”. En *Obras de Robert H. Barlow*, vol. 3, INAH/UDLA, México, D.F. y Puebla, pp.97-128.

Barros, Alonso.
2007 “Cien años de guerras mixes. Territorialidades prehispánicas, expansión burocrática y zapotequización en el Istmo de Tehuantepec durante el siglo XVI”. *Historia Mexicana* 57, núm. 2:325-403.

Berdan, Frances, et al.
1993 *Aztec Imperial Strategies*. Dumbarton Oaks Research Library and Collections, Washington, D.C.

Bernal Alcántara, Juan Arelí y Jorge Molina Domínguez
2021 *Anyukojm-Totontepec.Historia y cultura mixe*. INPI, México, D.F.

Burgoa, Francisco de
1674 *Segundo tomo de la segunda parte de La historia geográfica descripción de la parte septentrional del Polo Ártico de la América.* Imprenta Juan Ruyz, México.
https://www.cervantesvirtual.com/obra/segundo-tomo-de-la-segunda-parte-de-la-historia-

geografica-descripcion-de-la-parte-septentrional-del-polo-artico-de-la-america-1232686/（最終閲覧 2025 年 11 月 15 日）

Carrasco, Pedro
1996　*Estructura político-territorial del Imperio tenochca. La Triple Alianza de Tenochtitlan, Tetzcoco y Tlacopan.* FCE/El Colegio de México, México, D.F.

Castillo Tejero, Noemí
2002　“Cartografía de sitios mencionados en fuentes históricas del área del Valle de Tehuacán, Puebla”, *Arqueología*, 27:63-72.

Ciudad Real, Antonio de
1993　*Tratado curioso y docto de las grandezas de la Nueva España*. 2 tomos, UNAM, México, D.F.

Códice Telleriano Remensis (CTR)
https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/telleriano/telleriano.html（最終閲覧 2025 年 11 月 15 日）

Códice Rios (CR)
https://pueblosoriginarios.com/meso/valle/azteca/codices/rios/rios.html（最終閲覧 2025 年 11 月 15 日）

Davies, Claude Nigel Byam
1968　*Los señoríos independientes del Imperio Azteca*. INAH, México, D.F.

Doesburg, Sebastian van
2022　*Conquista y colonización en Oaxaca*.UNAM, México, D.F.

Dibble, Charles
1942　“Códice en Cruz”, Tesis de Doctorado, UNAM. México
https://tesiunamdocumentos.dgb.unam.mx/ppt1997/0121183/Index.html（最終閲覧 2025 年 11 月 15 日）

Durán, Fray Diego
1967　*Historia de las Indias de Nueva España e Islas de la Tierra Firme*. Editorial Porrúa, México, D.F.

Gallardo Vásquez, Julio César.
2021　*Ja mejy jïts ja kojpk. Atlas de la conquista de la región mixe-zoque*. Colectivo Mixe, Oaxaca.

García Castro, René (ed.)
2013　*Suma de visitas de pueblos de la Nueva España,1548-1550*. Universidad Autónoma del Estado de México, Toluca.

González de Cossío, Francisco
1952 *El Libro de las tasaciones de pueblos de la Nueva España. Siglo XVI,* AGN, México, D.F.

Güereca Durán, Raquel E.
2025 *Tierra, poder y memoria: Analco, Oaxaca, siglos xvi-xix.* UNAM, México, D.F.

Ixtlilxochitl, Fernando de Alva
1977 *Obras históricas*. 2 tomos, UNAM, México, D.F.

Memorial de los pueblos deTlacopan
1942 "Memorial de los pueblos sujetos al señorío de Tlacupan, y de los que tributaban a México, Tezcuco y Tlacupan" en Francisco del Paso y Troncoso (ed.), *Epistolario de Nueva España*, Porrúa, México, D.F, vol. 14. pp.118-122.

Oudijk, Michel
2000 *Historiography of the Bènizàa: The Late Postclassic and Early Colonial Periods*. Research School CNWS, Leiden University, Leiden.
2007 "Una nueva historia zapoteca. La importancia de regresar a las fuentes primarias". En Sebastián van Doesburg (coord.), *Pictografía y escritura alfabética en Oaxaca*. Fondo Editorial del Instituto Estatal de Educación Pública de Oaxaca, Oaxaca, pp. 89-116.
2008 "The Postclassic Period in the Valley of Oaxaca: The Archaeological and Ethnohistorical Records". In Jeffrey P. Blomster (ed.), *After Monte Alban. Mexico*, University of Colorado Press, Boulder. pp. 95-118.
2019 *Cambiar para seguir igual. La fundación y caida del cacicazgo de Tehuantepec (siglo XV y XVI)*. UNAM, México, D.F.

Oudijk, Michel and Maarten Jansen
2000 "Changing History in the Lienzos de Guevea and Santo Domingo Petapa". *Ethnohistory*, 47 (2) pp.281- 331.

Ramón Celis, Pedro Guillermo, Itzel Chagoya Ayala y Mario Alberto Soto Fuentes
2024 "Tras las huellas del estado zapoteco en vísperas del contacto europeo: Estudio de un palacio en Guiengola, Tehuantepec". *Cuadernos del Sur*, No. 56, pp. 25-52.

Rojas, José Luis de
1997 *Información de 1544. Sobre los tributos que los indios pagaban a Moctezuma*. CIESAS, México, D.F.

Sahagún, Fray Bernardino de
1988 *Historia general de las cosas de Nueva España*. 2 tomos, Alianza Editorial, Madrid.

Tena, Rafael
2004 *Anales de Tlatelolco.* CONACULTA, México, D.F.

Tezozomoc, Hernando de Alvarado
1977　*Crónica Mexicana*. Historia 16, Madrid.

Trejo, Leopoldo
2004　*Los que hablan la lengua. Etnografía de los zoques chimalapas.* INAH, México, D.F.

Velázquez, Primo Feliciano
1975　*Códice Chimalpopoca. Anales de Cuauhtitlan y leyenda de los soles.* UNAM, México, D.F.

Voorhies, Barbara (ed.)
1989　*Ancient Trade and Tribute. Economies of the Soconusco Region of Mesoamerica*. University Utha Press, Salt Lake City.

Zeitlin, Judith Francis
2005　*Cultural Politics in Colonial Tehuantepec. Community and State among the Isthmus Zapotec, 1500- 1750*. Stanford University Press, Stanford.

〈論　　文〉

# ブラジル北東部文学と抵抗する女性像
## ――グラシリアノ・ハーモス著『サンベルナルド』から――

岐　部　雅　之*

**キーワード**

グラシリアノ・ハーモス、サンベルナルド、北東部文学、行為（パフォーマンス）、女性像

**Resumo**

O presente trabalho tem como objetivo analisar a imagem feminina no romance nordestino *São Bernardo* (1934), de Graciliano Ramos (1892-1953). Na obra, narrada na primeira pessoa por Paulo Honório, pragmático e fazendeiro arrivista vindo das camadas populares, o eixo central é a relação conflituosa com Madalena, esposa culta e humanista, que se suicida após não conseguir resistir à opressão do marido. Portanto, o relacionamento deles reflete a estrutura patriarcal do Nordeste brasileiro no início do século XX em que a mulher não tinha voz própria por causa da dominação pelos coronéis. Apesar da decisão trágica de Madalena, sua representação pode ser considerada como precursora feminista porque não obedeceu às ordens da sociedade da época, mostrando sempre seu ideal.

Assim, no capítulo I deste artigo, pretende-se compreender a figura de Paulo Honório, levando em conta o contexto histórico da narrativa. No capítulo II, examina-se a posição da mulher na sociedade patriarcal por meio de três personagens femininas: velha Margarida, dona Glória e Madalena. Por fim, no capítulo III, procura-se a interpretação teórica das ações de Madalena à luz do conceito de perfomatividade de Judith Butler, tentando situar a figura da mulher resistente na literatura nordestina do Brasil.

## はじめに

20 世紀初頭のブラジル文学は、リオデジャネイロやサンパウロなどの南東部を中心にヨーロッパから前衛芸術の成果を咀嚼しながら、急速に近代化する都市の中でブラジルらしさを模索した。これに対して、1920 年代末から 1930 年代に興隆した北東部文学は、暴力や抑圧、貧困、経済格差などの社会的矛盾に目を向け、冷徹な見方を通じて懊悩する人間の心を生々しく描き出した。ヨーロッパの模倣から抜け出して国内の現実に向き合った点で両者は共通するものの、北東部文学においては社会批判的リアリズムの傾向が色濃く、飾らない率直な言葉遣いでブラジルの抱え

＊　京都外国語大学

る問題を活写したのである。

その中の一人で、ブラジル文学最高峰の作家マシャード・ジ・アシス（Machado de Assis: 1839-1908）の後継者的存在と言えるグラシリアノ・ハーモス[1]（Graciliano Ramos: 1892-1953）は、人間の葛藤を鋭く観察し、推敲を幾度も重ねた簡素な文体で物語を綴った。文学批評家のステガニョ＝ピッキオ（Stegagno-Picchio）は、物語の構成や語彙の選択等においてマシャード的であることを踏まえ、グラシリアノ・ハーモスの作品が余計なものをそぎ落とし、素朴で洗練されていると評価している（Stegagno-Picchio 2004: 531）。さらに、本稿で取り上げる小説『サンベルナルド（*São Bernardo*）』（1934 年）を執筆中、妻エロイーザ・ハーモス（Heloísa Ramos）宛てに送った手紙（1932 年 11 月 1 日付け）には、グラシリアノのこだわりも見て取れる。

> 『サンベルナルド』は書き上げたものの、君も見たとおり、ほぼ全面的にポルトガル語で書かれたものだ。今はブラジル語に置き換えつつあるけれども、それが一筋縄ではいかないブラジル語で、都会の連中の書物に出てくるものとはまるきり違う。言うなれば、田舎者のブラジル語。これまで知られていなかった表現に満ちて、自分でさえ存在するとは思わなかった美しさだ。（Ramos 1982: 134-135）

『乾いた人びと（*Vidas secas*）』[2]（1938 年）と並ぶグラシリアノ・ハーモスの代表作『サンベルナルド』は、語り手パウロ・オノーリオ（Paulo Honório）が 50 歳を迎えて自身の半生を振り返る内省的な一人称の独白形式を採っている。そしてこの物語の中心にあるのが、貧困層からの成り上がりで小説と同名の農園を手に入れるパウロ・オノーリオと妻マダレーナ（Madalena）の人間関係である。目的達成のために手段を選ばない実用主義的なオノーリオに対して、貧しいながらも師範学校を出た教育者で慈悲深い性格のマダレーナは、夫の度重なる暴力的言動に耐えられず、最後は自ら命を絶ってしまう。

『サンベルナルド』の時代背景である 1920 年前後から 1930 年代にかけてのブラジル北東部では、政治的権力の強いコロネル（地方有力者）が家父長制社会の中で絶対的地位を享受するため、女性は発言権を奪われた従順な役割に甘んじざるを得なかった。抑圧的な立場に置かれながらも、マダレーナが社会主義的な理想を持って当時のジェンダー規範に逆らったことは「1960 年から 70 年代の政治活動家や遊撃隊員らの先駆者と見なし得る」（Dacanal 2018: 30）との指摘もある。これは家庭の内外で性役割を区分するイデオロギーを問い直そうとした第二派フェミニズムを示唆すると思われるが、1953 年に死去した作者グラシリアノ・ハーモスがフェミニズム運動によってジェンダー平等の闘争をマダレーナに託したと解するのは論理の飛躍だろう。とはいえ、マダレーナの沈黙と抵抗は男性的言説の“正しさ”に揺らぎを与え、パウロ・オノーリオに嫉妬と葛藤を掻き立てる。そもそも、彼が半生を振り返り自伝の執筆を決意したのはマダレーナの自殺を受けてのことであるから、この物語の背景には「抵抗する女性像」としてのマダレーナの存在がある。ただし、本作品はパウロ・オノーリオによる一人称語りであるため、マダレーナに関する描写はあくまで彼のフィルターを通したものだという点には留意しなければならない。すなわち、グラシリアノ・ハーモスの小説で描かれた「最初のフェミニスト的な登場人物」（Souza 2023: 281）という見方が一部の先行研究にはあるが、マダレーナをフェミニストの先駆者的な存在とする評価には注意が必要である。

そこで本稿では、パウロ・オノーリオとマダレーナの対立軸を出発点として、20 世紀初頭のブラジル北東部における家父長制社会の不均衡なジェンダー構造を踏まえ、マダレーナの沈黙と抵抗を理論的に把握するために、政治哲学者ジュディス・バトラー（Judith Butler: 1956-）によるパフォーマティヴィティの概念を参照したい。これにより、抵抗する女性像としてのマダレーナの言動に意味の裏付けを与えることができる。さらに、『ジェンダー・トラブル（*Gender trouble*）』（1990 年）の中で、バトラーが「ジェンダーはそれ自身の内的安定性をパフォーマティヴに構築する演技である」（バトラー 2018: 133）と指摘するとおり、ジェンダーは固定的な属性ではなく、ある規範内で繰り返される行為によって作り上げられる。別の言い方をすれば、「ひそかに時をつうじて構築され、様式的な反復行為によって外的空間に設定されるアイデンティティなのである」（バトラー 2018: 247 ／傍点は原文ママ）。女性らしさや男性らしさといった社会的規範は知らず知らずのうちに反復されることにより、女性性や男性性を強固なものにしていく。しかしながら、その反復が規範を延々と維持することはない。『ジェンダー・トラブル』の訳者である竹村和子は同書の解説において次のとおり述べる。

> （※引用者注：ジェンダー等が）社会的に構築されているということは、言語によって反復されなければならないということである。言葉を換えれば、『事実性』と考えられているものは、反復するという行為（パフォーマンス）によって、パフォーマティヴ（行為遂行的）に生産されるものにすぎない。ゆえに現体制を言語によって表現するのではなく、言語によって現体制を『生産する』という、このパフォーマティヴな反復行為のなかに、現体制の強化と同時に、現体制のずらしも、必然的に胚胎されている。（バトラー 2018: 293 ／ルビは原文ママ）

パウロ・オノーリオがマダレーナとの結婚を決意したのは、彼女の生活を保証する代わりにサンベルナルド農園の繁栄を見据えた跡継ぎの確保という発想からであった。その彼が妻の教養を過小評価し、自分の気に入らない言動に対して暴言を浴びせ、狂気的な嫉妬に駆られるのは、オノーリオが従う規範が脅かされているからであろう。一方、結婚後も家庭内で家事・育児に従事するのではなく、学校という教育空間へ出ていき、農園内に暮らす貧しい労働者の生活環境に疑問を投げかけるマダレーナの人道的な態度は、男性中心社会の規範に隙間を生じさせる行為として映し出されていることが分かる。マダレーナの試みは最終的には死という悲劇を迎えるが、夫に殺される前に自殺をしたことは、従順な女性（妻）を演じるという規範を受け入れなかった証左ではないだろうか。すると、マダレーナの死は否定的なものというよりむしろ、不在の抵抗としての意味合いを帯びる。まさに既存のジェンダー秩序に対する半永久的な沈黙のパフォーマティヴィティと言える。その女性像をジェンダー批評の観点から理論的に分析することにより、規範を攪乱するマダレーナの姿を読み直す余地は十分にあるだろう。

本稿では、まず第 1 章において小説『サンベルナルド』の全体像を把握するべく、物語の時代背景を踏まえながら、パウロ・オノーリオの人物像を中心に概観する。続く第 2 章において、20 世紀初めにおける女性の立場について、オノーリオの育ての親であるマルガリーダ（Margarida）、マダレーナの伯母グローリア（Glória）、そして妻マダレーナの 3 者について考察する。最後に第 3 章において、バトラーのパフォーマティヴィティの概念を手がかりにマダレーナの言動に理論的な解釈を加え、ブラジル北東部文学において抵抗する女性像の位置づけを試みたい。

## 1　ブラジル北東部社会とパウロ・オノーリオ

『サンベルナルド』の冒頭で自伝の執筆に取り掛かろうするパウロ・オノーリオは第3章において、自身の名前を明かすと同時に、以下のように語る。

> まず断っておきたいのは、私の名はパウロ・オノーリオであり、体重は八十九キロ、聖ペドロの日の頃に五十歳を迎えたことだ。年齢、体重、白髪交じりの太い眉、髭に覆われたこの紅潮した面相は相応の威厳をもたらしてきた。（中略）
>
> 率直に申せば、年齢という疑いようのない数と聖ペドロの日付には儀礼的な意味合いがある。私がこれを受け入れるのも、教区の洗礼記録簿に記載されているからに過ぎない。出生証明書には代父母の名こそあるが、そこには父親も母親もない。両親には何か明かすまいとする理由があったのだろう。よって、自分の誕生日を正確に祝うことが私にはできない。（Ramos 1953: 13）[3)]

両親の名前が記載されていない出生証明書の情報から、物語世界の現在における語り手パウロ・オノーリオが50歳であると分かる。時代を特定する正確な数字は明示されないとはいえ、ブラジル国内において社会主義思想が広まりつつあったことや、「ある日、アゼヴェード・ゴンジン（Azevedo Gondim）が革命の噂話を持ってきた。南部が蜂起し、中部が蜂起し、北東部が蜂起したという」（Ramos 1953: 179）といったように、1930年革命から間もない時期であることが推察できる。要するに、パウロ・オノーリオはブラジル史でいう旧共和政時代（1889年～1930年）を生きてきた人物である。奴隷制廃止（1888年）直後の社会においても、農園経営における振舞いは奴隷主人と何ら変わらない権力者そのものであった。実際、彼がサンベルナルド農園を手に入れて経営の拡張を進める回想場面では、労働者マルシアーノ（Marciano）に教育の重要性を説くルイス・パジーリャ（Luís Padilha）を「ここはロシアじゃないんだ。分かったか？　じゃあ、失せろ」（Ramos 1953: 61）と怒鳴りつけたように、社会主義革命を意識している様子が読み取れる。ほかにも、しばらく無報酬だったパジーリャがパウロ・オノーリオに窮状を訴えた際、「無理だな、パジーリャ。ソビエトの到来を待て。赤軍の職にはありつけるだろう」（Ramos 1953: 137）と嘲笑っており、1917年のロシア革命から遠くない時期であったことも分かる。

のちに妻となるマダレーナが師範学校出身の教師をしていたのはパウロ・オノーリオにとって皮肉なことだが、そもそも彼が農園内に学校を設置するのは打算的な考えからであった。ある日、サンベルナルド農園を視察に訪れた州統領に学校はどこにあるのかと訊かれたオノーリオは、どこにもないと返事をしたあと、「学校とは！　字の読み書きの可否など、何だと言うのだ」（Ramos 1953: 44）と内心思い、州政府の役人たちが農業に無知であることに憤りを隠せない。しかしながら、農園内の施設を案内するオノーリオは「学校があれば州統領の好意を得て、私の要請に便宜を図ってもらえるのではないかとふと思った。（中略）よし！　この訪問のおかげで大きな恩恵を受けられる。資本がある。どれほど稼げるか楽しみだ」（Ramos 1953: 44-45）と本音を漏らす。そこで学校の運営を任せたのがパジーリャだったのだが、教育を推進しようとの意図は微塵もなく、オノーリオにとっては一人の労働者に仕事を当てがったに過ぎなかった。

パウロ・オノーリオは若い時分にサンベルナルド農園で働いていた経験を持つが、そのときの

農園主はサルスチアーノ・パジーリャ（Salustiano Padilha）で、ルイス・パジーリャはその息子である。過去にこき使われた恨みもあって、今では「息子を学士にするべく異常なまでに倹約生活を送った末に、一家が待望した肩書を得られぬまま胃を患い、飢え死にした」（Ramos 1953: 17）と蔑み、荒れ果てた農園と酒や賭博で身を持ち崩していたルイスを見て、サンベルナルド農園を手に入れるべく金を貸すようになる。当然ながらその行為は慈悲深さからではなく、取引を行うための伏線である。そこからのオノーリオは策士よろしく、さらなる貸付けをはじめ、農園再建のためには農業が鍵だと説き、パジーリャが逃げ出すと彼を追って借金の回収を試みる。その口調は「一時間たりとも待つ気はない。こっちが真面目に話しているのに、ふざけやがって。馬鹿な真似はするな。この件を穏便に片付けたいなら、農園に値段をつけるんだな」（Ramos 1953: 23）といったように脅しそのものだった。サンベルナルド農園を手放したくはないパジーリャと是が非でも手中に収めたいオノーリオの駆け引きは、いくらで売っていくらで買うかを巡っての緊迫感で満ちている。

> 取引の交渉は夕暮れ時にまで及んだ。手始めに、ルイス・パジーリャは八十コントを要求した。
> 「正気とは思えない。お前の親父はフィデリスに五十コントで売ろうとしていたのに、それでも高い。それがもう農園は廃れ、近所の家畜が門を壊し、あばら家ばかり。メンドンサが飲み尽くそうってのに……」
> （中略）
> その後、さりげなく三十四コントで粘ると、五十五コントになった。こちらは懐の広さを示すべく、三十五コントに。パジーリャは五十五コントから一歩も譲らなかったので、サルスチアーノが息子の学業に使った金は無駄だったなと罵声を浴びせた。しまいに、手を出すぞと脅した。彼は五十コントに下げる。
> （中略）
> 私は情けを装い、現金で支払う上に持ち家を手放すことにした。（中略）サンベルナルドに四十二コント、家に八コント。そこから半時間、言い争いを続けた末に取引は決着した。（Ramos 1953: 24-26）

さらに翌朝には、「借金、利子、家の値段を差し引き、七コント五百五十ミルヘイスを手渡した。良心の呵責など露ほどもなかった」（Ramos 1953: 26）と、サンベルナルド農園の主人となったときの心境を語る。この時点ですでに、他者を人格のある人間としてではなく、近代的な農業経営を実行するための生産の道具としか見ないパウロ・オノーリオの人間性の一端が映し出されているだろう。封建的な支配構造を維持したまま、農園の労働者を威圧的に管理するのである。

こうした封建領主的な振舞いは言葉の暴力だけに留まらず、身体的な暴力にまで及ぶ。妻マダレーナとの関係が上手く行かずに苛立ちを募らせていたとき、オノーリオはマルシアーノとパジーリャが学校の前で腰掛けて喋っている様子を目にする。家畜小屋の動物たちの餌が補充されていなかったことに腹を立て、「仕事に戻らんか、この恥知らずが！」（Ramos 1953: 109）と怒鳴りながら二人に近づく。

「偉そうにしやがって、この野郎が」

私は横面を張り倒し、地面へ叩きつけた。マルシアーノはふらふらと立ち上がって怯むと、さらに五度殴られて、その度にまた倒れ込んだ。最後の一撃で地面に倒れて藻掻いた。それからようやく立ち上がると、俯いて鼻血を袖で拭いながらよろよろと歩き去った。私はしばらく呼吸を整え、パジーリャの方へ向き直る。

「悪いのはお前だ」

「自分ですか？」

「そう、お前だ。あの恥知らずを甘やかしてばかりいる」（Ramos 1953: 109-110）

パウロ・オノーリオにとって農園内の労働者は生産の道具でしかないために、損害発生につながり得る状況は許容できない。仲間意識や信頼は一切不要であり、損得勘定をもとに恐怖心で支配する構造を維持することが不可欠なのである。サンベルナルド農園の拡張を図って近代資本主義の論理を取り入れつつも、その運用方法にはこのような旧共和政時代の道徳観念が横滑りしてしまっている。文学批評家のジョアン・ルイス・ラフェタ（João Luiz Lafetá）は、オノーリオの特徴について次のように述べる。

パウロ・オノーリオはブラジル内陸部に登場する近代性の体現者である。同時に、台頭しつつあった資本主義の複雑で矛盾を孕んだ象徴で、情のない事業家である。手段を選ばず目の前のものを支配し、果敢に変革をもたらそうとする。（Lafetá 1995: 200）

パウロ･オノーリオには殺人の容疑も掛かっている。忠実な労働者カジミーロ･ロペス（Casimiro Lopes）に指示を出して､隣人のボンスセッソ農園主メンドンサ（Mendonça）を暗殺した件である。メンドンサはオノーリオと同じコロネルとして権威を振るう政敵であり、中央政府と癒着しながら互いに地方政治の主導権争いをする関係性を持つ[4)]。日曜日に控える選挙を巡って両者が探りを入れ合っているところで、オノーリオが「そうそう。一頭のうっ.....（牛と言いかけて言葉を飲み込んだ。私に六人の選挙民しかいないことは周知の事実であった）羊を殺しましょう。一頭で十分ですよね。よし、決まりました。では、日曜日に」（Ramos 1953: 32-33）と告げるが、羊は白い顎髭をたくわえているメンドンサの外見を暗示している。しかも、欠伸をしたときには「黄色く尖った犬歯」（Ramos 1953: 32）が見えることから、メンドンサの人間性は羊の皮を被った狼のような肉食獣をも想像させる。このような動物的な比喩[5)]は、外面的な穏やかさと内面的な凶暴さの二面性を浮かび上がらせると共に、本音と建て前を狡猾に使い分ける政治的対立に潜む暴力を示唆している。オノーリオの語りによれば、メンドンサは選挙が実施された日曜日の午後にボンスセッソ農園の近くで胸元の肋骨に銃弾を受けて死んでしまう。前日の土曜日、オノーリオが選挙民のために羊を屠ったり、メンドンサとの会話の中にあった「羊を殺しましょう」と発言したりするのは、メンドンサへの一種の殺害予告であり、暗殺を匂わせるものだろう。

この件について、パウロ・オノーリオにはアリバイがある。

犯行時、私は町に滞在し、サンベルナルドに建てる教会について神父と話をしていた。将来的に計画が順調に進んだ場合の話である。

「これは酷い」事件が報じられるや、シルヴェストレ神父が叫んだ。「メンドンサに遺恨を抱く者でもいましたか？」

「いやはや、そこら中に。ダニ同然の怨敵たちが。シルヴェストレ神父、話を続けましょう。鐘はおいくら程になるでしょうか」（Ramos 1953: 36）

教会で神父と話しているときに殺害の一報を受け取ったオノーリオは、メンドンサを快く思わない人たちの存在に言及しつつも、些末なことであるかのように鐘の値段を訊ねる。教会という宗教的空間においても、オノーリオには死者を悼む思いはなく俗世的利害にまみれていることを印象づける。また、自ら手を下さないところにも狡猾さが感じらよう。

とぼけた風を装ってメンドンサの死をやり過ごしたオノーリオだが、金のやり取りで関係がこじれた地元紙『ガゼッタ』のコスタ・ブリット（Costa Brito）記者や、結婚生活が破綻寸前となった時期に妻マダレーナから人殺し呼ばわりされる場面がある。ブリット記者との間では、人殺しの文言を含む誹謗中傷の記事を書かれたオノーリオが、市電から降りてくるところを待ち伏せしてブリット記者を怒鳴るだけに留まらず、「私は首筋を引っ掻き、鞭で打ってやった。大勢の人たちが押し寄せ、警官が警笛を鳴らした」（Ramos 1953: 73-74）と暴力による仕返しを試みた。そのあと警察沙汰になったが、弁護士を頼って金を介して事態を収拾している。ブリット記者やマダレーナが「人殺し」と揶揄するのは、オノーリオがメンドンサの死と関わっていることを察しているからだろう。なお、ブリット記者への暴行の件で、オノーリオ自身、「車代や心付けなど細かな経費を除いて三百ミルヘイス」（Ramos 1953: 74）掛かったと細かい点まで語っており、やはり金銭が絡むときの冷静さと問題解決のときに見せる凶暴さの二面性が垣間見える。

パウロ・オノーリオの人物像を捉えるに際し、結婚を含む女性関係にも言及しておかなければならない。家父長的な性格を持ち合わせるオノーリオにとって、女性は男性に従属するもので自立した存在ではない上、自分の価値観の中で徹底して管理する対象である。18 歳のときに起こした事件については、「三年九か月十五日間も刑務所で暮らす羽目になった」（Ramos 1953: 14）と告白する。

色気のある混血の小娘のジェルマーナを捕まえ、その尻を思い切りつねると小躍りして喜んだ。程なくして、彼女はそっぽを向いてジョアン・ファグンデスと関係を持った。馬泥棒のために名前を変えた男だ。結果、私はジェルマーナをひっぱたき、ジョアン・ファグンデスを刺した。（Ramos 1953: 14）

若気の至りとも言えるこの出来事を武勇伝のように語るところに、すでに女性への支配欲と衝動的な行動の萌芽がある。

結婚を考え始めたパウロ・オノーリオは、女は奇妙な生き物で持て余してしまうから、色恋などには興味がないと言う。それでも、裁判官を務めるマガリャンイス（Magalhães）博士の家を訪れたとき、娘のマルセラ（Marcela）と「金髪の女」として居合わせるマダレーナの容姿に目が留まる。まずは外見上で結婚相手を天秤にかけて判断しようとする。

マガリャンイス博士のところのマルセラさん。マルセラさんは肉付き良い美人だった。あ

の眼差し！（Ramos 1953: 62）

金髪の女は両手を組んで頭を傾けていた。美しい手、美しい頭。（Ramos 1953: 67）

パウロ・オノーリオがマガリャンイス博士を訪ねた目的はもともと地元選挙に関わる案件であったが、「二人を見比べた瞬間、今回の訪問の重要性が五十パーセント薄らいだ」（Ramos 1953: 64）と思わず吐露してしまう。さらに、ラフェタが指摘するように、マダレーナの描写には親しみを込めた縮小辞「頭（cabecinha）」や「手（mãozinhas）」の使用に加えて、「美しい」を繰り返すなど、オノーリオの関心がマダレーナに傾いていることが示唆されている（Lafetá 1995: 202-203）。しかし、オノーリオが結婚相手にマダレーナを選んだのは外見上の好みからではない。ルイス・ブエノ（Luís Bueno）が、「彼女（引用者注：マルセラ）は裁判官という公的権威のあるところの娘だった。パウロ・オノーリオはこの種の権威を重んじている」（Bueno 2006: 612）と述べるとおり、恩恵を受けられそうな相手に対しては計算高く振舞うのがオノーリオである。そのため、「裁判官のマガリャンイス博士のサトウキビ農園に手を出すのは遠慮した」（Ramos 1935: 43）のも当然である。一方、教員として薄給で伯母グローリアを養うマダレーナには、その弱みにつけ込むかたちでオノーリオは結婚を急ぐ。

「急がなくても。一年後とか……いろいろ準備しなくてはなりませんし」
「一年？　一年かかる取り決めなど意味がありません。何が足りないのですか。白いドレスなら二十四時間あればできます」（Ramos 1953: 93）

グローリアさん、私とあなたの姪御さんは一週間以内に一緒になります。正確に申し上げると、結婚します。もちろん、あなたもご一緒ですから。二人で食べても、三人で食べても変わりありません。それに家は広く、家具も揃っています。（Ramos 1953: 94）

ところが、農園主としても夫としても周囲の人間を自分の管理下に置く支配欲は、教育や文学に身を置くマダレーナによって揺るがされることになる。新たな時代に求められた人権意識の欠如により、慈悲深い言動を見せるマダレーナに狂気的な嫉妬を感じ、オノーリオは孤立を深めることになる。

## 2　20 世紀初めにおける女性の立場

『サンベルナルド』に出てくる女性の登場人物の中で、パウロ・オノーリオに一定の情けをかけられるのがマルガリーダ婆さんである。彼女の出自に関する情報は黒人だというほかには物語内にないが、1880 年代生まれと考えられるオノーリオの育ての親であることを踏まえると、奴隷生まれの乳母として貧しい生活を送ったことは想像に難くない。オノーリオはサンベルナルドの農園主となったあとも、「マルガリーダ婆さんはどこにいるのだろうか。サンベルナルドに連れて来られたらな。そろそろ百歳にでも届こうか」（Ramos 1953: 34）と、マルガリーダ婆さんのことを忘れず居場所を探し出す。そして、オノーリオは農園の労働者や神父を頼ってマルガリーダと再

会を果たした。

> 目が衰えているために頭を上げずに話し、私が子どもの頃に掛けてくれた言葉を繰り返した。老いて弱った姿に心が締め付けられ、彼女の脇に寄って筵に座った。
> 「マルガリーダ婆さん、ずいぶん探しましたよ。忘れたことなど一度もありません。会えて良かった。何か必要なものがあれば言ってもらえませんか。すぐに取りに行かせるので。マルガリーダ婆さん、遠慮しないで」（Ramos 1953: 57-58）

マルガリーダは贅沢なんてできないと躊躇いながらも、火（薪）と壺と、それから平鍋を頼む。それは乳母をしていたときに使っていたもので、盗まれてしまったのが理由である。

> 私は古い平鍋を思い出した。かつて共に暮らした小さな家で一番大切だったもの。何年もその周りで作業をし、洗い、青錆びの汚れを砂と灰で落とした。それで食い繋いだ。マリガリーダ婆さんは長い間その平鍋を使い続けた。あるいは使われたのは彼女の方か。（Ramos 1953: 58）

料理をする上で欠かせない平鍋はマルガリーダといわば一心同体であり、生きる証そのものである。パウロ・オノーリオもそのことを分かっているからこそ数十年経っても覚えているわけであり、「分かったよ、マリガリーダ婆さん。前のものと同じ平鍋を持って来るから」（Ramos 1953: 58）と優しく接する。マダレーナとの結婚後も、折に触れてマルガリーダ婆さんに会いに行っては、「こんにちは、マルガリーダ婆さん」「マルガリーダ婆さん、お元気でしょうか。お体の具合は？」「そうですか、マルガリーダ婆さん。気をつけて」（Ramos 1953: 121-122）と声を掛けて、生活に必要なものを訊ねて気遣うのであった。

しかしながら、パウロ・オノーリオは育ててもらった感謝の気持ちでさえも損得抜きには考えられず、「週に十ミルヘイスかかるが、それは子ども時分の恩義を贖うには差し支えない額だ。もう百歳近かろうか。いずれ棺を買ってあげて、礼拝堂の祭壇付近に埋葬させる日も遠からずやって来る」（Ramos 1953: 14）というように、マルガリーダが満足しているか否かは関係なく、あくまで取引きの結果として、数字を出しながら差し引きゼロにして借りを返そうとする。あとはもう彼女が死ぬのを待つかのようにも感じられ、道徳観念さえ合理性に侵されているのは明らかである。ただ、奴隷制度の時代から 20 世紀初めのブラジルを生き抜いてきた黒人女性が年金制度等の社会保障のない状況では、オノーリオのような権力者の庇護の下で死を迎えるしかなかったのも現実で、自立できる機会はなかった。

また、同じ情けをかけると言っても、マルガリーダ婆さんの場合とは異なるのがマダレーナの伯母グローリアである。彼女の出自も同じく情報が少なく、結婚していたのかどうか、子どもがいたのかどうかも不明であるが、パウロ・オノーリオと出会ったときに姪マダレーナに頼って生活していたことは分かる。いずれにしても、社会福祉制度がまともに整っていない旧共和政時代において、身寄りのない者の老後は不安定でしかない。年を取る前に蓄えた財産や家族がいない高齢女性は社会的にも経済的にも弱者の立場にあるが、グローリアの場合は姪の存在のおかげもあって、かろうじて生活できていた。

パウロ・オノーリオはマガリャンイス博士の家で一度会っていたグローリアと、電車の車内で偶然再会する。サンベルナルド農園を知らないことに幾分不愉快になるオノーリオだったが、農園の良さを語りつつ、グローリアとの会話を進める。その真の目的は、博士の家で彼女と一緒にいた金髪の女（マダレーナ）である。

「わたくしにはちょっと。町で生まれ、町で育ちましたもの。そこを離れたら、水から飛び出した魚のようになってしまうわ。ですから、州都の学校へ移れないかと努力はいたしましたのに。何かと伝手が要るようで。期待だけ持たされて……」
「すると、教師をなさっておいでで？」
「いいえ。教師は姪です」
「マガリャンイス博士の家で一緒だったあの若い女性でしょうか？」
「ええ」
「グローリアさん、姪御さんの名は？」
「マダレーナよ。それにね、あの子は成績も優秀なの」（Ramos 1953: 76）

名前を聞き出すオノーリオの会話術が巧みであるのは間違いないが、グローリアもまた自分の境遇を話しているように見せかけて姪の現状を知らせ、何らかの機会を伺っているように感じられなくもない。このあと、「ある程度の地位のある人がこんな不幸に甘んじるとは、憤りすら覚えます。学校で学ばなかった私のところの使用人でさえ、もっと稼いでいますよ」（Ramos 1953: 77）と言われ、雌鶏の飼育で稼げることを教えられるものの、学校を蔑むオノーリオの態度に対して、グローリアは「人にはそれぞれ生き方というものがありますでしょう」（Ramos 1953: 78）と違和感を覚える。結局、グローリアは姪の稼ぎに依存せざるを得ない状況にあるため、できることと言えばより良い条件を探すといった援助くらいしかない。それを察していると思われるオノーリオは、グローリアが姪をサンベルナルド農園の学校へ転任させることに関心を寄せていると受け取る。そこで、他人事を装いながら結婚について探ろうとする。

「ご存知のとおり、女にとって結婚はそのときの状況しだいですから……」
「そうかもしれません、グローリアさん。それに、健康の上からも望ましい」
「ただ、大失敗に終わる結婚も少なくありません。それに、強いて押し付けられるものでもありませんわ」
「確かに。申し込むべきものです。まったく分からないですね、グローリアさん。結婚相手を見極めるなど、誰にできると言うのでしょう？」
「わたくしの考えでは、互いの心が通い合うことが欠かせません」
「互いの心が通い合う、ですか。いささか情緒じみておりますな。夫婦の和が保たれていれば子どもも良い子に育ち、そうでなければ成長の程も知れたもの。畜産学の冊子に書いてあります」（Ramos 1953: 86-87）

結婚を考える上で夫婦の愛情を大事に思うグローリアに対して、パウロ・オノーリオはそれを「いささか情緒じみておるもの」だと切り捨て、畜産学の冊子を引き合いに出すなど話が噛み合わ

ない。それでも、マダレーナと結婚することになったとオノーリオから告げられ、3人で生活しようと誘われたときにグローリアが涙を流すのは、素直な安堵のためではないだろうか。

サンベルナルド農園で暮らし始めたグローリアの行動で興味深いのは、農園内に住み込みの帳簿係として働く70歳のヒベイロへの親近感である。オノーリオが出会ったとき、彼は「痩躯で長身、背は曲がり、目の色は濁り、頬髭をたくわえていた。ひと目で飢えている様子」(Ramos 1953: 37)だったが、若い頃は陸軍少佐様と呼ばれて住民から尊敬を集め、法律に精通し、殺人被害の遺族を保護したり、予期せぬ妊娠をした少女の子どもの代父になったりと、町では権威を持つ頼りになる存在だったようである。それでも、時代の進歩に置いて行かれてしまい、政治指導者、神父、医者、弁護士らが町に来ると、昔ながらの「陸軍少佐の叡智が霞み」(Ramos 1953: 39)、妻や子どもたちとも離散の憂き目に遭った。そして老後は低賃金で食いつなぎ、サンベルナルド農園に身を寄せているという状況である。「グローリアさんはヒベイロさんとの語らいを好んだ。(中略)ヒベイロさんはグローリアさんのことを大奥様と呼んでいた(マダレーナはただ奥様と呼ばれていた)」(Ramos 1953: 113)とあるように、グローリアとヒベイロの距離感が近いのはジェンダーの差異こそあれ、サンベルナルド農園という家父長制社会における権威のなさを共有しているからであろう。実際、オノーリオに出くわすと共に口を噤むし、「グローリアさんはいつもヒベイロさんの耳元でこそこそ秘密めいたことを語り」(Ramos 1953: 123)、「ヒベイロさんはグローリアさんのくだらない話を真面目に聞く」(Ramos 1953: 126)など、行動を揃えていることが窺える。

旧共和政時代のブラジル社会、とりわけ農園という閉鎖的な家庭内空間では権威のある男性の優位性が圧倒的であり、女性のみならず、権威を失った男性の立場まで危うい。パウロ・オノーリオは「私はかつて日雇い労働者を経験したことから、暇な時間に弱者が強者を馬鹿にするのも当然だと知っている」(Ramos 1953: 113)と言って理解を示してはいるが、自分の権威を脅かす言動は断じて許さない。それは、マダレーナの立場を見ても容易に感じられるだろう。

オノーリオの妻となるマダレーナは、教師として伯母を養いながら生計を立てているため、『サンベルナルド』の女性登場人物の中では特異な存在である。というのも「教養があり、確固とした職業を持ち、知的で、物書きであった。それは破滅や災難に導かれはしなかっただろうことを示している」(M. Silva & C. Silva 2020: 668)との評価のとおり、結婚の前後で性格面が変わらないまま、自立(独身)から従属(既婚)へと立場(身分)が移ることで、「当時のフェミニズム的な革命思想をかき立てる女性」(M. Silva & C. Silva 2020: 668)という側面が鮮明になる。

そうしたマダレーナの出発点となっているのが師範学校である。ブラジルにおける師範学校は1835年に初めてリオデジャネイロ州ニテロイ市に設置され、小説の舞台であるアラゴアス州には1864年に建てられた。マダレーナがオノーリオと結婚したのは27歳のときであり、教師生活が6年であることを明かしていることから、彼女が師範学校に通ったのは1910年代だと推定できる[6)]。ロシア革命に関する言及はオノーリオの口からしか聞かれないが、教養のあるマダレーナのことを考えるとまったく知らないとは思えない。オノーリオは結婚を申し込む前、ゴンジンとの会話の中で、マダレーナの教養に心理的な拒否反応を示していた。

「ゴンジンよ、少し前に教師のことを話してくれただろう」
「マダレーナのことですね？」

「そうだ。この間の夜に会ったが、好みの顔だ。誠実な女だろうか」
（中略）
「素晴らしい女性ですよ。『クルゼイロ紙』に載せる記事だけでも分かります」
　私は肩を落とした。
「まさか、記事を書いているのか」
「ええ、教養が豊かで。彼女とはどんな関係が？」
「さあ。ある計画を練っていたのだが、『クルゼイロ紙』への寄稿で冷めた。良識ある人だと思っていたが」
「なんと」ゴンジンが憤然とした。「そんなこと思わないでください」
（Ramos 1953: 84）

マダレーナはもともと教師をしていたが、パウロ・オノーリオはそもそも教育を不要なものと見なしているため、一目置くような権威ある職業とは認識していない。裁判官マガリャンイス博士の娘マルセラではなく、マダレーナを結婚相手に選んだ理由も自分の価値観の中で容易に管理できるとの目論見だったが、この点におけるオノーリオの見通しは甘かった。社会主義的な思想を持ち、教育を重んじる慈悲深いマダレーナの姿勢は結婚後も貫かれるからである。

マダレーナにとって、結婚とは伯母を含めた生活の保障だけだったのだろうか。ラフェタをはじめとする先行研究では、二人の結婚はパウロ･オノーリオの跡継ぎ確保のためとされるほか、「マダレーナ（限られた収入）とパウロ・オノーリオ（妻を求める）の双方にとって、利益をもたらすもの」（Lima & Lopes 2015: s/p）と指摘される。ここで、マダレーナが結婚を承諾するときの言葉を確認したい。

「あなたのお申し出はありがたいものですわ、パウロ・オノーリオさん」マダレーナは呟いた。「本当に感謝しています。でも、よく考えなくては。いずれにしても、恩義に堪えません。本当に。ご存知のとおり、わたくしはヨブのように酷く貧しい身の上ですから」（Ramos 1953: 89）

パウロ・オノーリオの求婚を「ありがたいもの」と捉えていることで、その後の生活が安泰になるとの見方もあるだろうが、マダレーナが相手の人間性に魅入ったような素振りはない。また、農園で教師をすれば報酬が上がると言うオノーリオに対し、「安定した身の上を不安定と取り替えるなんて。この辺りの私立学校ときたら、今日開校されたと思えば、明日には閉校されても……」（Ramos 1953: 87）と逡巡する様子も見せ、取引きしているようにも解せるのである。つまるところ、小説全体を通じてオノーリオの視点からしか語られないため、マダレーナの心の中は覗けないが、彼がマダレーナの愛情を感じ取ったとの描写もない以上、両者ともに打算的な結婚だったと解釈できるだろう。

## 3　家父長制社会の秩序を揺るがすマダレーナの行為（パフォーマンス）

グラシリアノ･ハーモスが「マダレーナをブラジルのフェミニスト運動が生み出したジェンダー

平等の闘いを体現する人物として考えていなかった」（Souza 2023: 294）ことは時代背景から明らかであるが、最終的に自殺を選ぶマダレーナの言動そのものは、主体性を持った一人の女性としての平等な社会的対話の試みと捉えられる。それが抑圧による沈黙であれ、抵抗であれ、ジュディス・バトラーの言う行為（パフォーマンス）であることを踏まえると、マダレーナは反復によってパフォーマティヴに生産されるジェンダーを体現していると理解できよう。そして、その反復的行為がジェンダー規範の単なる繰り返しに終始せず、「必然的に胚胎されている」（バトラー 2018: 293）という逸脱（ずらし）によって、パウロ・オノーリオを頂点とする家父長制社会（サンベルナルド農園）の秩序を揺るがすのである。マダレーナに教師という役割が与えられたのも偶然ではなく、「解放としての教育の力を示すため」（Souza 2023: 294）だろう。

マダレーナの抵抗はオノーリオとの結婚からわずか 2 日後に始まる。実際にはまだ抵抗と呼べるほどはっきりした行為ではなく、遠慮がちな様子が窺えるものの、オノーリオは「彼女の言葉遣いに合わせようと一週間ばかり努めてみたものの、言い間違いは避けられなかった。無意味で、軽率だった。マダレーナにはそうした些事などお構いなしであった。師範学校の人形だと思っていた。間違いだ」（Ramos 1953: 96）と早くも違和感を覚え始める。

> 夕食時、私は綿繰り機の前で機械技師と話しているマダレーナを見た。
> 「素晴らしい。まさに女というものですよ」と私は言いながらも、表に出て姿を見せぬように忠告した。「あの家僕どもは荒々しい連中です。働きたいというなら、そうですね。マリア・ダス・ドレスと働くのはどうでしょう。農作業の連中は私に任せてほしい」
> 「マリア・ダス・ドレスの仕事はどうも性に合わないのよ。それに、ここには寝に来たわけじゃないの」
> 「誰しも初めのうちは意気込むものです」（Ramos 1953: 96）

パウロ・オノーリオはマダレーナに声を掛けると、家の中で使用人マリア・ダス・ドレス（Maria das Dores）と一緒に働くよう指示するが、上記の引用のとおり、彼女は自分の意思を明確に伝えて従おうとしない。一方で、オノーリオは意に介さず、抵抗の萌芽とも気づかないのである。マダレーナが続けて相談した石切り職人カエターノ親方（mestre Caetano）の困窮した生活についても、「蓄えておくべきだったんです。どいつもこいつも先のことをまるで考えない。病気にでもなれば、報酬の前払いだの、薬だのと言い立てる。儲けが全部なくなります」（Ramos 1953: 97）とつれない返事をする。マダレーナは親方が病気や高齢であることを理由にオノーリオ対して何らかの支援をするよう乞うが、口論にまでは発展しない。ただ、マダレーナの行動はこれで終わらず、安心して死ねるくらいだから不自由な生活ではないと言う帳簿係ヒベイロの報酬にも「少ないわね」（Ramos 1953: 99）と同情して、伯母グローリアも頷くのであった。ところが、このグローリアの相槌がオノーリオの機嫌を損ねる原因となる。「身の程を弁えるがいい。くそったれが。文法の一つでも諭したことが私にあるか。でもな、私の農園に関することは心得ておいてもらわねば困る。誰かに諭されるなど、御免被る。どいつもこいつも揃いに揃って癪に障る」（Ramos 1953: 100）と初めて大声で怒鳴りつけた。それでもマダレーナはオノーリオが望む従順な女性とは相容れない行為を繰り返す。夫の与り知らないところでシルクのドレスをホーザ（Rosa）へ、服や靴をマルガリーダに贈っていたことで、ますます二人の関係は悪化するのである。マダレー

ナの貧しい者たちへの憐憫はオノーリオの感情を逆なでするだけで、彼にとっては無駄であり、浪費でしかない。しまいには、「数年前にホーザへ贈ったプレゼント（白粉、ビーズの首飾り）やマルガリーダに費やした金、僻地までの車代とゴンジンの新聞向け鉛版のことは忘れる」（Ramos 1953: 123）始末である。困った人たちまで養っていたら自分の財産が底をついてしまうかもと心配し、「ホーザにやったシルクのドレスと、マルガリーダの靴とシーツも。私に相談もせずに。こんな図々しいことがあるだろうか。これは乱用だし、横領だ。そう、紛れもない横領だ」（Ramos 1953: 125）というように、女性や妻の役割から逸脱するマダレーナの行為によって、不快な思いを募らせていく。

自分の権威が揺らぐのを感じるパウロ・オノーリオに対し、マダレーナは結婚前からの信念を貫く。とりわけ教育については、オノーリオから学校運営を任されていたパジーリャの教育方針について不満を露わにし、地球儀や地図など教材が必要だと訴える。農園では教師をしていなかったが、教師としての経験がオノーリオの支配する領域に踏み込むことを躊躇させない。なかでもオノーリオの逆鱗に触れたのが、マダレーナによって無断で購入された教材の金額である。

> 請求書が届いたとき唖然とした。六コント・ジ・ヘイスという途方もない数字。使用人の子どもたちのために、ノートやカードなどの文房具で六コントとは。考えてみてくれ。読み書き、暦、黒い表紙のプロテスタントの聖書を刑務所で学んだ男が、これほどの大金を費やすとは。それでも自分を抑えた。妻との揉め事は避けたかったし、州統領の来訪時に醜態を晒す姿を想像したからだ。いずれにしても、余計な出費だった。（Ramos 1953: 108）

パウロ・オノーリオが良しとするのは、「統計学、牧畜業、農業、簿記」（Ramos 1953: 11）といった実学に直結するものだけであるから、マダレーナの行為は彼の許容範囲を超えている。具体的な金額に言及されていることからも、当然ながら、金儲けにとって何の得にもならないどころか、大きな損であることが強調されているだろう。飽くなき富への欲望とは相容れない教育の象徴的な場所である学校空間の中でも、コロネルとして旧共和政時代の社会を具現するオノーリオと、ブラジルの近代化における教育の重要性を体現するマダレーナが衝突し、後者の信念には竹村のいう「現体制のずらし」（バトラー 2018: 293）が見え隠れする。

こうした言葉による抵抗とは対照的に、マダレーナは沈黙によっても抵抗をする。そのことで、パウロ・オノーリオの怒りは増幅すると同時に、嫉妬を覚え始めることにより、ついにはマダレーナを自殺へと追い詰めてしまう。

ある夜、二人がベッドで寝ていたとき、オノーリオが不審な物音に気づいて起き上がると「誰だ、そこにいるのは？　獣か化け物か。何も答えないのか」（Ramos 1953: 157）と言って、突然、銃を放つ。マダレーナはもちろんのこと、周辺住民まで驚く。

> 「どうしたの」マダレーナが怯えた様子で訊ねた。
> 「お前の仲間どもが家の周りをうろついている。いずれ、誰かが撃たれて倒れるだろうよ」
> マダレーナは枕を抱き締め、すすり泣いていた。
> 口笛の音が、遠くでする。何かの約束の合図か。
> 「口笛だな。この寝室で誰かと会うつもりだったか。私がいるのに？　それしかないな。出

て行って欲しいのか。それがお望みであれば、そう言えばいい。恥ずかしがることはない」
マダレーナは湧き出る泉のように涙を流していた。(Ramos 1953: 157)

ひらすら涙を流すことで疲れ果てて眠ってしまうマダレーナであるが、パウロ・オノーリオは寝たふりをしているのではないかと疑い、寝つけなくなってしまう。何度も時間を確かめたり、指を折り曲げて数字を数えたりしながら、マダレーナの様子を繰り返し確かめる。「マダレーナは寝息を立てている」(Ramos 1953: 158)、「マダレーナはまだ眠っている」(Ramos 1953: 159) というオノーリオの観察は、マダレーナの沈黙の抵抗に動揺しているからではないか。やがて、決定的な原因となる手紙が出てくる。パジーリャらとマダレーナが懇意にしていることを不審に思い始めたオノーリオは、「自分の前にあった手紙を途中まで読んだところで、なぜだか分からないが、不信の目でマダレーナを見たり」(Ramos 1953: 129)、マダレーナの様子が変わったように感じる。手紙を書いているマダレーナに近づくと、その宛名にはアゼヴェード・ゴンジンとあった。

「見せてくれないか」
マダレーナはまだ畳んでもいない便箋を掴んだ。
「見ることなんてないわ。こっちの話よ」
「そうか。でも、見せても差し支えなかろう。さあ」
「こっちの話だって、いま言ったでしょ。しつこいわね」
「それを見せなさい」彼女の肩を押さえて繰り返した。
マダレーナは両腕を伸ばして手紙を頭上高く上げ、背後に隠したりしてやり過ごそうとした。
「地獄へ行けばいいのよ。自分のことだけ心配していればいいわ」
その抵抗に激怒した。
「手紙をだせ、雌鶏如きが」
マダレーナは私の手を振り解き、「ろくでなし！」と叫ぶや、部屋へと駆け込んだ。(Ramos 1953: 144)

パウロ・オノーリオはマダレーナが何を書いているのか確認すらせず、ゴンジンと私的なやり取りをしているとの思い込みで暴言を浴びせてしまう。一方、マダレーナもまた何を書いているのかは言わずに、手紙を粉々に破いて窓の外へ投げ捨てるのである。彼女はその場を少し離れてから「人殺し！」(Ramos 1953: 145) と叫びはするものの、以前のような口論はせずに手紙の内容は明かさないままにした。その後、オノーリオは「マダレーナの誠実さは疑い得ない。手紙を見せなかったのは過ちを隠すためではなく、尊厳のためであったのだ。至極当然ではないか。馬鹿げた嫉妬だ」(Ramos 1953: 148) と、やはり自分を納得させようとするが、これもマダレーナの行為によって自らの価値観が揺らぐからであろう。結局、二人が分かり合えないのは、マダレーナの書斎の前で風に飛ばされてきた便箋の欠片を拾ったときのオノーリオの反応に表れている。

それを拾い上げて何気なく目を走らせると、マダレーナの丸みを帯びた整った字があった。率直なところ、理解できなかった。未知の言葉や見覚えのある言葉に出くわしたが、文の並

> びがやたらに入り組み、意味を捉えるのに随分と手間取らされた。よく書けたものだったのかもしれない。妻は水を得た魚のように文法に精通し、走り書きや書き込みで埋め尽くしていたからだ。しかし、正しいはずの文が何本もの線で消される箇所があり、その修正を正当化しようとしても無益に終わった。（Ramos 1953: 163）

マダレーナは手紙に何かを書き綴ることで抵抗を試みているが、教養のないパウロ・オノーリオは「丸みを帯びた美しい字」は認識できても、肝心の内容までは分からない。そのために、オノーリオは妻が浮気をしているのではないかとの疑いをますます強めていく。18 歳のときに刑務所で文字の読み書きを覚えたものの、教育を蔑ろにしたオノーリオにとっての鮮やかな皮肉である。「三度目に読んだ後、呆然としながらも分かりやすい表現に目を止め、難解な言葉の意味を探ろうとした」（Ramos 1953: 163）が、不貞行為の証拠を押さえたと確信して、ゴンジンのほか農園の労働者たちへ不信の目を向けるのである。手紙は極めて私的なものである。マダレーナの心の中を探りたいオノーリオにとって、是が非でも手に入れたいものだろう。「誰宛てなのか。また嫉妬の波が押し寄せて来た。これがまた、如何ともし難い不幸を引き起こす」（Ramos 1953: 170）と気になって仕方がなく、マダレーナを問い詰める。くしゃくしゃになった便箋の欠片を見せつけられた彼女は、何か言わないのかと問われても取り合わず、「（引用者注：手紙の）残りは書斎の、わたしの机にあります。この便箋は手紙を書いていた時に風に飛ばされたものでしょうね」（Ramos 1953: 167）と呟く。誰宛てだと執拗に迫られても、見ればわかる、の一点張りで「全てを台無しにしたのは、その嫉妬よ、パウロ」（Ramos 1953: 167）と決して声を荒げることなく、諭すように言う。そして、「じゃあね、パウロ。休むわね」（Ramos 1953: 170）と告げて、最後まで誰宛ての手紙だったかを明らかにせずにマダレーナは自殺するのであった。間もなく、オノーリオは手紙が自分宛の遺書だったことを知る。

> マダレーナの机の上には、例の封筒があった。それを開く。私に別れを告げる長い手紙であった。飛ばしながら読むと、半分ほどしか理解できなかった。自分が無知なために避けてきた難解な言葉に次々と出くわしたからである。便箋が一枚抜け落ちている。財布に入れていた、まさにあの一枚。セメントの請求書や数年前にホーザがくれたマラリア除けのお祈りと一緒に持ち歩いていた、あの一枚だった。（Ramos 1953: 173）

夫に殺されるのではなく、マダレーナが自殺を選択することで、家父長制社会の秩序は大いに揺らいだ。その証拠に、パジーリャ、ヒベイロ、そしてグローリアが農園から去り、孤独感を深めるパウロ・オノーリオがようやく半生を振り返ろうとする。自伝を書こうと決意する理由に、自分の人生の意味は何だったのだろうかという根源的な問いがあったからであろう。1920 年代から 1930 年代のブラジル北東部において、当時のジェンダー規範に縛られないマダレーナの反復的な行為は、動的かつ静的な抵抗する女性像を象徴している。

## おわりに

本稿では、グラシリアノ・ハーモスの小説『サンベルナルド』を取り上げ、ブラジル北東部文

学と抵抗する女性像を考察した。旧共和政時代を生きた成り上がりの農園主パウロ・オノーリオが語る一人称形式の物語であることに留意しつつ、とりわけ教養のある理想主義的な女性マダレーナの言動について、政治哲学者ジュディス・バトラーのパフォーマティヴィティの概念を援用しながら沈黙と抵抗と意味を読み直した。家父長制社会の中で生き抜くために、マダレーナは結婚後も当時のジェンダー規範に囚われることなく、教育の重要性を体現すると共に社会的弱者への思いやりを貫いた。資本主義の暴力的なまでの支配欲によって経済的にも政治的にも成功したオノーリオに対して、従順さを求められたマダレーナは、その期待を裏切るかたちで主体性を持って社会的対話を試みたのである。その反復的行為を通じて、従来のジェンダー規範が単に再生産されるのではなく、「必然的に胚胎されている」（バトラー 2018: 293）逸脱によって揺らいだことは、徐々に冷静さを失い、嫉妬と葛藤に駆られるオノーリオの狂気的な様子に如実に表れていた。彼の中に芽生えた殺意を逆手に取るようなマダレーナの「人殺し！」（Ramos 1953: 145）という罵りは先手を打つものであり、悲劇的ではあるが自殺による沈黙と不在の抵抗を通じて、死を半永久的なものへと変え、オノーリオに自伝を書く決意をさせるに至った。

マダレーナの生き方については、先行研究にあるとおり、ブラジル社会におけるフェミニズム運動を先取りするものだと読み取れるものの、時代背景を考慮すれば、マダレーナにジェンダー平等の闘争が託されていたとすることには注意しなければならない。とはいえ、旧態依然とした男性中心的な社会における彼女の行為は、構築されるものとしてのジェンダーによって規範をずらすことにつながる。『サンベルナルド』を資本主義批判の小説とだけ捉えていては見えてこないものが、マダレーナに象徴される抵抗する女性像にある。

語り手であるパウロ・オノーリオがマダレーナの突然の死を受け止め切れず、彼女の不在に苛まれつつ自分自身の半生の意味を言語化しようとするこの小説の構造は、家父長としての権力が絶対的ではないことを示唆するものではないだろうか。マダレーナの声なき声は、オノーリオの生の世界を死の世界という外部から揺るがし続けているのである。

本稿で焦点を当てたマダレーナはブラジル北東部地方に生きた女性であるが、その言動には普遍的な要素も含まれていることで、小説の発表から 90 年を経てもなお人口に膾炙している。当然ながら、彼女は抵抗する女性像の一つの例であり、ハーモス文学のそのほかの作品をはじめ、ローカルな文脈で生み出された北東部文学における女性像についてもさらなる分析が必要である。この点に関しては今後の課題としたい。

## 注

1）グラシリアノ・ハーモス・ジ・オリヴェイラ（Graciliano Ramos de Oliveira）は、1892 年にアラゴアス州ケブラングロ市に生まれた。1928 年から 1930 年にかけて同州パルメイラ・ドス・インディオス市長を務めたあと、1933 年に小説『カエテー族（*Caetés*）』で作家デビューを果たす。1936 年には共産主義者の嫌疑で逮捕されるが、そのときの経験は死後となる 1953 年 9 月刊行の回想録『獄中記（*Memórias do Cárcere*）』に綴られている。1952 年には東欧の社会主義国を歴訪し、翌 1953 年 3 月に肺がんにより死去した。ブラジル文学を代表する作家の一人であり、特に、パライーバ州生まれのジョゼー・リンス・ド・ヘーゴ（José Lins do Rego: 1901-1957）、セアラー州生まれのハケウ・ジ・ケイロス（Rachel de Queiroz: 1910-2003）、バイーア州生まれのジョルジェ・

アマード（Jorge Amado: 1912-2001）らと共に、北東部地方主義作家として知られている。

2）ブラジル北東部における旱魃避難民（retirante）の一家を襲う貧困や飢餓、社会格差などを扱う。2022 年に水声社から邦訳（高橋都彦訳）が出版されている。

3）小説『サンベルナルド』からの引用（日本語訳）は、フェリッペ・モッタ講師（京都外国語大学）との共訳に基づいている。ただし、2026 年 3 月に刊行予定の『サンベルナルド』（春風社）とは、一部訳文が異なる。

4）コロネルによる政治体制を意味するコロネリズモ（Coronelismo）では、中央政府の方針を支持する見返りとして、コロネルが地方政治を自由に牛耳っていた。政治指導者への投票を選挙民（成人男性）に対して強制することから、「家畜の端綱投票（voto de cabresto）」と呼ばれ、重要な役割を果たしていた。

5）たとえば、サンベルナルド農園の労働者カジミーロ・ロペスについて、パウロ・オノーリオは「気に入っている。犬の嗅覚と犬の忠誠心を持つ勇敢な奴で、縄さばきが上手く、追跡もお手のものだ」（Ramos 1953: 16）と評する場面がある。

6）1920 年代の後半と思われる『サンベルナルド』の第 15 章において、結婚の意思を伝えようとするパウロ・オノーリオが 45 歳、マダレーナが 27 歳となっている。

## 参考文献

竹村和子
2024　『フェミニズム』、岩波書店

バトラー、ジュディス
2018　『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』、竹村和子訳、青土社

Andrioli, Fábia Luiza de Oliveira. & Cintra, Erica Piovam de Ulhôa
2024　Escola normal e institutos de educação: formação e memória de mulheres na história do magistério no Brasil. *Ciências Humanas*. v. 29. ed. 140.

Araújo, Raimunda Célia Costa Teixeira & Silva, Olívia Aparecida
2023　Um estudo da emblemática Madalena em São Bernardo, de Graciliano Ramos. v. 10 n. 1: 55-67.

Bueno, Luís
2006　*Uma história do romance de 30*. USP; UNICAMP, São Paulo; Campinas.

Dacanal, José Hildebrando
2018 *O romance de 30*. 4ª ed., BesouroBox, Porto Alegre.

Fabrício, Claudiane Oliveira Pimentel
2019 História da escola normal em Alagoas: por onde caminhamos e aonde chegamos? Dissertação de Mestrado. Universidade Federal de Alagoas.

Lafetá, João Luiz.
1995 O mundo à revelia. *S. Bernardo*. 5ª ed., José Olympio, Rio de Janeiro: 192-217.

Lima, Wellerson Batista de & Lopes, Larissa Cristina Viana
2015 O mito feminino em São Bernardo: a insubmissa Madalena. *Anais XI CONAGES*. Realize Editora, Campina Grande.

Ramos, Graciliano
1982 *Cartas*. Record, Rio de Janeiro.

Ramos, Graciliano
1953 *S. Bernardo*. 5ª ed., José Olympio, Rio de Janeiro.

Schwarcz, Lilia Moritz
2019 *Sobre o autoritarismo brasileiro*. Companhia das Letras, São Paulo.

Silva, Maria Claudicélia Curvêlo da & Silva, Cristiano Cezar Gomes da
2020 Vidas caladas: a voz feminina na obra São Bernardo de Graciliano Ramos. *Diversitas Journal*. v. 5, n. 1: 660-679.

Souza, Letícia Oliveira de
2023 O retrato da insubmissão feminina através da personagem Madalena na obra “São Bernardo” de Graciliano Ramos. *Revista Debates Insubmissos*. v. 7, n. 21: 280-296.

Stegagno-Picchio, Luciana.
2004 *História da literatura brasileira*. 2ª ed., Nova Aguilar, Rio de Janeiro.

〈研究ノート〉

# 戦前日本におけるモンロー主義をめぐる米州関係に関する文献の紹介

## ―― モンロー主義から米州主義へ ――

辻　　豊　治*

**キーワード**

戦前日本、米州関係文献、モンロー主義、米州主義、米州国際法

**Resumen**

Este estudio investiga la localización y presenta los contenidos de publicaciones de estudios latinoamericanos en el Japón de antes de la guerra mundial.

Las relaciones entre Latinoamérica y los Estados Unidos, es decir, las relaciones interamericanas, comenzaron con la independencia de los países latinoamericanos a principios del siglo XIX. En 1823, ante la amenaza de intervención armada de la Santa Alianza y de una reconquista por parte de España, los Estados Unidos proclamaron la Doctrina Monroe, formulada por el entonces presidente Monroe, con el objetivo de eliminar los peligros a los que se enfrentaban los estados americanos. A partir de entonces, la Doctrina Monroe se ha mantenido como el principio político que rige las relaciones interamericanas y ha sido ampliada y reinterpretada repetidamente, desde el aislacionismo inicial a la política caribeña (Mar del Caribe), a la política del Gran Garrote, a la diplomacia del dólar, etc. Al comienzo de la década de 1930, se intentaron establecer relaciones interamericanas cordiales bajo el nombre de Política de Buena Vecindad y Panamericanismo a través de las Conferencias Panamericanas y de conferencias de ministros de relaciones exteriores de los estados americanos. Esta solidaridad panamericana también constituyó una preparación para participar en la guerra contra las Potencias del Eje. En este artículo se presenta historiográficamente la literatura sobre las relaciones interamericanas publicada en el Japón anterior a la guerra.

## はじめに

本研究の目的は、戦前日本におけるラテンアメリカ調査、研究について、文献の所在を調査し、その内容を紹介することにより、戦前日本でラテンアメリカがどのように認識されていたかを明らかにすることにある。本稿では戦前日本において出版された米州関係文献[1)]を出版年順に紹介していきたい。

＊　京都外国語大学名誉教授

ラテンアメリカ・米国間関係、すなわち米州関係は19世紀初頭のラテンアメリカ（ラ米）[2]諸国の独立に始まる。スペインによる再征服や神聖同盟による武力干渉の脅威を前に、米国は米州の危機を除去するため、1823年、時の米大統領モンローによって発せられたのがモンロー主義宣言である。以後、モンロー主義は当初の孤立主義から拡張主義に転じながら米州関係を律する政治原則として持続してきた。1930年年代に入ると米州会議、米州外相会議をつうじて協調的な米州関係が模索された。こうした米州連帯主義は対枢軸国参戦の態勢づくりでもあった。以下では、まず関連年表を提示した後、各文献を取り上げていく。

## 関連年表

1815　ウィーン会議により神聖同盟結成
1822　米、メキシコ、グラン・コロンビア、チリ、アルゼンチンなどスペイン植民地の独立承認
1823　モンロー主義声明
1826　ボリバル主導による米州会議（パナマ市　参加4ヵ国）開催
1830　テキサス、メキシコから独立
1846　米墨戦争勃発
1848　グァダルーペ・イダルゴ条約によりテキサスの米編入、ニューメキシコ、カリフォルニア等が米に併合
1850　中米運河建設に関する米英間中立条約、クレイトン・ブルワー条約
1861　仏・英・西によるメキシコ干渉
1863　仏、メキシコにマクシミリアンを皇帝に擁立
1865　南北戦争終結
1889　第1回米州会議（ワシントン 参加16ヵ国）開催
［全米共和国商務局設立］
1895　キューバ第二次独立戦争
英領ギアナ・ベネズエラ間で国境紛争発生
1898　米西戦争勃発、米によるプエルトリコ、ハワイ併合
1900　ヘイ・バウンズフォート条約によりクレイトン・ブルワー条約廃棄
1901　米、キューバを保護国化
第2回米州会議（メキシコ市 参加19ヵ国）開催
［全米共和国商務局の再編、仲裁裁判条約］
1902　ベネズエラの債務不履行に対し、英・独・伊が武力行使
1903　米の後援によりパナマ独立
1905　米、ドミニカ共和国を保護国化
1906　第3回米州会議（リオデジャネイロ 参加19ヵ国）開催
［米のカリビアン政策非難、債務回収のための兵力使用制限（ドラゴ条項）］
1907　ハイチを保護国化
1910　第4回米州会議（ブエノスアイレス 参加20ヵ国）開催

［米州事務局の再編、ブラジルによるモンロー主義の国際法化の提案］
1913　米、ニカラグア運河の開鑿権およびフォンセカ湾海軍基地設置権を得る
1914　米軍、ベラクルス占領、ウエルタ政権崩壊［メキシコへの内政干渉］
第 1 次世界大戦勃発
パナマ運河開通
1916　米、ドミニカ共和国に派兵、1924 年まで占領
1919　国際連盟結成
1923　第 5 回米州会議（サンティアゴ 参加 18 ヵ国）開催
［米州不戦条約、米州国際法典の編集、ボリバル像をパナマ市に］
1926　米、ニカラグアに武力干渉、1933 年まで駐留
1928　第 6 回米州会議（ハバナ 参加 21 ヵ国）開催
［米州連合協約、海上中立協約］
1933　米、善隣外交政策採用
［モンロー主義の米州国際法化へ（非干渉原則と共同防衛原則の有機的関連を図る）］
第 7 回米州会議（モンテビデオ 参加 20 ヵ国）開催
［国家の権利義務協約（非干渉原則）］
1936　特別米州平和会議（ブエノスアイレス 参加 21 ヵ国）開催
［平和維持条約→米州連帯性の原則確認、非干渉主義、米州国際法の編纂
→米とラ米諸国との不平等条約解消］
1937　日中戦争の始まりとなる盧溝橋事件発生
1938　第 8 回米州会議（リマ 参加 21 ヵ国）開催
［共同防衛原則の具体化、武力による領土獲得不承認決議、米州司法裁判所設置、米州連合設置による経済協力］
（米、枢軸国の第五列部隊の取締り要求、内政干渉として反対される
→単独干渉から共同干渉へ）
1939　第 2 次世界大戦勃発
第 1 回米州外相会議（パナマ市 参加 12 ヵ国）開催
［中立維持の決議、米州連帯の共同宣言、安全水域に関するパナマ宣言］
1940　第 2 回米州外相会議（ハバナ 参加 21 ヵ国）開催
［米州中立決議、民主主義の維持、米州諸国相互援助及び共同防衛宣言、米州内欧州植民地の一時的管理協約］
1941　日米開戦
1942　第 3 回米州外相会議（リオデジャネイロ 参加 21 ヵ国）開催
［対枢軸外交関係断絶、日本の侵略糾弾、米州銀行協定、米州諸国間紛争の排除、米州共同防衛の企図］
1943　ラ米対日宣戦布告 11 ヵ国、対日断交宣言 8 ヵ国、中立 1 ヵ国（アルゼンチン）
1945　亜・智・伯、日に宣戦布告
伊・独・日、降伏

出典：海本徹雄『新汎米主義と米洲國際法』日本外政協會、1943 年、pp.547-587.
他から作成

＊　本稿ではラテンアメリカの国名について以下のように略記する。
メキシコ（墨）、キューバ（玖）、ペルー（秘）、チリ（智）、アルゼンチン（亜）、
ブラジル（伯）、ボリビア（暮）、コロンビア（哥）

**(1) 野々村戒三『南北アメリカ史』1903（明治 36）年**

著者は早稲田大學で米州史を講じる歴史学者である。本書は早稲田大學史學科の講義録で、本格的な米州史である。地理的発見、コロンブス、米州植民地期、独立以降の米州史から 19 世紀末の米西戦争までが扱われ、「イスパニア殖民地の獨立」に続いて「マンロオ主義」に 1 章が充てられている。

1815 年に結成された露・墺・プロシアによる神聖同盟はラ米の独立に対し、スペインの植民地回復もしくは相互での分割を図る「自由主義鎮壓同盟」（p.307）として現れた。この動きに対し、ラ米の独立が脅かされ、欧州列強に分割されることへの米国民の怒りがモンロー主義である（p.312）。米国は欧州の紛争に関与せず、欧州も米州の事件に容喙すべからず、という主張であった。米州は欧州の圧制主義の地から「離隔」（p.314）すべき自由主義の地である。ラ米に経済的利害をもつ英国もこれに同調して米国に接近したが、モンロー等は君主制の英国を信用せず、欧州の列強として旧世界の利益を米州に持ち込むとした。モンロー主義は未だ弱小国としての米国の単なる自負心の発現に過ぎず、欧州諸国もこれを「國際法とは考えざりしなり」（p.321）。モンロー主義のもう一つの対象は露によるアラスカから新領土を求める排外商業主義への警告であった。

**(2) 石河駒之助『パナマ運河と日米戰爭』1913（大正 2）年**

実業家の目から見た当時の世界を概観している。日本の食糧問題を米国によるパナマ運河計画と関連づけて分析している。

欧州列強は互いに身動きがとれず、唯一東亜の天地を揺るがすのは、米国のみである。同国は仏がパナマ運河計画を放棄したのち、運河利権を継承した。スエズ運河は中立であるが、パナマ運河は米国所有であるところから、開通すれば太平洋の波はいつまでも太平ではなくなる。運河経営は採算が取れないが、東西の艦隊が結合すれば、ハワイ、フィリピンの防衛のための役割は大きい。年々増大する米国の富は、モンロー主義を一転して帝国主義とし、太平洋に向かうのは必然である。その米国が日本に対して移民制限をしているのは、見逃すことができない。日本は現在、年々増加する 6、70 万人の人口を如何に養っていくかが課題である。日本にとり商工業の発展による輸出増だけで食糧調達することは到底不可能である。人口増加分の 50 万人を米国に移民できれば、彼らの送金は生糸を除く全輸出額に匹敵し、さらに日本人移民による母国からの雑貨の輸入は合わせて大幅な外貨獲得となる。この意味で「移民は日本の生命である」（p.20）。アジア南方、北米、豪州は排日熱が蔓延しており、日本にとり「南米に於いて一道の光明」（p.48）が見いだせる。南米移民事業が成功すれば、人口増加の憂いは取り除かれる。パナマ運河が開通すれば、ブラジルへの定期航路が可能となるが、米国が運河に砲台を築き、運河の開閉権を濫用することにより、南米の生殺権を握ろうとする。パナマ運河の開通により米国の海軍力が現在の

2倍となることを思えば、日本は海軍力の増強に努めなければならない。

**(3) 陸軍省調査班編『米國カリビアン政策と滿蒙問題』1931（昭和6）年**

本書は15頁の冊子である。1931年の満州事変に対する米国の対応は柔軟両様である。日本と満蒙、米国とカリブ海地域とは同様の利害関係で結ばれており、米国がわが国の「滿蒙權益のため自衛權を發動せしめた事件（満州事変）」(p.14) に米国がとやかく言うのは自己矛盾である、として米国のカリブ海域（カリビアン）政策を批判している。カリビアン政策とは「中米及カリビアンに散在する諸國の上に自國の覇權を確立し以って巴奈馬運河の防備を完成し、兼ねて該地方の經濟的利權を制するを目的とする」(p.2)。米国はパナマ運河の国防的経済的重要性を認識し、パナマ独立に乗じて運河地帯の永久支配権を得た。またサントドミンゴ（ドミニカ共和国)、ハイチ、ニカラグア、キューバ、メキシコに対して内政・武力干渉、税関管理、海兵隊の派遣による軍事占領、軍事基地の租借などをつうじて保護国、準保護国化してきた。米国はパナマ運河の補助としてニカラグアに運河の開鑿を希望し、1916年に運河建設の権利とフォンセカ湾の99年租借権を得た。ニカラグアについては章を改めて米国支配の歴史と抵抗運動に言及し、その指導者であるサンディノ（Augusto Sandino）の名を日本で初めて紹介した。

**(4) 柳澤健『中米及び墨西哥』1933（昭和8）年**

著者は逓信省から大阪朝日新聞を経て、外務省に入省した。1929～32年メキシコに滞在し、後半の2年間は代理公使として勤務した。本書は欧米文献、現地の新聞、雑誌を広く渉猟して、現地情報を伝えている。

米国にとってのカリブ海地域、日本にとっての満蒙・「支那」はそれぞれの政治的経済的軍事的生命線であり、この意味で米国の政策は貴重な教訓を提供している。モンロー主義は「欧洲帝國主義を封じ込めてその代わりに米國の帝國主義を自由に活躍させる爲めの宣言（であり）・・・援助を求める姉妹共和國を援ける」(p.61) 政策である。カリビアン政策はモンロー主義に由来している。パナマ運河をめぐる米国の対応についてコロンビア外相は「米國の强力は・・・人類に關係ある一切の事件に發言せんとするに止まらず、更にそれ以上干渉せんとするの『義務』とするまで化するに到った」(p.163) と評した。米国人によるテキサス独立運動に対しメキシコ政府は政府軍を派遣したが、米国政府は「野蠻なるインディアンの侵入に對する防禦」(p.171) という名目で義勇兵を派遣した。その後、米国がテキサスを併合すると駐米メキシコ公使は「これ世界近世史上最も非道なる侵略行爲である」(p.172) と悲憤絶叫した。メキシコでの対日感情は良好であるが、これは反米意識の裏返しである。しかし日支事変に関する限り、米国側に立って日本を非難しているのは米国のラ米工作にとっての僥倖である。

**(5) 寺西呉郎『中南米を探る』1939（昭和14）年**

著者は同盟通信社ニューヨーク支局員である。米国からのラ米像を伝えている。

ラ米は19世紀には英帝国主義の下で、20世紀に入ると米国銀行とラ米独裁政権の提携により近代的植民地となった。1929年の恐慌を契機に米帝国主義を排除する経済的自立運動が独裁政権の下で開始された。独の資本、伊の移民、日の商品がラ米に浸透した。全体主義の影響を危惧した米国は米州主義を盾に米州連帯をめざした。米国が唱える米州主義は、モンロー主義に由来す

る。モンロー主義は欧州に対して米州を防護するというものであったが、次第に「變形・・・歪曲され終始一貫合衆國の利益のために利用」（p.55）された。米国は南北戦争以降ラ米との関係を重視するようになり、1889 年の第 1 回米州会議を皮切りに半世紀にわたる「米洲國際會議時代」（p.55）を牽引した。そして 1938 年の第 8 回リマ米州会議において米州連帯主義を確立させた。全体主義も共産主義もラ米では「一種の幻想」（p.113）である。それでは西半球を統合した新しい文化の創造が可能であろうか。だが、米州間の社会的発展の差異が共栄圏として繋がる社会経済条件を欠いており、それも幻想である。欧州戦争だけが米州関係にとっての最大の試練となり、同時にラ米転換による独自の道を歩ませる可能性をもたらす。

**（6）松本正雄『モンロー主義概説』1941（昭和 16）年**

米国対ラ米外交の指針となるのが、モンロー主義である。これは非植民主義と非干渉主義に大別される。前者は露を対象にしたもので、同国の南下政策に対し「米大陸は爾今歐洲强國に依って将來の植民地と見做さるべきでは無い」（p.4）とし、後者は神聖同盟に対するもので、米州への干渉を拒絶する。当初のモンロー主義は米国の安全を図る消極的なものであったが、後に米国の国力巨大となるに及んで干渉主義、支配主義となり、「米洲に於ける事件に關する限り米國の意志は 卽ち法律なり」（p.10）と言わしめた。その実例としてメキシコでの領土強奪、米国の「差金（差し金）」（p.14）によるパナマ独立から運河支配までの干渉政策、ニカラグアの保護国化、カリブ海地域での内政干渉、軍事占領などを列挙している。こうしてモンロー主義は当初の消極的性格を脱して欧亜列強の干渉を排除する一方、米国自身のラ米に対する干渉を積極的に基礎づけることとなった。第 2 次大戦は米国のラ米支配に絶好の機会を与えた。ラ米は欧州市場を失い、米国市場への依存を強めた。しかしラ米の主要産品は米国産品と競合するものが多く、米国が買い続けられるか否かで（米州）共栄圏の可否が決まる。

**（7）齋藤清太郎『モンロー主義の史的考察』1941（昭和 16）年**

モンロー主義は 1823 年に発せられた。その内容は、欧州による非植民地主義、欧州への非干渉主義および欧州からの干渉排斥主義である。英はモンロー主義を認めたわけではなかったが、他の欧州列強が米州に勢力を伸張することを欲せず、米英の利害が一致した。しかし米国にとり英は「地球上･･･最も有害」（p.33）な存在であるとして、モンロー主義は米国単独の宣言となった。1880 年代以降、欧州列強の世界政策は米州に向かう余裕はなく、アフリカ、アジアに傾注した。チリのアルバレス（Alejandro Álvarez）[3] はこの時期の米国による領土拡張を「覇権主義政策」としてその特徴を指摘している。米州における米国の優位の確保、ラ米諸国の外政への干渉、ラ米諸国の内政への干渉、である。米州主義は米州諸国の連盟を目的とするもので、元々はラ米で生まれた。1826 年パナマ会議がその起源である。その後、メキシコを中心に米州会議が呼びかけられたが、「歐洲よりも寧ろ米國の侵迫に對抗することが其の目的であった」（p.135）。しかし米州連盟が機能しなかったのは、地理的遠隔性、国内体制の脆弱さ、内乱、国境紛争などが障害となった。一方、米国からの米州主義は政治的協約を結ぶことなく、行動の自由を保留しながら経済的関係を密にして米国の勢力を伸張させようとするものだった。米国の米州主義も「所謂覇權主義の一面であった」（p.140）。米国はモンロー主義の範囲を越えて、政治的経済的勢力を世界に伸張させている。

**(8) 平野常治、八百嘉忠『中南米研究』1942（昭和 17）年**

本書は一般事情（自然、産業）、日本を含む列強との関係（経済、移民）、第 2 次大戦による経済的影響、主要国の最新の経済事情から構成されている。本稿ではラ米・米国関係に焦点を当てて紹介していきたい。

欧州列強は、ラ米の資源と市場をめぐって角逐を続けてきた。政治的経済的には過去から現在にかけて英・独・米、人種的には西、文化的には仏と密接な関係がある。日本にとって大東亜共栄圏確立後には、最大の圏間貿易の相手地域になるだろう。今後、ラ米の実相と動向を正確に認識し、洞察することが急務である。ラ米は政治的には未完成の独立国であるが、経済的には豊かな原料国であるとともに大きな商品市場である。モンロー主義はラ米が米国の生命線であることを欧州に認識させた。1888 ～ 1929 年の 40 年間は米帝国主義の時代である。とくにカリブ海地域に対し米州の安全と経済財政上の利益を守るためとの口実で、キューバに対するプラット修正、ニカラグアの保護国化、ウィルソンの「憲法主義」による内政干渉、パナマ、ハイチへの武力干渉等が実行された。1929 年の経済恐慌を契機にフーヴァー政権下でニカラグア、ハイチからの撤兵、「憲法主義」の廃止が実行され、ローズヴェルト政権下で米軍の全面撤退、債務管理人の廃止、平和機構の強化、米州統合を内容とする善隣政策が実施された。

米州としての政治的協同を促進するためには、経済的協同を図る必要がある。1937 年ラ米輸出総額の割合は、対欧（英･ソを除く）33.0 パーセント、対英 19.8 パーセント、対米 20.9 パーセント、対日 16.9 パーセントとなっている。この動向に対し米国は、ラ米からの輸入を増加する必要があるが、とくに南米南部諸国の商品との競合関係が経済的繋がりを阻害している。しかし第 2 次大戦が始まると欧州市場が閉鎖され、1939 年には対米輸出が 61 パーセントを占めるに至った（p.144）。ローズヴェルトは、1940 年の第 2 回米州外相会議では米州カルテルを構想し、米州輸出入銀行に 1 億 1 千万ドルの供託、米州輸出会社の設立による過剰輸出品の一括買取りと再輸出を行った。1942 年には米亜通商協定が結ばれ、「中南米最後の牙城であったアルゼンチン」（p.285）は米国の画策によって軟化した。米国の政治､経済工作が功を奏すかどうかは戦争の帰趨にかかっている。

**(9) 大野勝巳『アメリカの對南米政策』1942（昭和 17）年**

著者は外務省亞米利加局で対米政策に携わってきた。本書は日米開戦直後に執筆された。米国の戦争政策とリオ米州外相会議の関連性を分析している。

当時の米国対ラ米政策の基本は、米州連帯、枢軸国の排除、ラ米工業化に対する借款供与、資源確保、航空路独占、パナマ運河防衛のための軍事基地の拡大、全体主義思想の阻止からなっていた。米国は対日工作のためラ米を動員しょうとしたが、カリブ海諸国を除いて応じる国は少数であった。そこで急遽、外相会議を招集した。1942 年の米州外相会議で米州連帯主義、共同防衛原則を根拠にして対枢軸国共同断交決議、共同宣戦布告決議をまとめようとしたが、亜・智両国の反対により勧告案に格下げとなった。亜・智両国は米国を「非交戦国」[4] と見做して米国への義理を果たす対応を採った。米国は対日戦況の悪化のなかで、ラ米軍事政権の全体主義への親近感やラ米過剰産品の買取能力の欠如など、ラ米への政治的経済的軍事的工作は必ずしも容易ではない。

**（10）松下正壽『米洲廣域國際法の基礎理念』[5] 1942（昭和 17）年**

著者は国際政治学者で戦後、立教大学総長、参議院議員を務めた。

国際法は欧州で誕生したが、そこには欧州的性格が内在している。旧秩序が動揺するとその地域の道義観念にもとづく秩序法が提唱される。従来の国際法の延長としての共通性をもちながら、欧州とは精神的物質的地盤を異にするのが、各地域における「廣域國際法」である。モンロー主義を米州国際法とすべき根拠は、一貫した国策、条約においてモンロー主義を留保条項としていること、国際連盟規約 21 条[6]におけるモンロー主義への言及である。しかし米国自身は国際法原則としてではなく、あくまで国際政治原則としてモンロー主義を位置づけ、その定義、解釈、適用の「絶對的自由を留保」（p.17）して国際法体系への編入を否認していた。1933 年の善隣政策は重大な変更をもたらした。善隣政策の名の下にモンロー主義を米州主義に織り込むことによって国際法化を図った。モンロー主義は不平等性にもとづく政治的原則であったが、1933 年以降米州会議において国家の平等性が議題となった。この国家平等原則は大国の専横を防止する社会的機能をもつものであるが、米州国際法における平等主義は「名を平等に借り、實は小國の犠牲に於いて大國がその利己的利益を圖るもの」（p.42）であった。モンロー主義は非米州国の米州に対する干渉を排除するとともに、米国の米州諸国への干渉を正当化するものであった。1933 年の米州会議で米国は非干渉主義を主張した。そして 1936 年の特別米州平和会議でいかなる理由があっても干渉は許されないと宣言された。非干渉主義は米州における実定法と考えられることになった。しかし非干渉の定義をめぐって米国は武力干渉に限定して、調停や裁判などは適用外とした。さらに関心、協力、援助の名の下に共同干渉権として正当化し、米州内平和維持原則、米州連帯主義、米州外からの脅威に対する共同防衛原則などが後続の米州会議および米州外相会議を経て決議され、対枢軸国断交、日本糾弾宣言とラ米を巻き込む戦争態勢を築いていった。

**（11）天野芳太郎『パナマを中心とせる中南米事情』1943（昭和 18）年**

著者はパナマ、コスタリカ、チリで事業を展開していたが、日米開戦によりパナマ日本人社会の指導者として拘留、米国に移送された。1942 年第一次交換船で日本に帰国した。帰国後、東京、大阪、札幌、朝鮮など 28 の經濟倶樂部で講演した。本書はその講演録である。

もしパナマ運河が破壊されると、米国の大西・太平の両洋策戦は非常な困難に遭遇し、米国東海岸から西海岸に至る海上距離は日本から加州に至る距離の 2 倍となる。さらに軍事上、運河は中南米 20 ヵ国の真只中に打ち込まれた楔であり、外交的にはラ米制覇の拠点である。パナマ運河の防衛にとりパナマの協力は最重要であるが、1940 年パナマ大統領に選出されたアリアス（Arnulfo Arias）は国内における米軍基地の設置を拒否した。民主主義擁護、モンロー主義の再確認、米州連帯性、米州共同防衛を標榜するローズヴェルトは善隣政策の手前、武力介入できず面目丸つぶれであった。しかしアリアスの外遊中、米国の画策で革命政府が樹立され、パナマ国内に高射砲陣地が設置された。チリは結局、枢軸側との断交に踏み切ったが、最後まで中立を維持できたのは、独との関係の他、運河が遠距離であることによる。アルゼンチンは誇り高く経済的にも米国から自立しており、米州最後の砦となっている。中南米 20 ヵ国はパナマ運河を中心に転回しており、ここが米国の心臓であり、急所である。

**（12）野田良治『ラテン・アメリカの全貌』1943（昭和 18）年**

本書は戦前のラ米研究の第一人者である野田良治の業績の集大成である。内容は地理、政治、経済、文化と多岐にわたるが、本稿ではモンロー主義をはじめ米国・ラ米関係の記述、および本書執筆時に起こった対日戦争をめぐる米国・ラ米間の交渉について紹介する。

モンロー主義は米国の独立と安全を防護するために、欧州による今後の新たな領土獲得を米州において許さず、生まれたばかりのラ米独立国に対する再植民地化を阻止する後見的役割を果たした。しかし自らは侵略的行為を行ってきた。一方、米州は対等であるという米州主義が提唱された。この考えはボリバルが唱えたものであるが、米州主義（パンアメリカニズム）という用語は、1889 年米国提唱の第 1 回米州会議に由来する。以後、米州会議は 1938 年まで 8 回を数えた。会議では米州の平和、国際法問題、経済問題が審議されたが、政治問題には触れないのが建前であった。さらに第 8 回米州会議で政治討議の場として米州外相会議が創設された。1941 年の日米開戦に対して翌年の第 3 回米州外相会議で対枢軸国との断交が勧告され、1943 年の時点で対日宣戦布告 11 ヵ国、対日断交宣言 8 ヵ国、中立 1 ヵ国（アルゼンチン）であった。やむなく米国に加担していても、状勢次第で米国に背を向け枢軸側につく可能性がある。ラ米は未だ弱小であるが、広域経済圏として自立する素質がある。日本は大東亜の盟主としてラ米を米国から切り離し、一つの共栄圏として支援すべきである。このために日本とラ米関係を橋渡しする現地在留邦人 22 万 9 千人の存在は重要である。

**（13）織田和勝『米國の抗戦力とラテンアメリカの資源』1943（昭和 18）年**

著者は外務省通商局の職員で、本書は『ラテンアメリカ研究』[7] 誌の連載記事を出版したものである。ラ米の米国傘下への統合、参戦は戦局に然したる影響はないとする意見があるが、米国の戦力にとりラ米の資源がいかに重要であるかを検証する、としている。

今日の米国の繁栄は豊かな国土と資源に恵まれた結果であるが、国内で産出できない資源も多い。さらに今次の戦争では緒戦の劣勢により資材が失われ、その補給と資源確保は重要性を増している。しかしその供給先であるアジア、オセアニアは日本によって制海空権を奪われ、米州内での自給を俟つのみである。なかでも墨・玖・秘・智・亜・伯・暮・哥各国の農畜産品、鉱産資源が不可欠となる。ラ米の主要産出物のアンチモン、ニッケル、錫、ゴム、キニーネ、砂糖、皮革等が枢軸側に流出しないようラ米に圧力をかけている。1942 年に至り、亜・智を除くラ米 18 ヵ国が枢軸国に対する断交、宣戦布告を宣言している。後編では食糧品、鉱物資源、希少金属、動植物原料についてのラ米における生産、賦存状況を詳細に紹介している。

**（14）海本徹雄『新汎米主義と米洲國際法』1943（昭和 18）年**

著者は外務省外郭団体ラテンアメリカ中央會理事の肩書をもつ。サンパウロ領事舘副領事を務めた。米州関係、米州国際法研究の第一人者である。本書は、第一編「米國外交政策の史的發展と善隣政策の本質」、第二編「米洲國際法の發達」、第三編「米洲國際法の基本的観念」、第四編「米洲國際機關」、「附録（汎米會議最終議定書）」および索引から構成されている。

当初、モンロー主義は自衛的孤立主義として提起された。1821 年露がベーリング海峡からバンクーバー島北端までの太平洋岸を自国領土だと主張した。1822 年に神聖同盟がラ米における代議制の出現の阻止を打ち出した。英はこれに反対してラ米の独立承認に動いた。米国は英との連携

を拒否して、1823 年モンロー主義を宣言した。その骨子は、① 非植民原則 ② 孤立・隔離原則 ③ 非干渉原則である。① は南米への仏の野心や北太平洋岸への露の南進に対応するものであった。② における欧州への非干渉および既存の欧州植民地の現状維持は、欧州からの非干渉に対する代償的要素であった。③ の欧州による米州への干渉排除がモンロー主義の核心であった。これらは米国の一方的な声明であり、国際法上の権利ではない。時代を経ると孤立原則は有名無実化し、非植民原則と非干渉原則が拡大解釈されることになった。非植民は欧州企業への特権供与も認めず、非干渉は米州への一切の協力や調停をも排除する一方、米国による米州問題への干渉原則にすり替わった。

カリブ海地域への拡張政策はカリビアン政策として知られている。カリブ海一帯の制覇主義で、保護権の設定、武力干渉、財政管理権等の帝国主義的強行であった。たとえば債権回収による欧州の内政干渉に対しては米国が財政管理を代行するなどして、欧州の干渉を排除する名目で米国自ら干渉した。すべて条約をつうじて行われ、国際法上の非難は免れていた。この帝国主義的変貌はローズヴェルトの棍棒主義、タフトのドル外交、ウィルソンのメキシコ干渉に示された。1936 年、善隣政策の結果として条約による不平等は解消されたが、米国の利権はすでに実現していた。

米国は南米独立当初、南米問題・南米市場への関心も余裕もなかった。米国の国力増強とともに販売市場、投資先の必要から南米への接近が始まった。1889 年米国主導による米州会議が開催された。米州の結束と 21 共和国の互恵的協調をめざして汎米主義[8)]が唱えられた。汎米主義はボリバルを思想的源流とするが、米国の経済的優越権を確立するものとして再定義された。この意味で汎米主義はモンロー主義に由来する。南米諸国からモンロー主義の米州国際法化の動きがあったが、米国はあくまで自国政策として解釈、適用の自由は手放さなかった。1929 年以降、ラ米において国家主義が台頭、日・独・伊の進出が顕著となった。米国は協調主義に転じ、むしろモンロー主義の汎米主義化を図った。善隣政策にもとづく「新汎米主義」化である。「善隣主義の美名に隠れて、より廣汎な干渉權の獲得であり、より完全な中南米制覇政策の強化である」(p.50)。新汎米主義はモンロー主義の米州国際法化でもあった。数次の米州会議の協議をつうじて条約、宣言、決議がなされ、また専門委員会における法典化が審議された。その基本概念は国家の平等権、非干渉主義、大陸連帯性原則、紛争の平和的解決である。非干渉原則は第 7 回米州会議において共同防衛原則と関連づけられ、米国の単独干渉から米州全体の共同干渉として、ラ米での重要事件は国内外を問わずすべて「全大陸の共同の關心事」(p.166) として米国の介入を正当化した。非植民原則は折からの欧州での独による仏・蘭への占領が両国のラ米植民地にも及ぶことを危惧し、1940 年の第 2 回米州外相会議で共同干渉権とともに米州内欧州植民地の一時的管理協約を採択した。これは非譲渡主義の国際法化を図るものであった。同じ会議で欧州大戦に対し中立決議がなされ、米国も 1941 年武器貸与法により中立を維持しながらも英・ラ米・ソ・蒋介石政権に武器供与を行った。日米開戦に伴い米国は枢軸国に対して参戦した。1942 年の米州外相会議で共同宣戦布告決議案が提案されたが、亜・智の反対で勧告案に格下げされた。会議での亜・智の態度を米国が非難すると、両国は米国を「非交戦国」と認めた。これは「交戰國の一方である日獨伊に對しては飽く迄中立國としての權利を主張するも、其の相手國たる米國に對しては、之を非交戰國と認め」(p.378)、「米國の軍艦、飛行機、・・・軍需資材その他の供給は・・・一切平時 狀態同様の取扱を爲す」(p.379) ことができるという亜・智のぎりぎりの妥協であった。

**（15）J. F. リッピィ『中南米發達全史』1944（昭和 19）年**

著者は歴史学を専門とするデューク大学教授である。訳者によると、ラ米は国際経済において重要な役割を果たしているが、日本ではこの地域の文献は、現状分析以外はほとんどないとし、「中南米諸國の複雑なる事情を正解するには、まづ何よりもその歴史に通じる必要あり」（p.6）、また包括的良心的で学界での高評価が本書出版の理由である。また、大部な原著の価値を損なわない程度に圧縮したとしている。本書は第一篇「植民時代」、第二篇「國民時代」、第三篇「國際關係」からなり、本稿では第三篇の米国との関係を中心に紹介する。

ラ米は欧米の争覇の舞台である。19 世紀初頭におけるラ米独立の動きに対し、米国は欧州によるメキシコ湾とカリブ海への干渉を警戒した。仏はメキシコ、ペルーにブルボン王朝の樹立を画策したが、英は植民地独立承認の意向を示し、領土的野心がないことを表明していた。この点で米・英の利害は一致していたが、両国は共同行動を採らなかった。モンロー主義は英を含めた欧州による植民地化と政治的干渉を拒否する一方、英はラ米が米国に乗っ取られるのを警戒し、相互に猜疑心と競争心が生まれていた。1823 年以後 35 年間ラ米をめぐる競争が激化した。1826 年のパナマ米州会議がボリバルの発意で企図された。ラ米の平和と安全保障を確保することを目的とし、米・英両国を招待した。米国への招待はボリバルの意思に反するものであり、メキシコ大統領はその送付を後悔したようである。一方、英は米州連盟の擁護者と想定されていた。中米地峡の運河建設については、米国企業がニカラグアから運河用地の租借権を取得し、英のニカラグアからの撤退を求めていたのに対し、英は米国の中米進出を阻止する思惑があった。この両者が歩み寄り、1850 年米・英間でクレイトン・ブルワー条約が結ばれた。領土獲得をせず、運河ルートを共同管理することが合意された。その後、1901 年米・英間で新たにヘイ・ポンスフォト条約が結ばれ、英はすべての商船が同一条件、自由で公平に通航できるという条件で運河建設とその管理を米国に認めた。

ラ米はモンロー主義が彼らの領土保全と政治的独立に有効であるとは考えなかった。その理由は、① 米国（自らの侵略）に対する安全保障を含んでいない、② 米国は非米州諸国の侵略を甘受してきたし、また容認しないという保証はない、③ モンロー主義はラ米を米国政府の監督下においてきた、というものである。このような経緯から 19 世紀末には（米国主導に依らないラ米諸国の連帯を強調する）ラテンアメリカ主義が台頭した。この意味でラテンアメリカ主義は米州主義の競争者であった（p.426）。米墨戦争を経て、ラ米は米国に対し猜疑心を深め、1886 年コロンビア大統領は「合衆國は他日パナマ運河建設の必要から、この地方を占領するであらう」（p.430）との懸念を示し、ラ米諸国を糾合する会議を呼びかけた。会議の目的は「『合衆國の攻掠的傾向』とヨーロッパ諸列強國民の『不當なる要求』」（p.430）を拒否するためである。1896 年にもエクアドルが主催する非公式会合でモンロー主義の適用は米国の一方的宣言であってはならず、米州公法の制定、モンロー主義の国際法化を要求した。しかしラ米統一運動は政治的統一を欠き、対外問題の処理に関して共通の政策を打ち出せなかった。一方、米国はラ米との親善促進、通商増進のための平和をめざして第 1 回米州会議を呼びかけた。通商問題を議題とし、米州通商局の設置を決めた。以後、米州会議がラ米・米国間交渉の舞台となった。米国は通商、投資の促進を目的にしたのに対し、ラ米側は米国および欧州による支配抑止への保障を要求した。フーヴァー政権は、このようなラ米の要望に応えて 1932 年にニカラグア、ハイチから軍隊を撤収、実質的政府への承認政策を復活して、干渉の緩和を図った。

**（16）細木繁『パナマとカリブ海』1944（昭和 19）年**

著者の略歴に東京帝國大學農學部農業經濟科卒とある。大東亜戦争が始まり、敵国米国にとって「米州地中海」（p.5）というべきカリブ海とパナマ運河がいかに重要であるかの認識を深めるべきであると述べ、本書ではカリブ海の概観、発見から植民地期、その崩壊から米国による制覇までを略記する、としている。

ラ米のスペイン植民地からの独立に際し、欧州列強の干渉への懸念を表明したのがモンロー主義であった。当時未だ幼年期にあった米国は、欧州に武力で対抗する意欲も自信もなく、単なる一宣言に止まっていた。今世紀初頭に至り、英の勢力を一掃して、カリブ海を「米國の内海」（p.3）とした。パナマ運河建設後はその防衛のため、カリブ海の掌握が絶対的に必要となった。さらにベネズエラとコロンビアの大石油資源の開発がこの地域の意義を高めた。当初の武力介入を濫用する棍棒政策が反米機運を醸成したため、ローズヴェルト大統領の時代に「名」は善隣政策と改められたが、モンロー主義は依然としてカリブ海を貫いて南方に向かう米州制覇の道具であった。

対英米戦争が始まって 1 年有余が経つが、日本の戦略としてはラ米の南から北上する進攻路が有効である。ペルー、コロンビア、ベネズエラの油田を確保しつつ進攻ができる。しかしこれらの国は米国が主導する米州主義の翼下にあって米州共同防衛の名の下に多数の米国兵が駐留している。またパナマ運河は南米から中米に至る咽喉部であり、中米カリブ海を守り、敵空軍から米国本土を守る最前線防衛基地となっており、米国の生命線である。

**（17）『ラテンアメリカ總攬』1944（昭和 19）年**

本書の編集には海本徹雄（委員長）、野田良治（委員）が関わっている。第一部「ラテンアメリカ概説」11 章が「ラテンアメリカ諸國と米國」となっている。

同一州内に隣接するラ米諸国の安危は、必然的に米国の安危に影響する、との認識がモンロー主義の本音である。米西戦争以後は積極的にラ米に乗り出し、帝国主義政策を実施した。ラ米には英･独が先行していたが、第 1 次大戦を契機に米国が投資額、貿易量において欧州列強を上回った。しかし独の国力回復、とくにナチ政権によるラ米進出に脅威を抱いた米国政府は、ラ米を糾合して西半球共同防衛をめざして 1936 年に特別米州平和会議を招集した。しかし共同軍事行動については亜・伯・智の ABC 三国・ペルーの反対によって否決された。日米開戦後は米州共同防衛ブロックの結成が推進された。ただ亜･智両国はこれに同調していない（1942 年 12 月現在、p.56）。

## 結びに代えて

戦前日本におけるラ米調査、研究の視点からの米州関係文献はほぼ網羅できたと思う。米州関係はモンロー主義を軸に展開された。モンロー主義から派生する米国の拡張政策（カリビアン政策、棍棒政策、ドル外交）は、協調政策（米州主義、善隣政策）へと転換していった。この転換をどう捉えるかに関して、論者で見解が分かれている。一方は、本質的な転換ではなく、カリブ海政策はすでに完成しており、南米に対しては政治的経済的圧力によって対枢軸国戦略に取り込んでいくとするもの。他方は、米州平等性、連帯主義、民主主義の擁護など米州主義の理想を掲げ、モンロー主義の米州国際法化[9]を図りながら、対枢軸国共同防衛を働きかけるというものである。しかしいずれの立場も究極的にはモンロー主義がラ米支配に利用されてきたとの認識では一致し

ている。

中国に対する米国の門戸開放宣言とラ米囲い込みの矛盾を指摘する論調[10]も多くみられる。日米関係が悪化するに伴い、米国の軍事基地、スパイ活動の取締り、戦略物資の供給などのラ米の役割やラ米各国内の反米、親枢軸の動向に関心が寄せられた。ここでも欧米列強による支配とラ米の抵抗の歴史が語られている。-

## 注

1）本稿では、ラテンアメリカ調査、研究の分野での戦前米州関係文献を対象とし、米国史、米国政治の分野での戦前文献は取り上げていない。

2）本稿では、対象地域名を「ラテンアメリカ」と表記するが、字数の節約を考えて「ラ米」と略す。各文献がどのような名称を使用しているかを以下に示しておきたい。(1)「南アメリカ」(2)「南米」(3)「記述なし」(4)「中南米、羅甸亞米利加」(5)「中南米、ラテン・アメリカ」(6)「中南米」(7)「ラテン亞米利加」(8)「中南米」(9)「ラテン･アメリカ」(10)「ラテン･アメリカ」(11)「中南米」(12)「ラテン・アメリカ」(13)「ラテンアメリカ」(14)「ラテンアメリカ」(15)「中南米、ラテン・アメリカ」(16)「ラテン・アメリカ」(17)「ラテンアメリカ」

3）(1868 ～ 1960 年)、チリの国際法学者、国際司法裁判所判事（1946 ～ 55 年)。アルバレスの国際法論について中井愛氏は「米州諸国間・ラテンアメリカ諸国間に現に存在する特別な連帯と特別な諸条件を根拠に、米州国際法およびラテンアメリカ国際法が理論上も存在しうるし、さらには現に実定法として存在することを主張・強調する」(中井 2020:124）としている。ただ中井氏は、アルバレスが米州国際法の適応範囲をラテンアメリカに限定している、と解釈している（中井 2020:117 の注 63)。

4）戦争当事国（交戦国）と非当事国（中立国）のあいだの状態（非交戦状態）を採る国をさす。

5）戦後、著者は本書の出版により公職追放となった。
https://www.weblio.jp/content/ 松下正寿　他
2025 年 12 月 12 日 閲覧

6）「本規定は仲裁裁判条約の如き国際約定または『モンロー主義』の如き一定地域に関する了解にして平和の確保を目的とするものの効力に何等の影響なきものとす」
「国際連盟規約」https://ja.wikisource.org/wiki/　2025 年 9 月 8 日 閲覧　（旧字体は新字体に書き直している）

7）外務省の外郭組織であるラテンアメリカ中央會の月刊誌で､1941 ～ 44 年に 39 号まで発行された。

8）本稿では「汎米主義」の名称は使用せず、すべて「米州主義」で統一している。本書については表題にしたがって「汎米主義」をそのまま使用する。ただし、会議名は「米州」としている。

9）(中井 2020）は、ボリバルを起源とするラテンアメリカ公法、ラテンアメリカ国際法の思想と歴史ついての傑出した業績である。ただモンロー主義から米州国際法化への系譜が言及されていないのが、残念である。米国自ら国際法化を拒否した経緯はあるが、1933 年以降、米州会議、米州外相会議をつうじて米州共通の法的認識が蓄積されていったのは事実である。

10）柳澤健は「海の彼方では門戸開放、海の此方では門戸閉鎖 !」(『中米及び墨西哥』p.253）というメキシコ一新聞の見出しを紹介している。

## 本稿で取り上げた米州関係文献

（1） 野々村戒三『南北アメリカ史』（講義録）、早稲田大學出版部、1903 年、［643 頁］。
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/987983　2019 年 9 月 10 日 閲覧
（2） 石河駒之助『パナマ運河と日米戰爭』太平洋研究會、1913 年、［75 頁］。
（3） 陸軍省調査班編『米國カリビアン政策と滿蒙問題』陸軍省調査班、1931 年、［15 頁］。
https:dl.ndl.go.jp/info:ndlip/pid/1452664 2025 年 4 月 1 日 閲覧
（4） 柳澤健『中米及び墨西哥』平凡社、1933 年、［237 頁］。
（5） 寺西呉郎『中南米を探る』同盟通信社、1939 年、［116 頁］。
（6） 松本正雄『モンロー主義概説』中南米研究所、1941 年、［20 頁］。
https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1439026　2025 年 3 月 1 日 閲覧
（7） 齋藤清太郎『モンロー主義の史的考察』明治書院、1941 年、［141 頁］。
（8） 平野常治、八百嘉忠『中南米研究』海洋文化社、1942 年、［343 頁］。
（9） 大野勝巳『アメリカの對南米政策』朝日新聞社、1942 年、［94 頁］。
（10）松下正壽『米洲廣域國際法の基礎理念』（大東亞國際法叢書Ⅱ）有斐閣、1942 年、［119 頁］。
（11）天野芳太郎『パナマを中心とせる中南米事情』（經濟倶樂部講演）、東洋經濟新報社出版部、1943 年、［25 頁］。
（12）野田良治『ラテン・アメリカの全貌』遠藤書店、1943 年、［313 頁］。
（13）織田和勝『米國の抗戰力とラテンアメリカの資源』ラテンアメリカ中央會、1943 年、［62 頁］。
（14）海本徹雄『新汎米主義と米洲國際法』日本外政協會、1943 年、［587 頁］。
（15）J. F. リッピィ 松本悟朗訳『中南米發達全史』國際日本協會、1944 年、［474 頁］。
［James Fred Rippy, Historical Evolution of Hispanic America, 1936］
（16）細木繁『パナマとカリブ海』（新世界叢書）、目黒書店、1944 年、［196 頁］。
（17）ラテンアメリカ中央會編『ラテンアメリカ總攬』日本外政協會、1944 年、［950 頁］。

## 参考文献

金澤宏明
2019　「19 世紀後半のアメリカにおける中米地峡運河建設論― クレイトン＝ブルワー条約を巡る制約と建設地論争の膨張論的進展―」『東京情報大学研究論集』、Vol. 22, No. 2, pp. 107-126.
file:///C:/Users/Owner/Downloads/r22-2-1%20（2）.pdf　2025 年 9 月 5 日 閲覧

中井愛子
2020　『国際法の誕生―ヨーロッパ国際法からの転換―』、京都大学学術出版会。

山岡加奈子
2021　「（書評）中井愛子著『国際法の誕生―ヨーロッパ国際法からの転換―』」
『ラテン・アメリカ論集』（ラテン・アメリカ政経学会）、55 巻。

歴史学研究会編
2017　『世界史年表』（第 3 版）、岩波書店。

和仁健太郎
2017　『現代国際法における中立制度の意義と機能』、研究成果報告書
（科学研究費助成事業）。
https://kaken.nii.ac.jp/file/KAKENHI-PROJECT-25780028/25780028seika.pdf
2025 年 5 月 6 日 閲覧

〈研究ノート〉

# 中米地域におけるコミュニティ・ミュージアムと博物館政策に関する研究

## ―― ニカラグアとコスタリカの比較を通じて ――

杉　岡　明日香*

**キーワード**

コミュニティ・ミュージアム、文化政策、住民主体、ニカラグア、コスタリカ

**Resumen**

Este estudio tesis se enfoca en los museos comunitarios que promueven la participación de la comunidad, partiendo de la idea de que los museos cada vez necesitan más dicha participación. En Centroamérica se pueden encontrar casos de museos comunitarios basados en la participación activa de la comunidad, de modo que se analizan especialmente los museos comunitarios nicaragüenses y costarricenses. En el caso de Nicaragua y a partir de la encuesta realizada al personal de los museos comunitarios, se comprueba que la colaboración con las escuelas de la comunidad y la realización de talleres que abordan la historia y la cultura comunitarias son fundamentales para la "participación de la comunidad". En el caso de Costa Rica, a partir de la entrevista realizada al personal del Programa de Museos Regionales y Comunitarios del Museo Nacional de Costa Rica, se concluye que la sostenibilidad de los museos comunitarios no depende únicamente del apoyo público, sino que también requiere la participación y la autogestión de la comunidad. Además, en el caso específico del Museo Comunitario de Curré, en Costa Rica, se advierten elementos similares a los de Nicaragua. El objetivo de este trabajo es investigar los museos comunitarios de Costa Rica y comparar el resultado con los museos nicaragüenses para obtener conclusiones sobre la esencia de la "participación de la comunidad" en los mismos.

## 1　はじめに

### 1.1　研究の背景

近年、ミュージアムをめぐる状況は絶えず変化を続けている。2022 年 8 月には、国際博物館会議（Internacional Council of Museum、以下 ICOM）がプラハ大会において新たな博物館の定義[1)]を採択した。

そこでは、博物館は有形・無形の資料を収集し展示等を行う施設であることに加えて、「多様性と持続可能性」を育む場であり、「倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュ

＊　NPO 法人フィールドミュージアム文化研究所

ニティの参加とともに活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する」場であると定められた[2)]。

これと時を同じくして日本の博物館法も改正されたが、そこでは「歴史資料や美術品や自然史資料、動植物など、資料の種類に関わらず、資料の収集・保管（育成）、展示、資料についての調査研究、教育普及活動やレクリエーションに資するために必要な事業等」の実施が博物館の中心的な目的として掲げられている。また、この改正では、第3条の第3項において博物館が教育やまちづくり、観光、福祉、国際交流などの地域の多様な主体と連携を図り、地域の活力向上に寄与するよう努めることが明記された。文化庁は、地域の多様な主体と連携する目的を「博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組める」ようにするためと説明している[3)]。

このように、両者の定義からは、近年のミュージアムにとって地域の存在が重要視されていることが明らかである。なかでもICOMは、コミュニティを単なる行政区分としての地域ではなく、同一の文化あるいは民族を共有する範囲として捉えている。なお、本稿で用いる「コミュニティ」も市町村区といった行政区分ではなく、ある一定の文化的アイデンティティや地域への帰属意識を共有している範囲を指すものとする。

ミュージアムの文脈において、「コミュニティの参加」はミュージアムを持続可能な形で社会により根付かせるために重要な要素である。中南米地域においては、地域住民の主体的な関わりを軸としたコミュニティ・ミュージアムの事例が各地でみられるため、本研究ではニカラグアおよびコスタリカを研究の対象とした。

### 1.2　研究の目的

本研究では、中米地域に位置するニカラグアとコスタリカのコミュニティ・ミュージアムを比較検討することで、「コミュニティの参加」を可能にしている要素や条件を明らかにすることが目的である。両国の政治体制や経済状況は異なるものの、コミュニティ・ミュージアムにおける「コミュニティの参加」が実現されている点に着目し、その背景にある要因を検討する。

つまり、「コミュニティの参加」を可能にする要素や条件を明らかにすることができれば、中米地域のみならず日本においても、地域住民が主体となったミュージアムによる地域課題の解決という博物館の新たな役割を提示できる可能性があると考えた。

本論では、はじめにニカラグアを取り上げ、文献調査および筆者が2023年に実施したアンケート調査から、国内のコミュニティ・ミュージアムの特徴と「コミュニティの参加」の実現に重要と考えられる要素について考察した。

次に取り上げるコスタリカについては、2025年9月に筆者が現地で収集した資料や聞き取り調査の結果から、国内のコミュニティ・ミュージアムの成り立ちを整理することと、コスタリカ南部に所在するクレ（Curré）コミュニティにあるコミュニティ・ミュージアムの事例から「コミュニティの参加」に関する考察を行った。

## 2　ミュージアムと「コミュニティの参加」について

ミュージアムが地域づくりの手法として語られる場面は少なくない。エコミュージアムを例に

挙げると、日本でも地域づくりの一環として様々な地域で取り組まれている[4]。エコミュージアムとは、1960年代のフランスにおいてICOMの初代事務局長であるジョルジュ・アンリ・リヴェールによって提唱された概念である。これは、「地域を一つの博物館と見なすことによって成り立つ新しい博物館」を指し、資料の収集や保存、展示、教育普及といった事業を地域住民の参加と協力を得ながら展開させ、その地域社会の発展に寄与することを目的とする（馬場 2022：93）。

また、日本発の概念としては、伊藤寿朗が提唱した地域博物館が挙げられる。伊藤は、「自然、考古、民族など、学問分野別の研究成果を地域にあてはめるのではなく、地域のさまざまな課題を軸として、必要なものを構成し総合化するなかで新しい価値を発見していく視点」を地域博物館に反映し、博物館の領域で市民自治の原則[5]を育成し、それを支えていくことこそが地域博物館の役割であると主張した（伊藤 1993：14-15）。

このように、地域づくりの文脈で語られるミュージアムは、地域や地域住民の課題を解決するための一手段として用いられ、その活用においては住民の主体的な参加があることが前提とされている。

つまり、ミュージアムへの参加者を「資料を鑑賞する存在」のみに留めるのではなく、「自らをとりまく環境、ないしは自らが抱える課題の発見と解決のために資料を用いる主体」として捉えていると筆者は考える。そして、ミュージアムを活用した地域づくりとは、ミュージアムが所在する地域に根差した資料を、その地域に暮らす人々が自らの地域課題の解決に用いる試みそのものであるといえる。

本研究で着目するコミュニティ・ミュージアムは、「コミュニティによって創設されるコミュニティ“の”ミュージアム」とされ、「コミュニティの“ために”外部から作られ、与えられたミュージアムではない」とされる（Morales et al 2009：15）。また、「地域住民や地域社会の課題を解決すべく地域住民が主体となって運営する博物館」がコミュニティ・ミュージアムであると定義される（深谷ほか 2020：195）。そして、コミュニティ・ミュージアムの展示そのものも住民自身が決定し、自らが持つニーズの分析と、そのニーズに基づいた組織化を推し進めることでコミュニティが抱えている課題に対して解決策を模索する場であるともされる（Sobalbarro and Hamed 2019：270）。これと同時に、アイデンティティの救出および再生や考古遺産の保護を担っている（Sobalbarro and Hamed 2019：266）。

すなわち、地域住民らがコミュニティに存在するコミュニティ・ミュージアムを自分たち自身のものであると感じられることと、その運営や活用に際して地域住民らが主体的にコミュニティ・ミュージアムへ参加していることが重要といえる。また、コミュニティ・ミュージアムの役割としては、地域課題の解決とアイデンティティの救出および再生、考古遺跡の保護が主なものとしてあげられる。

これらを踏まえて、本研究では「コミュニティのために創設され、コミュニティの住民がその創設過程や運営に携わり、そこで実践される活動に参加し、地域課題の解決に働きかけるミュージアム」をコミュニティ・ミュージアムとする。

## 3　ニカラグアにおけるコミュニティ・ミュージアム

### 3.1　ニカラグアの政治体制について

ここからは、ニカラグア政府のこれまでの動向を整理したい。ニカラグアは、約 13 万平方キロメートルの国土に約 695 万の国民を有する国家である [6]。

ニカラグアの政治体制について特筆すべき点は、ソモサ一家による独裁政権を経験したことであり、1936 年に始まって以降、43 年に渡って維持された。この期間は、国内の階級分化が先鋭化し、国家の政治が少数の支配層に私物化された（松久 1994：276）。独裁から 25 年が経過した 1961 年には、政治的・軍事的な攻勢の中心となるサンディニスタ民族解放戦線（Frente Sandinista Liberación Nacional、以下 FSLN）が結成され、労働者や学生、農民、教会や中産階級までもが反ソモサ色を強めるようになった。

この独裁体制に終止符が打たれるきっかけとなった出来事が 1979 年 6 月の FSLN による臨時政府の樹立（ニカラグア革命）であり、その主導者こそが現大統領のダニエル・オルテガであった。こうして成立した新政権は民族再建政府と改称され、現大統領のダニエル・オルテガを含んだ 5 名からなる最高評議会を中軸にして運営された。1979 年に起こったニカラグア革命から親米保守派のビオレタ・チャモロが当選する 1990 年までの約 10 年間は、この民族再建政府が政権を維持した。

1990 年から 2006 年までは新自由主義政権が樹立し、その後の 2007 年から現在に至るまではダニエル・オルテガが再び政権を握る。2001 年の大統領選挙の実施にあたっては、有力な野党候補者が国家警察によって逮捕されるという出来事があり、最終的には 5 名の野党候補者が残ったが、これは「多党制による自由競争選挙」の見せかけであったとされる。この他にも、オルテガ政権は、政権に対する抵抗勢力を取り締まる条文を追加した選挙法の改正を実施した（浜端 2022：51）。

また、2018 年 11 月末からはニカラグア内務省が国内で活動する NGO 団体の法人格を取り消し、警察による事務所の強制捜査や資産の接収を開始した [7]。最初に法人格を剥奪された NGO 団体は、公共政策戦略研究所（IEEPP）、民主主義を創ろう（HD）、ニカラグア人権センター（Cenidh）、開発・民主主義研究所（IPADE）などの計 9 団体であり [8]、市民社会による政治的な活動の抑制を図ったとの見方ができる。

2018 年以前の第二次オルテガ政権は、国内企業家諸団体やカトリック教会、米国と良好な関係を築いていたが、現在では「独裁政権」と国内外からの批判を浴びている（浜端 2022：54）。革命政権によって独裁政権を終わらせた歴史的背景を持つニカラグアの現在は、野党の存在を認めつつも実際には一党独裁の体制をとるなど、再び独裁政権へと歩を進めた。

### 3.2　文化政策とコミュニティ・ミュージアム

こうした歴史的背景のあるニカラグアでコミュニティ・ミュージアムに強く関係しているのは、現政権による文化政策と市民団体であるニカラグア・コミュニティ・ミュージアム・ネットワーク（Red de Museos Comunitarios de Nicaragua、以下ニカラグア・ネットワーク）である。

ニカラグア文化庁は国内のコミュニティ・ミュージアムを 12 館としている [9] 一方で、ニカラグア・ネットワークは 9 館（うち、創設中が 2 館 [10]）としている（López and Sobalbarro 2016：316）。また、両者が提示するコミュニティ・ミュージアムは一館も共通しておらず、文化庁が提

示するコミュニティ・ミュージアムは首都マナグアの周辺に多く所在する反面、ニカラグア・ネットワークが提示するコミュニティ・ミュージアムはカリブ海側の自治区にも存在しているという違いがある。つまり、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムには、政治上の線分けが反映されているといえる。

ここからは、国の文化政策としてのコミュニティ・ミュージアムについて整理する。国内のコミュニティ・ミュージアムの先駆けは、1982年にカモアパと呼ばれるコミュニティに創設されたミュージアムとされる。これは、ダニエル・オルテガが政権を握ることとなるニカラグア革命後に推進された教育的な要素を持つミュージアムのプロジェクトに起因している（Instituto Nicaragüense de Cultura and Consejo Nacional de Museos 2016：2）。

ダニエル・オルテガが再当選した2006年には、ニカラグア政府とメディアの関係を管理すること、および文化的な市民性の形成を促進する政策の策定を目的として、「コミュニケーション・シティズンシップ審議会」（Consejo de Comunicación y Ciudadanía、以下CCC）が組織された（永倉 2021：96）。このCCCが策定する2012年から2016年版の「国家人間開発計画」（Plan Nacional de Desarrollo Humano、以下PNDH）において、その文化政策の項目内でコミュニティ・ミュージアムに関する記述が確認できた[11]。

ここで着目すべきは、コミュニティ・ミュージアムの目的の一つに「国民としてのアイデンティティの形成」が掲げられている点と、ニカラグア文化庁がホームページ上で公開する国内のコミュニティ・ミュージアムの多くが首都マナグアの周辺に創設されている[12]点である。

つまり、第二次オルテガ政権以降では、コミュニティ・ミュージアムに対して国民のアイデンティティの形成と文化の保護や管理という役割を担わせると同時に、その活用に政治的な意味合いを色濃く含めているといえる。

首都圏周辺にコミュニティ・ミュージアムが多い点に関しては、政府が首都圏に住まう人々を「政権の基盤を揺るがし得る存在」として重要視、あるいは危険視している姿勢が反映されているのではないだろうか。これは、現大統領であるダニエル・オルテガがかつての独裁政権を自らの手で革命を起こして覆したという事実に基づいた考察である。

次に、市民団体であるニカラグア・ネットワークのコミュニティ・ミュージアムの捉え方を整理する。まず、ニカラグア・ネットワークは2000年に結成されたコミュニティ・ミュージアム・アメリカ大陸連合（Red de Museos Comunitarios de América、以下アメリカ大陸連合）の一員である。この連合のミッションは、「アメリカ大陸内のコミュニティが、祖先の価値観に基づいた社会変革への道のりを構築すべく、コミュニティ・ミュージアムを通じたアイデンティティと自治権、民族自決権の強化を援助すること」である[13]。

2013年に結成されたニカラグア・ネットワークは、ニカラグア国内の考古遺跡や歴史遺跡、文化遺産の保護と保存のためにコミュニティ・ミュージアムを管理および促進することを目標に掲げている。なお、その活動に際しては、様々な社会セクターや組織、博物館、大学、地方自治体政府と会議の場を持つ[14]。

アメリカ大陸連合が2016年に公開した「ニカラグア・コミュニティ・ミュージアム・ネットワークの記憶」[15]では、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムはコミュニティの声に耳を傾けながら段階的な発展を遂げてきたことが記されている（López and Sobalbarro 2016）。つまり、ニカラグア・ネットワークによる国内のコミュニティ・ミュージアムは「コミュニティの参加」と共

に発展してきたといえる。

また、ニカラグア・ネットワークもコミュニティ・ミュージアムの役割の一つとしてアイデンティティの強化を掲げているが、彼らが用いる「アイデンティティ」とは「植民地主義的な均質化によって影が薄れたコミュニティの集合的なアイデンティティ」である（López and Sobalbarro 2016：316）。ニカラグア・ネットワークのような市民団体が「コミュニティ（の一員として）のアイデンティティ」や自己決定権を強化する一手段としてコミュニティ・ミュージアムを捉え、実践している点は、独裁的な政治体制の国において重要な意味を持つと考える。

最後に、文化政策とニカラグア・ネットワークの両者がコミュニティ・ミュージアムを通じて形成しようとする「アイデンティティ」が異なっているという特徴から、国内のコミュニティ・ミュージアムについて考察する。まず､ニカラグア･ネットワークが示す「コミュニティ（の一員）としての」アイデンティティが「過去に植民地勢力による支配を受けてコミュニティが均質化した」という文脈で語られていることから、当時のコミュニティの歴史や人々の記憶を、コミュニティ・ミュージアムを通して現在のコミュニティに住まう人々に取り戻そうと試みていることが窺える。一方で、独裁的であるという評価を受けているニカラグアの現政権は､「ニカラグア国民としての」アイデンティティを確立することをコミュニティ・ミュージアムの目的としている。ここには、ニカラグアのこれまでの歴史的背景を踏まえると、国民の社会に対する働きかけを抑制しようとする意識が働いていると筆者は考える。

このように、コミュニティ・ミュージアムの目的に違いがある一方で、現政権と市民団体であるニカラグア・ネットワークの関係性は良好であるといえる。在ニカラグア日本大使館の発表にもあるように、2023 年 11 月末時点で計 3,389 の NGO 団体が法人格を剥奪されている[16)]。それにも関わらず、現政権はニカラグア・ネットワークの活動を容認している点から、その関係性の良好さが見て取れる。

これらのことから、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムは、国の文化政策によるコミュニティ・ミュージアムと市民団体によるコミュニティ・ミュージアムに厳密な線引きがされている訳ではなく、両者の目的が共存しながら実際の活動が行われていることがいえる。実際に、国内のコミュニティ・ミュージアムの成立は、新博物館学などの理論に基づいて出発した一方で、コミュニティの働きかけから生まれたものもあり、その時々の文化政策に基づく形で多様な機能を担ってきたとされる（Ramos 2025：52）。

### 3.3　ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムの実態

ここからは、筆者が 2023 年に実施した国内のコミュニティ・ミュージアム従事者を対象としたアンケート調査の回答を用いて「コミュニティの参加」の視点からニカラグアのコミュニティ・ミュージアムについて考察する。

本アンケート調査は、2023 年 9 月 18 日から 9 月 30 日の回答期間を設けて Google フォームを利用して実施した。この調査を実現するにあたって、ニカラグア文化庁博物館群ディレクターとニカラグア･ネットワークの代表から協力を得た。筆者が事前に作成したアンケート調査のフォーマットのリンクをニカラグア国内のコミュニティ・ミュージアムが参加する SNS のグループチャット上に拡散してもらった。なお、9 名のコミュニティ・ミュージアム従事者が回答した。

また、マサヤ県のコミュニティ・ミュージアムの館長に対しては、対面形式でインタビューを

実施した。インタビューの内容はアンケート調査時に使用したフォーマットに記載したものと同じため、構造化インタビューである。異なる調査方法ではあるが同一の調査項目を持つことから、このインタビューを含めて2023年実施のアンケート調査の回答者数を合計で10名とする。

回答者の所属はマサヤ県（3館）、ヌエバ・セゴビア県、チョンタレス県、グラナダ県、マドリス県、レオン県、マナグア県、北カリブ自治区にあるコミュニティ・ミュージアムであったため、ニカラグア国内のコミュニティ・ミュージアムから広く回答を得ることができた。また、アンケートに回答した10名が所属するコミュニティ・ミュージアムのうち、ポケットマネーを運営資金とするものが1館あった。

アンケートの設問は「コミュニティ・ミュージアムの運営について」（5問）、「コミュニティ・ミュージアムと学校の連携について」（2問）、「コミュニティ・ミュージアムの活動について」（8問）の三つに分類でき、合計で15の設問から成る。なお、本稿では全ての回答は扱わない。

まず、コミュニティ・ミュージアムとコミュニティ内の学校との連携の有無およびその連携内容についての設問では、全回答者がコミュニティ内の学校と関係を持っていると回答した。具体的には、学校に対してガイドツアーや文化遺産や環境をテーマとしたアクティビティなどのワークショップを提供している。こうしたワークショップでは、コミュニティの文化遺産や手工芸品、歴史、考古学、ダンスなどといったテーマが扱われている。最も多いテーマは、芸術に関するものであり、次いで歴史や文学、文化、環境が多い。

この回答から、コミュニティ内の学校の生徒を含めたワークショップへの参加者は、そのワークショップを通してコミュニティに関する知見を蓄えることが可能であることがいえる。

**表1　コミュニティ内の学校と「コミュニティ・ミュージアム」の関係性**

| | コミュニティ内の学校と関係を持っているか |
|---|---|
| 1 | 有（しかし、かなり疎遠） |
| 2 | 有（親密な関係性） |
| 3 | 有（教育省と良好な関係性） |
| 4 | 有（年間計画内の文化芸能活動へ参加） |
| 5 | 有（かなり良い） |
| 6 | 有（とても親密） |
| 7 | 有（レクリエーションや文化的なアニメ、文化遺産や環境をテーマとしたアクティビティを実施して関係を維持） |
| 8 | 有（とても良好） |
| 9 | 有（生徒らを対象にガイドツアーを実施） |
| 10 | 有（開館以来、20年に渡って互いに学び合っている） |

**表2　コミュニティ・ミュージアムが実施するワークショップの内容**

| | ワークショップの内容はどのようなものか |
|---|---|
| 1 | 手工芸、絵画、アート、詩 |
| 2 | 文化財、モニュメントや歴史的な場所、観光地の見学 |
| 3 | 博物館、考古学、歴史的遺産、伝統的な場所、詩、文学、ダンス |
| 4 | 演劇、音楽、絵画、歴史的遺産、伝統的な場所、詩、文学、ダンス |
| 5 | デッサン、リサイクル、手工芸、Cartillas de Familias |
| 6 | 考古学、歴史 |
| 7 | アート（音楽、演劇、絵画）の技術面、環境意識、文化財保護、コミュニティのリーダーと連携したリスク管理に関する内容のもの |
| 8 | ダンス、レクリエーション、伝統的な遊びなど（図書館や文化施設と共同で実施） |
| 9 | 文学、アート、演劇（子ども向け）、手工芸職人への研修 |
| 10 | 運営陣による3言語対応（スペイン語、ミスキート語、英語）の準備 |

次に、各々のコミュニティ・ミュージアムの日常的な活動内容についての設問では、ミュージアムのガイドツアーを実施することやコミュニティ内で祝われる記念日に関する視聴覚資料を準備すること、教材を開発することなどといった回答があり、コミュニティ・ミュージアム（のスタッフ）が来館者と共にコミュニティに関する知識を日常的に深めているといえる。

また、コミュニティ・ミュージアムがコミュニティへもたらした変化や影響については、コミュニティ・ミュージアムの存在によって地域経済が豊かになったことや、コミュニティ・ミュージアムの展示内容やそれを用いたワークショップなどを通して地域固有の文化を教育へ還元していることなど、肯定的な変化がコミュニティ内に現れていることが明らかとなった。

このアンケート調査の結果から、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムにおける「コミュニティの参加」にとって重要な要素は、「コミュニティ内の学校との連携」と「コミュニティの歴史や文化に関連したワークショップの実施および参加」であると推測する。

前者に関しては、全ての回答者が自身のコミュニティ・ミュージアムと地域内の学校が結びつきを持っていると回答した。学校の生徒たちは、授業内外でコミュニティ・ミュージアムを訪れ、コミュニティ内の歴史や文化などをテーマとしたワークショップに参加しており、子どものうちから自然とコミュニティ・ミュージアムに触れている。

後者については、コミュニティの住民が自身のコミュニティの歴史や文化に触れることで、続く表4の問いに対する回答から、コミュニティに対して興味や愛着が深まっている様子が窺える。

**表3 「コミュニティ・ミュージアム」の日常の活動内容**

| | コミュニティ・ミュージアムではどのような一日を過ごしているか |
|---|---|
| 1 | 提案のひとつは、朝食を提供する小さなカフェを開くこと。このコミュニティ・ミュージアムは毎日午後5時まで開館している。 |
| 2 | 午前8時に開館し、午後5時半に閉館する。興味深いビデオを投影したり、来館者に注意を払ったり、文化遺産のワークショップのような予定されたアクティビティを展開したり、ガイドツアーを行ったり、アートの寄贈キャンペーン・プロモーションをする。 |
| 3 | この博物館を解錠し、各展示室を開館前に管理する。その後、来館者対応を行う。アクティビティは多種多様で毎日同じものを実施しているわけではない。私たちで計画している。その日にアクティビティがある場合は、前日に私たちで全て準備する。月末の最後の3日間は、報告書や計画の作成のオペレーションに従事する。他にもいろいろとある中で、来館者には常に注意を払う。 |
| 4 | コミュニティ・ミュージアムがあるだけでなく、博物館のさまざまな部屋のツアー、部屋と収蔵品の掃除、来館者対応、収入と統計の登録・集計、エリアの管理、報告書の作成、施設訪問の計画作成（を行う。） |
| 5 | 午前中はいつも外回りの清掃と同じくらい室内の清掃をする。国内外の観光客に細心の注意を払うため、どこも清潔であること、すべてが整っていること、それらの秩序が保たれていることを確認する。午後はいつも同じで、実施したアクティビティと次回のアクティビティを評価する。 |
| 6 | 午前8時に開館し、清掃する。もし来館者があるならば、材料（教材）の開発を準備して待つ。そしてツアーに移る。その後、グループ別にクラスを展開する。 |
| 7 | 大概は来館者対応、遺跡の保存と修復、博物館と基礎構造の清掃と維持（を行う。）警備と文化的なアクティビティの実施、もしくは計画された研修のワークショップを週に一度（行う。） |
| 8 | この博物館は月曜から金曜の午前8時から午後5時半まで開いている。ツアー参加者たちには、ある特定のテーマや地元の記念日に関するいくつかの視聴覚教材が準備される。就学前の年齢のこどもたちの場合、絵に色を付けるといったような教育的なアクティビティをいくつか行う。 |
| 9 | 開館時間は8時から17時で、警備員は日中と夜の二交代制。通常は予約なしの一般来館者の対応をする。イベントの時は、民俗学者や伝統主義者とも会う。彼らの対応やガイドツアーの予定があるときは、10時頃に約束する。16時以降は、生徒たちとの研修や雑談、対話の時間にあてる。生徒たちは17時に帰るので、講義や雑談をする1時間前にはここに連れてくる。 |
| 10 | この博物館は、月曜から土曜の午前8時から午後6時まで開館する。予定された来館、もしくは予定よりも早い来館も受け付ける。この博物館のオーナーである私と私の母、私の姉（妹）の3人で来館者対応を行う。この博物館は家族経営の私立で、この自治体では唯一の博物館。特別なケースでは、日曜日も受け入れる。 |

**表 4　コミュニティ・ミュージアムがコミュニティにもたらした変化や影響**

| | コミュニティ・ミュージアムがコミュニティへどのような変化や影響をもたらしたか |
|---|---|
| 1 | ポジティブなもので、コミュニティと良い関係を築いている。 |
| 2 | 自治体の歴史的な記憶の充実。博物館を訪問する、手入れする文化が促進された。<br>住民たちはこの空間に一体感を感じている。 |
| 3 | 住民たちは、この自治体の一般的な文化を知ることや実施されるアクティビティへ参加することにより興味をもつようになった。<br>また、寄贈による作品の収集や文化遺産の防護や保護に対する住民のより一層の信頼もある。 |
| 4 | 私たちの地域文化の理解と救出。その認識と所有権。 |
| 5 | 変化は、コミュニティが今現在、大変良い評判を得るようになったこと。<br>コミュニティの大衆的な商売において、ポジティブな影響を生む。 |
| 6 | この自治体の歴史や文化、祖先の伝統に関する質の高い知識を持つようになった。 |
| 7 | 文化的な側面に加えて社会や観光の側面を巻き込むプロジェクトが実施された。<br>25の家がある新しい地区がつくられ、街灯のシステムが向上し、湖岸に防波堤がつくられ、<br>サービス・プロバイダーに資格が与えられ、18のマイクロ法人の事業計画に資金が調達された。<br>更に、その場所では、地元の26人の労働者が雇用されている。 |
| 8 | 地元の歴史遺産に対する評価。 |
| 9 | この博物館は、以前にはなかった歴史的な記憶、伝統といった文化的な価値を彷彿とさせる場所になった。<br>開館から15年の発展期間を経て、人々はこの博物館を自分のものとして認識している。<br>また、文化施設（Casa de Cultura）のようにも機能している。私たちは、コミュニティの芸術家、手工芸職人、<br>画家、音楽家、演劇役者、大衆演劇、大道芸人といった広い範囲と接触している。<br>私たちは方法論を持っていないが、コミュニティのニーズに基づいて活動している。<br>仮面製造の向上をどうサポートするのかという研修に参加し、詩人が出版できるようなプログラムを作成した。<br>文化と伝統を活性化し、コミュニティに技術的、経済的、制度的なサポートを促進してきた。<br>何よりも大切なことはミュージアムとコミュニティの関係性であり、コミュニティはミュージアムの中で生きている。<br>「国家人間開発計画」内のモデルによって、コミュニティと接触する以上にコミュニティを変化、変容させることはないと理解するようになった。2018年の出来事で他の博物館は破壊されたが、人々はこの博物館の破壊を許さなかった。ここは、私たちにとって機関レベルの成功だ。 |
| 10 | 20年間で多くの人が知り、学んだ。この博物館は、私たちの文化の多様なテーマを教える大学のようだ。<br>ここでは、触れられる作品だけでなく、触れられない作品、文書、冊子、ミスキート語の辞書も所有しているので、人々の研究、疑問、知的向上心にも協力するといったような図書館のようでもある。<br>多くの人と共にあり、たくさんのことを教え続ける博物館であり、図書館であるといえる。 |

### 3.4　小括

本章では、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムの特徴と「コミュニティの参加」について考察をおこなった。はじめに、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムの特徴を文献の整理により明らかにした。

ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムは、国の文化政策によるものと市民団体によるものという設置主体によって形成したいアイデンティティに差異が生じている。具体的には、前者は「国民としてのアイデンティティの形成」を役割の一つとして主張し、後者は「コミュニティ（の一員）としてのアイデンティティの形成」を主張している。しかし、両者のコミュニティ・ミュージアムには厳密な線引きがある訳ではなく、実際には二つのアイデンティティの形成という目的が共存しながら活動が展開されている点が特徴といえる。

次に、2023年に実施した国内のコミュニティ・ミュージアム従事者を対象としたアンケート調査から、コミュニティ・ミュージアムにおける「コミュニティの参加」にとって重要な要素が「コミュニティ内の学校との連携」と「コミュニティの歴史や文化に関連したワークショップの実施および参加」であると考察した。回答した10館全てがコミュニティ内の学校と繋がりを持ち、コミュニティに関する歴史や文化、伝統などを対象としたワークショップを実施し、そこに生徒たちが参加している。特に自由記述の回答では、コミュニティ・ミュージアムがコミュニティにもたらした変化として、地域文化の理解や知識の向上、コミュニティ・ミュージアムへの関心の向上などが挙げられ、コミュニティ・ミュージアムが実施するワークショップを通じてコミュニティに対する愛着が来館者である地域住民に芽生えている様子が窺えた。

しかしながら、「コミュニティの参加」を実現している要素を考察した今回のアンケート調査は、コミュニティ・ミュージアム従事者からの回答のみであるため、今後はコミュニティ・ミュージアムの利用者に対する調査を実施することを課題とする。また、コミュニティ・ミュージアムが設置主体によって異なるアイデンティティの形成を目的に据えていることから、両者のアイデンティティと「コミュニティの参加」についての分析も課題とする。

## 4　コスタリカにおけるコミュニティ・ミュージアム

### 4.1　国内における博物館の全体像とコミュニティ・ミュージアム

本節では、コスタリカ国内のコミュニティ・ミュージアムを含んだ博物館の現状を整理する。ニカラグアと隣接しているコスタリカは、約5万平方キロメートルの国土を有し、約521万の国民が暮らしている国である[17]。

国内のコミュニティ・ミュージアムに対して技術的支援を行っているのは、文化・青年省（Ministerio de Cultura y Juventud）の独立部門であるコスタリカ国立博物館[18]内に設置される「リージョナルおよびコミュニティ・ミュージアム・プログラム」（Programa de Museos Regionales y Comunitarios、以下PMRC）である。コスタリカ国立博物館は、国内で新たに生まれる博物館プロジェクトに対して、その質と健全な発展を保証する責任機関となっており、前述のPMRCを通じてICOMの博物館の概念が適用される博物館を推進する取り組みを進めている[19]。

文化・青年省の成り立ちについては、1970年代に設立された文化・青年・スポーツ省（Ministerio de Ccltura, Juventud y Deportes）をその前身とし、当時のコスタリカ国内において観光資源の開発の必要性が向上していたという背景から、国内の文化機関の再編や調整を担う目的で設立された。

1970年以降のコスタリカは、文化を通じて国家アイデンティティを構築するのみでなく、国内外の人々にとってアクセスしやすく、また、国の歴史が反映された文化プログラムを作成することを目下の目標としていた。

そして、1983年にはリージョナル・ミュージアム（地域博物館）の創設を促進する目的で博物館総局が設立され、この総局は2000年まで存続した[20]。博物館総局が設立された80年代から90年代にかけては、コスタリカ国内で博物館設立への関心が急増していたが、大多数の博物館が明確な目標や目的、方針を欠いていたこと、また資金不足や計画不足が原因となり、多くの博物館

がすぐに閉館となった[21]。

こうした流れのなか、2000年1月には、国内の博物館の運営に対してコスタリカ国立博物館が責任を持つこととなり、2004年には前述の博物館総局の役割を引き継いだPMRCが創設された。

PMRCは、国内の博物館の設立を促進・支援するという目標を持ち、コスタリカ国立博物館が定めた指針に沿って、国内のリージョナル・ミュージアムおよびコミュニティ・ミュージアムの創設とフォローアップのためにミュージアムのガイドラインを定めること、農村部および都市部の地域社会が自らの文化についての調査・保存・普及に参加できるよう促進すること、リージョナルおよびコミュニティ・ミュージアムの開発に協力すること、その創設や発展においてアドバイスや技術的支援を提供することを目的としている[22]。

ここでPMRCが対象としている「リージョナル・ミュージアム」（Museo Regional）と「コミュニティ・ミュージアム」（Museo Comunitario）について、その違いを整理したい。PMRCは、「博物館的空間」（Espacio Museístico）に包括されるいくつかの空間について、コスタリカ国立博物館が出版する『博物館的空間とは何か』（“¿Qué es un espacio museístico?”）のなかで定義している。前提として、ミュージアムとは法人格の有無に関わらず一定の組織と構造を持ち、時間を超えて存続できる存在であり、一般に公開され、運営が非営利であるものとされる。なお、ここでいう非営利とは、持続可能性を保つための資金を生み出すことができないという意味ではなく、社会に奉仕し、有形・無形の遺産を管理する組織のことを指す（Museo Nacional de Costa Rica, 以下MNCRと略す , 2020：8-9）。

はじめに、ミュージアムは、人類学博物館、コミュニティ・ミュージアム、美術館、エコミュージアム、歴史博物館、遺跡博物館、社会博物館（Museo de Sociedad）、機関博物館（Museo Institucional）、国立博物館、リージョナル・ミュージアム、バーチャルミュージアム、生きた博物館（ライブ・ミュージアム、Museo Vivo）に細分化されており、コスタリカにおいてもコミュニティ・ミュージアムが博物館の一形態として位置づけられている（MNCR 2020：24）。

次に、「コミュニティ・ミュージアム」（Museo Comunitario）と「リージョナル・ミュージアム」（Museo Regional）の違いに関して、前者は各々のコミュニティの遺産、歴史、人物の掘り起こしと継承、価値向上に焦点を当てているミュージアムであり、コミュニティのアイデンティティにとって重要な役割を果たし、その地域に関連する体験や伝統、もの、建物、写真などを収集するとされる（MNCR 2020：36）。後者については、基本的には大学が財政面を含めた支援を行っていて、コミュニティ・ミュージアムよりも専門性の高い内容を扱っており、この点が両者の違いとされる[23]。また、コミュニティ・ミュージアムはコミュニティの観光を第一の目的としているものではなく、コミュニティから発生するものとされる[24]。

このように、コスタリカにおいてはコスタリカ国立博物館がコミュニティ・ミュージアムを含む博物館を明確に定義したうえで、主体となって管理しているといえる。

これと同時に、筆者が2025年9月12日に実施したPMRCの職員に対する聞き取り調査では、国内のコミュニティ・ミュージアムにとって主体となるPMRCが予算や人材などの資源不足に直面している現状に反して、コミュニティ・ミュージアムとして活動を続けている館が国内に存在していることが明らかとなった[25]。そのコミュニティ・ミュージアムは財政的支援を受けておらず、手工芸品を販売するなどの方法で自主的に運営を続けているとのことである。

つまり、安定した運営資金の有無のみがコミュニティ・ミュージアムの持続性を左右している

のではなく、持続的なコミュニティ・ミュージアム（の活動）にとって重要なことは、何らかの形での地域住民の主体的な参加といえる。そして、これがひいては「コミュニティの参加」に繋がると筆者は考える。

### 4.2　クレ（Curré）での事例について

次に、実際にコスタリカ南部に存在するクレ（Curré）にあるクレ・コミュニティ・ミュージアム（Museo Comunitario de Curré）の事例を「コミュニティの参加」の視点から考察する。なお、当コミュニティ・ミュージアムは2025年9月時点で休館中である。

クレは、コスタリカの西から南西にかけて広がるプンタレナス県に位置し、プンタレナス南部のほぼ中央に所在するコミュニティである。そこでは、約3500年前から人々の定住の痕跡がある（Corrales and Rojas 2021：13）。

1980年代からは、コスタリカ国立博物館が先住民の遺跡の理解と再評価のために当コミュニティと協働関係にある。また、水力発電プロジェクトがコミュニティ内において実施されようとした際は、長期に渡る定住の証拠を示していた考古学情報を根拠として、地域住民らが自らの先祖の土地に居住し続ける権利を主張した出来事がある（Corrales and Rojas 2021：81）。

1988年からは、コミュニティの中心にある「インバの家」と呼ばれるかつての教師の家で、地域の歴史や伝統をテーマとした企画展示が行われた。この家は後に解体されることになるが、これがPMRCとコミュニティが協働で進めてきたクレ・コミュニティ・ミュージアムの前身となった。その後、2013年にクレ・コミュニティ・ミュージアムが創設され、2015年から開館している。展示内容については、地域住民が作成し、先コロンブス期から現在に至るまでのコミュニティの歴史を紹介している（Corrales and Rojas 2021：82）。また、当コミュニティ・ミュージアムはコミュニティ内の学校の敷地内に設置されている。

このように、地域の学校の存在や展示内容がコミュニティの歴史を扱っている点など、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアム従事者に対するアンケート調査結果から考察した「コミュニティの参加」に必要と考えられる要素をクレ・コミュニティ・ミュージアムも備えているといえる。

また、このコミュニティの地域住民らは、水力発電プロジェクトに対して自身の土地への居住権を主張したという経験を基に、コミュニティの一員としてコミュニティ内の活動に主体的に参加する基盤がコミュニティ・ミュージアムの設置よりも以前から備わっていたことが推測できる。

クレ・コミュニティ・ミュージアムの事例から、コミュニティ・ミュージアムにおける「コミュニティの参加」には「コミュニティ内の学校との連携」と「コミュニティの歴史や文化に関する展示内容」が重要であることが窺える。なお、当コミュニティ・ミュージアムに関しては、従事者や利用者を対象とした調査は未実施であるため、今後の課題とする。

## 5　まとめ

### 5.1　結論

本稿では、ニカラグアとコスタリカの「コミュニティ・ミュージアム」について、文献調査とアンケート調査、インタビュー調査の結果から、政治体制や経済状況の違いがあってもなお、「コミュニティの参加」によって持続的に活動が展開されていることが明らかとなった。

「コミュニティの参加」を実現している要素として、「コミュニティ内の学校との連携」および「コミュニティの歴史や文化をテーマとした展示やワークショップ」、「地域住民による主体的な活動の有無」が重要であると考察した。

ニカラグアについては、国の文化政策は「国民としてのアイデンティティの形成」をコミュニティ・ミュージアムの目的とする一方で、市民団体であるニカラグア・ネットワークはコミュニティ・ミュージアムを通して「コミュニティ（の一員）としてのアイデンティティ」の形成を目的に据えているといった差異があることと、両者の目的が共存しながら実際の活動が行われていることを国内のコミュニティ・ミュージアムの特徴として指摘した。

また、ニカラグア国内のコミュニティ・ミュージアム従事者へのアンケート調査からは、コミュニティ内の学校との関係性や、コミュニティ・ミュージアムがコミュニティ固有の内容をワークショップで扱っていることが「コミュニティの参加」にとって重要な要素であることを指摘した。

コスタリカについては、博物館を取り巻く歴史的変遷を整理することで、現在の国内のコミュニティ・ミュージアムに対して PMRC が重要な位置づけにあることを明らかにした。

これと同時に、PMRC が資金的・人的資源不足に直面している一方で国内のコミュニティ・ミュージアムが手工芸品の販売等を行って自主的に運営費用を捻出している事例からは、安定した運営資金の有無のみがコミュニティ・ミュージアムの持続性を左右しているのではなく、持続的なコミュニティ・ミュージアム（の活動）にとって、何らかの形での地域住民の主体的な参加が重要であることがいえる。そして、これがひいては「コミュニティの参加」に繋がると筆者は考える。

また、地域住民が運営や展示を行っているクレ・コミュニティ・ミュージアムの事例から、「地域との学校との関係性」と「コミュニティの歴史を扱う展示内容」といった要素が「コミュニティの参加」にとって重要であると考察した。

これらを踏まえて、コミュニティ・ミュージアムへの「コミュニティの参加」にとって重要と考えられる要素は、「地域の学校との連携」と「コミュニティの歴史や文化を扱う展示およびワークショップの実施」、そして「地域住民の主体的な活動の有無」であるといえる。

### 5.2　今後の展望

本研究で対象としているニカラグアとコスタリカは、政治面や経済面に差異がある。例えばニカラグアの政治体制は権威主義的である一方、コスタリカは民主主義体制をとる。また、コミュニティ・ミュージアムに関わる点では、ニカラグアでは国の政策として実施されているが、コスタリカではコスタリカ国立博物館の PMRC が主体となっているといった差異がある。

こうした差異があっても、両国では「コミュニティの参加」を根幹に据えたコミュニティ・ミュージアムが展開されていることから、コミュニティ・ミュージアムにおける「コミュニティの参加」を可能にする要素や条件を明らかにすることで、中南米に限らずどの国や地域においてもコミュニティが主体となったミュージアムによる地域課題の解決を可能になると考える。つまり、本研究の意義は、このような博物館の新たな役割を提示できる点にある。

本稿では、ニカラグアのコミュニティ・ミュージアムについては、国内の 10 館のコミュニティ・ミュージアム従事者へアンケート調査を実施することで「コミュニティの参加」にとって重要な要素が「コミュニティ内の学校との連携」と「コミュニティの歴史や文化をテーマとした展示お

よびワークショップ」であることを考察したが、この要素がなぜ必要なのかという視点での分析は未着手である。また、コスタリカについては文献調査のみである。

したがって、ニカラグアおよびコスタリカのコミュニティ・ミュージアムについて、従事者および利用者、特に生徒を含む学校関係者への調査を実施することで、「コミュニティの参加」に必要不可欠な要素を検討したい。

また、コスタリカのコミュニティ・ミュージアムについては地域住民が主体的に運営費用を捻出する事例を取り上げたが、ニカラグアのように運営資金の出所が公の場合もコミュニティ・ミュージアムは持続されている。そのため、運営資金という視点から分析を行うことも今後の課題である。

これらの分析を踏まえて、ミュージアムにおける「コミュニティの参加」を実現する要素を明らかにし、ミュージアムを通じた持続可能な地域社会づくりに貢献することが本研究の今後の展望である。

## 注

1）ICOM の博物館の定義の原文は “A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society that researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage. Open to the public, accessible and inclusive, museums foster diversity and sustainability. They operate and communicate ethically, professionally and with the participation of communities, offering varied experiences for education, enjoyment, reflection and knowledge sharing.” である。ICOM ホームページ「ICOM approves a new museum definition」（2025 年 11 月 14 日最終閲覧、https://icom.museum/en/news/icom-approves-a-new-museum-definition/）参照。

2）ICOMJAPAN ホームページ「新しい博物館定義、日本語訳が決定しました」（2025 年 8 月 30 日最終閲覧、https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/）参照。

3）文化庁ホームページ「博物館法とは」（2025 年 11 月 8 日最終閲覧、https://museum.bunka.go.jp/museum/act/）参照。

4）例えば、神奈川県平塚市では「金目まるごと博物館」を通じて地域の自然環境や歴史的遺産を活かし「後世に続くまち」の形成が試みられている。平塚市ホームページ「エコミュージアムの考え方」（2025 年 9 月 13 日最終閲覧、https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/page-c_01235.html）参照。

5）市民自治の原則は、地域で暮らす住民が主体となって地域課題を発見し、その解決に取り組んでいくことを指す（伊藤 1993：14-15）。

6）外務省ホームページ「ニカラグア共和国（Republic of Nicaragua）基礎データ」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nicaragua/data.html）参照。

7）在ニカラグア日本大使館が発表する「ニカラグア定期報告（2023 年 11 月）」によると、2018 年 11 月から 2023 年 11 月までに、内務省によって合計で 3,389 の NGO 団体が法人格を剥奪されている。

8）在ニカラグア日本大使館ホームページ「ニカラグア定期報告（2018 年 12 月）」（2023 年 12 月 11 日取得、https://www.ni.emb-japan.go.jp/files/000438696.pdf）参照。

9）ニカラグア文化庁ホームページ「Museos y Sitios Históricos」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、

https://www.inc.gob.ni/museos/）参照。

10）2016 年時点。

11）例えば第 466 項では、コミュニティ・ミュージアムは、許可を得たコミュニティのグループがコミュニティ内の文化資源を管理するための場として創設するということと、実際に 6 つのコミュニティ・ミュージアムが創設されていることが記されている。UNESCO ホームページ「Plan Nacional de Desarrollo Humano 2012-2016」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、https://siteal.iiep.unesco.org/sites/default/files/sit_accion_files/siteal_nicaragua_0029.pdf）参照。

12）ニカラグア文化庁ホームページ「Museos y Sitios Históricos」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、https://www.inc.gob.ni/museos/）参照。

13）アメリカ大陸・コミュニティ・ミュージアム連合ホームページ「Red de Museos Comunitarios de América」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、https://www.museoscomunitarios.org/redamerica）参照。

14）アメリカ大陸・コミュニティ・ミュージアム連合ホームページ「Red de Museos Comunitarios de Nicaragua」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、https://www.museoscomunitarios.org/redes/paises）参照。

15）本章は「記憶－アメリカ大陸・コミュニティ・ミュージアム・連合のコミュニティ・ミュージアムと国際ネットワークの経験」（“Memoria: Red de Museos Comunitarios de América Experiencias de Museos Comunitarios y Redes Nacionales”）を構成する一章である。

16）在ニカラグア大使館ホームページ「ニカラグア定期報告（2023 年 11 月）」（2023 年 12 月 11 日取得、https://www.ni.emb-japan.go.jp/files/100592524.pdf）参照。

17）外務省ホームページ「コスタリカ共和国（Republlic of Costa Rica）基礎データ」（2025 年 9 月 23 日最終閲覧、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/costarica/data.html）参照。

18）コスタリカ国立博物館は 1887 年のベルナルド･ソト大統領の政権下で、自然や芸術の産物を収集･分類・研究するための公共施設を国へもたらすことを目的として設立された機関である。

19）コスタリカ国立博物館ホームページ「LOS ORÍGENES DEL MUSEO NACIONAL」（2025 年 9 月 8 日最終閲覧、https://www.museocostarica.go.cr/museo/historia-del-museo/）参照。

20）コスタリカ国立博物館ホームページ「PROGRAMA DE MUSEOS REGIONALES Y COMUNITARIOS DE COSTA RICA」（2025 年 9 月 8 日最終閲覧、https://www.museocostarica.go.cr/transparencia/informacion-institucional/programa-de-museos-regionales-y-comunitarios-de-costa-rica/）参照。

21）同上。

22）同上。

23）コスタリカ国立博物館にて、2025 年 9 月 12 日に筆者が実施した PMRC の職員に対する聞き取り調査内で説明を受けた。

24）同上。

25）同上の PMRC の職員への聞き取り調査で、少なくとも 4 館のコミュニティ・ミュージアムの存在を把握することができた。

## 参考文献

伊藤寿朗
1993　『市民のなかの博物館』、吉川弘文館。

永倉草
2021　「ニカラグアの教育政策の変遷－政権交代による変化を中心に」、『鳴門教育大学国際教育協力研究』、第 15 号、91-98 頁。

馬場憲一
2022　「文化財政策におけるエコミュージアム的な取り組みとその課題－ウェルビーイング社会の文化享受の視点から」、『現代福祉研究』、第 22 号、91-108 頁。

浜端喬
2022　「2021 年ニカラグア総選挙」、『ラテンアメリカ・レポート』、39 巻 1 号、46-59 頁。

深谷岬・南博史・嘉幡茂・川嶋まどか
2020　「ニカラグアのカリブ海側における岩刻画の考古学調査およびコミュニティ・ミュージアム活動に向けた研究」、『京都外国語大学ラテンアメリカ研究所紀要』、第 20 号、193-214 頁。

松久玲子
1994　「ニカラグア－チャモロ政権の教育改革と成人教育」、『ラテンアメリカ研究年報』、第 14 号、254-280 頁。

Corrales, Francisco U., and Uriel Rojas Rojas
2021　*Curré/Yímba Su larga y profunda historia*. Museo Nacional Costa Rica.

Instituto Nicaragüense de Cultura and Consejo Nacional de Museos
2016　*Guía para la Creación de Museos Comunitarios*. Consejo de Comunicación y Ciudadanía.

López, Eugenio M., and Greyci Sobalbarro Pao
2016　“Memoria de la Red Nicaragüense de Museos Comunitarios”. In Cuauhtémoc Camarena Ocampo and Teresa Morales Lersch (eds.), *Memoria: Red de Museos Comunitarios de América, Experiencias de Museos Comunitarios y Redes Nacionales*. Red de Museos Comunitarios de América and Unión de Museos Comunitarios de Oaxaca, pp. 315-350.

Morales, Teresa, Cuauhtémoc Camarena, Sillvia Arze and Jennifer Shepard
2009　*Manual para la Creación y Desarrollo de Museos Comunitarios*. Fundación Interamericana de Cultura y Desarrollo (ICDF).

Museo Nacional de Costa Rica
2020　*¿Qué es un espacio museístico?*. Museo Nacional de Costa Rica.

Ramos, Herme A.
2025　“Los museos comunitarios en Nicaragua: una perspectiva desde la Nueva Museología”. *Revista Humanismo y Cambio Social* 25: 40-55.

Sobalbarro, Greyci P., and Yuri Hamed Zapata Webb
2019　“Museos Comunitarios como una Estrategia de Comunicacion Intercultural Ancestral en Nueva Guinea” *RACCS Revista Ciencia e Interculturalidad* 25 (2): 265-276.

## インターネット資料

「新しい博物館定義、日本語訳が決定しました」、https://icomjapan.org/journal/2023/01/16/p-3188/（2025 年 8 月 30 日閲覧）

「博物館法とは」
https://museum.bunka.go.jp/museum/act/（2025 年 11 月 8 日閲覧）

「エコミュージアムの考え方」、https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/page-c_01235.html（2025 年 9 月 22 日閲覧）

「ニカラグア共和国（Republic of Nicaragua）基礎データ」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nicaragua/data.html（2025 年 9 月 23 日閲覧）

「ニカラグア定期報告（2018 年 12 月）」、https://www.ni.emb-japan.go.jp/files/000438696.pdf（2025 年 9 月 23 日閲覧）

「ニカラグア定期報告（2023 年 11 月）」、https://www.ni.emb-japan.go.jp/files/100592524.pdf（2025 年 9 月 23 日閲覧）

「コスタリカ共和国（Republic of Costa Rica）基礎データ」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/costarica/data.html（2025 年 9 月 23 日閲覧）

“ICOM approves a new museum definition”
https://icom.museum/en/news/icom-approves-a-new-museum-definition/ (accedido el 8 de noviembre de 2025)

“Museos y Sitios Históricos”
https://www.inc.gob.ni/museos/ (accedido el 23 de septiembre de 2025)

“Plan Nacional de Desarrollo Humano 2012-2016”
https://siteal.iiep.unesco.org/sites/default/files/sit_accion_files/siteal_nicaragua_0029.pdf (accedido el 23 de septiembre de 2025)

“Red de Museos Comunitarios de América”
https://www.museoscomunitarios.org/redamerica (accedido el 23 de septiembre de 2025)

“Red de Museos Comunitarios de Nicaragua”
https://www.museoscomunitarios.org/redes/paises (accedido el 23 de septiembre de 2025)

“LOS ORÍGENES DEL MUSEO NACIONAL”
https://www.museocostarica.go.cr/museo/historia-del-museo/ (accedido el 8 de septiembre de 2025)

“PROGRAMA DE MUSEOS REGIONALES Y COMUNITARIOS DE COSTA RICA”
https://www.museocostarica.go.cr/transparencia/informacion-institucional/programa-de-museos-regionales-y-comunitarios-de-costa-rica/ (accedido el 8 de septiembre de 2025)

〈調査研究報告〉

# Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador: análisis del DS N°005-2019-MC

Hironori OTANI *
José Antonio ONOFRE MAYTA **

## 1. Introducción

La destrucción y alteración del patrimonio cultural han representado, durante décadas, un desafío crítico para la política cultural del Perú. La expansión urbana, las obras públicas, la actividad minera e incluso las construcciones ilegales realizadas por pobladores han generado impactos constantes sobre sitios arqueológicos y paisajes culturales. Aunque el Estado ha desarrollado marcos institucionales de protección, su eficacia ha sido limitada y no siempre ha garantizado la preservación efectiva.

Desde la década del 2000, el marco legal se ha estructurado en torno a la Ley N° 28296, Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación, que incorporó mecanismos de registro, delimitación, declaratoria de intangibilidad y procedimientos sancionadores. No obstante, la ausencia de criterios claros para evaluar los daños ha derivado en decisiones heterogéneas: casos con afectaciones similares recibieron sanciones diferentes, debilitando la confianza social en el sistema.

En el plano académico, algunos estudios han examinado las debilidades del Procedimiento Administrativo Sancionador (PAS) aplicado al patrimonio cultural. Tuero Ochoa (2013) analizó los límites entre la responsabilidad penal y administrativa en los casos de afectación arqueológica, mostrando cómo la superposición de competencias generaba inseguridad jurídica y reducía la eficacia de la protección. Posteriormente, Colchado Bazán (2022) estudió el expediente N° 3734-2016-DDC LIB/MC (sitio arqueológico Farfán, La Libertad), evidenciando que las notificaciones defectuosas —al no cumplir con los requisitos de la Ley N°27444— derivaron en la caducidad del procedimiento. Su investigación resaltó la importancia de profesionalizar y capacitar al personal encargado de la notificación. Más recientemente, Chacmani (2023) analizó los vicios procedimentales en la predictibilidad del PAS en la ciudad del Cusco, concluyendo que defectos como notificaciones inválidas, nulidades sobrevinientes y demoras excesivas afectan principios como la legalidad, el plazo razonable y la confianza legítima, debilitando así la eficacia sancionadora.

＊ Ex Encargado de Base Gráfica, en la Municipalidad Distrital de Independencia – Huaraz
＊＊ Arqueólogo, Dirección Desconcentrada de Cultura de Huánuco – Ministerio de Cultura del Perú

Considerados en conjunto, estas investigaciones muestran que los problemas del PAS son de carácter estructural: abarcan desde la indefinición de competencias (Tuero), pasando por la ineficacia de la notificación (Colchado), hasta la erosión de la predictibilidad y seguridad jurídica (Chacmani). Sin embargo, ninguno de estos estudios ha evaluado sistemáticamente la eficacia del DS N° 005-2019-MC y de sus normas complementarias en la práctica administrativa posterior a 2019. Este artículo busca llenar dicho vacío, examinando la aplicación concreta del régimen sancionador y sus limitaciones en casos recientes documentados en expedientes oficiales.

Para subsanar esta deficiencia, en 2018 se emitió la Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC y, al año siguiente, el Decreto Supremo N° 005-2019-MC, que estableció el Reglamento del Procedimiento Administrativo Sancionador en materia de Patrimonio Cultural (RPAS). Estas normas avanzaron en la institucionalización de la evaluación de daños y la imposición de sanciones administrativas.

El presente estudio tiene como objetivo analizar los documentos administrativos y fuentes oficiales emitidos tras la entrada en vigor de dichas normas, con el fin de evaluar su aplicación y las limitaciones que persisten en su implementación. Se presta especial atención a cuatro dimensiones:

1. La relación entre la **tipificación del daño** y **la valoración cultural**.
2. El vínculo entre los **montos de sanción** y **su efecto disuasorio**.
3. La **continuidad** y **eficacia** de los procedimientos.
4. La **publicidad** y **transparencia** de la información.

La estructura del artículo es la siguiente: el Capítulo 2 revisa los fundamentos normativos e institucionales; el Capítulo 3 examina las deficiencias del periodo previo a 2019; el Capítulo 4 analiza casos representativos posteriores a la entrada en vigor del DS N° 005-2019-MC; el Capítulo 5 discute el alcance y las limitaciones del nuevo marco; y el Capítulo 6 presenta propuestas para fortalecer la eficacia del sistema.

## 2. Marco institucional y fundamentos legales

Para comprender los alcances y limitaciones de estas normas recientes, es necesario revisar primero los fundamentos normativos que sustentan el régimen sancionador en materia de patrimonio cultural. La protección del patrimonio cultural en el Perú se apoya en dos pilares legales:

1. La Ley N° 28296, Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación.
2. La Ley N° 27444, Ley del Procedimiento Administrativo General (LPAG), aplicable a todas las entidades públicas.

La Ley N° 28296 establece un régimen integral orientado a la identificación, protección, conservación, valorización y difusión del patrimonio cultural (República del Perú 2004). Su artículo 5 señala que los bienes culturales no descubiertos son de propiedad exclusiva del

Estado; que los bienes arqueológicos descubiertos o conocidos conservan la condición de bienes públicos, intangibles e imprescriptibles; y que su extracción, remoción, comercialización, transferencia u ocultamiento no autorizados constituyen ilícitos penales.

El artículo 6 dispone que todos los bienes inmuebles prehispánicos integrantes del Patrimonio Cultural de la Nación son de propiedad exclusiva del Estado, con carácter intangible, inalienable e imprescriptible. Además, obliga a los propietarios de predios donde existan restos arqueológicos a registrarlos, protegerlos y conservarlos, bajo sanción administrativa, civil o penal en caso de incumplimiento. Por su parte, los bienes inmuebles posteriores al período prehispánico pueden permanecer en propiedad privada, aunque sujetos a restricciones y obligaciones de conservación.

El artículo 27 establece que, en casos de ocupaciones ilegales de bienes inmuebles prehispánicos, el entonces Instituto Nacional de Cultura, en coordinación con otras entidades estatales, debe disponer la reubicación de los ocupantes y garantizar la intangibilidad de los bienes. Asimismo, los artículos 49 y 50 regulan el régimen de sanciones administrativas frente a infracciones contra el patrimonio cultural: multas, incautaciones, decomisos, paralización y demolición de obras no autorizadas, entre otras medidas accesorias. Estas sanciones se aplican en casos de omisión de registro, daños por dolo o negligencia, excavaciones ilícitas, exportación ilegal y alteraciones no autorizadas. Las multas, que oscilan entre 0.25 y 1000 UIT[1)], se determinan en función del valor cultural del bien y del daño ocasionado.

La LPAG garantiza principios procesales comunes (República del Perú 2001/2021). Su artículo IV consagra, entre otros, los principios de legalidad, debido procedimiento, razonabilidad, celeridad y participación ciudadana. En el ámbito sancionador patrimonial, el reconocimiento del debido procedimiento asegura que toda persona investigada cuente con notificación previa, oportunidad de contradicción y decisión debidamente motivada.

Asimismo, regula los plazos que limitan la potestad sancionadora de la Administración. El artículo 252 establece una prescripción general de cuatro años. El artículo 259.1 introduce la figura de la caducidad, desarrollada en normas especiales como el DS N° 005-2019-MC, que fija un plazo máximo de nueve meses para que el Procedimiento Administrativo Sancionador (PAS) concluya con resolución firme. Aunque este diseño buscaba compatibilizar seguridad jurídica y debido procedimiento, en la práctica la caducidad ha provocado la extinción de numerosos casos de afectación al patrimonio cultural, reduciendo la eficacia del régimen sancionador.

Este vacío normativo motivó la emisión de la Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC, aprobada mediante Resolución Viceministerial N° 077-2018-VMPCIC/MC (MINCUL 2018a). La norma estableció criterios técnicos y lineamientos para la protección provisional de bienes inmuebles prehispánicos en caso de daño o riesgo inminente, mediante inspecciones de campo, informes periciales con coordenadas UTM, planos, registros fotográficos y evaluaciones de conservación. También facultó medidas preventivas como la

paralización de obras, el retiro de construcciones o la incautación de materiales, asegurando la intangibilidad de los bienes hasta su declaratoria formal.

Aunque la Directiva no regulaba directamente el PAS, institucionalizó mecanismos de reacción temprana e introdujo la obligación de iniciar, en un plazo de once meses, los trámites de declaratoria y delimitación definitiva. Representó así un paso intermedio que reforzó las bases técnicas sobre las que se desarrollaría el nuevo marco sancionador.

En 2019 se promulgó el DS N° 005-2019-MC, Reglamento del Procedimiento Administrativo Sancionador en Materia de Patrimonio Cultural (RPAS), con el propósito de sistematizar y unificar los procedimientos sancionadores a nivel nacional (MINCUL 2019a). El reglamento, compuesto por nueve capítulos y cincuenta y un artículos, establece un flujo estandarizado que combina garantías procesales con criterios técnicos objetivos:

1. **Denuncia e investigación preliminar** (Arts. 1–4).
2. **Inicio del procedimiento** (Arts. 5–6).
3. **Descargos y defensa** (Arts. 7–8).
4. **Peritaje técnico** (Art. 9), con categorías de valoración cultural (significativa, relevante, excepcional) y gravedad del daño (leve, grave, muy grave).
5. **Informe final y decisión** (Arts. 10–13).
6. **Sanciones y cuantificación** (Arts. 14–21): multas de 0.25 a 1000 UIT, ajustadas por agravantes o atenuantes.
7. **Medidas provisionales, cautelares y correctivas** (Arts. 22–35).
8. **Recursos administrativos** (Arts. 36–42).
9. **Caducidad y prescripción** (Arts. 43–46).
10. **Ejecución y registro** (Arts. 47–51).

Entre sus innovaciones más relevantes, el DS N° 005-2019-MC incorporó anexos técnicos (01–03) que introducen parámetros objetivos para la valoración cultural, la afectación y la determinación de sanciones:

1. **Anexo 01**: **Valores culturales.** Define el valor del bien cultural en tres niveles (significativo, relevante y excepcional) con base en criterios científico, histórico, urbanístico-arquitectónico, estético-artístico y social.
2. **Anexo 02**: **Criterios de afectación.** Establece la magnitud de los daños en una escala de *leve, grave* y *muy grave*, considerando superficie impactada, reversibilidad y pérdida de elementos constructivos o artísticos.
   - Leve: afecta de manera no significativa y permite reposición total.
   - Grave: implica impacto relevante y solo permite reposición parcial.
   - Muy grave: ocasiona afectación sustancial e impide reposición.
3. **Anexo 03**: **Determinación de multas.** Introduce una fórmula que combina factores de incremento (reincidencia, circunstancias de la infracción, beneficio ilícito, intencionalidad) con factores atenuantes (reconocimiento de responsabilidad, cese inmediato de la infracción, pertenencia a pueblo indígena u

originario; véase Tabla 1 y Tabla 2).

La lógica de este sistema puede observarse en los siguientes cuadros:

***Tabla 1. Factores de incremento y atenuantes en la determinación de multas***

| **Factor de Incremento (A - D)** | | | |
|---|---|---|---|
| **Factores** | | **Indicadores Identificados** | **Porcentaje** |
| Factor A | Reincidencia | Reincidencia | Hasta 15% |
| Factor B | Circunstancias de la comisión de la infracción | Engaño o encubrimiento de hechos. | Hasta 15% |
| | | Obstaculizar de cualquier modo el desarrollo del procedimiento administrativo sancion ador y sus actos previos. | Hasta 15% |
| | | Cometer la infracción para ejecutar u ocultar otra infracción. | Hasta 15% |
| | | Ejecutar maniobras dilatorias en el desarrollo del procedimiento administrativo sancionador | Hasta 15% |
| Factor C | Beneficio | Beneficio: directo o indirecto obtenido por el infractor por los actos que produjeron la infracción. | Hasta 15% |
| Factor D | Intencionalidad en la conducta del infractor | Dolo: Cuando existe conocimiento y voluntad de afectar el bien integrante del patrimonio cultural de la Nación. | Hasta 10% |
| | | Negligencia: Descuido, falta de dilígencia o impericia | Hasta 15% |
| Formula | Suma de Factores A+B+C+D= X% | | % de la escala de multa correspondiente, expresado en UIT |
| **Factor de Atenuantes (E - G)** | | | |
| Factor E | Atenuante | Cuando el administrado reconoce su responsabilidad de forma expresa y por escrito. | -50% |
| Formula | Monto de la Multa | | Monto expresado en UIT - Factor E |
| Factor F | Cese de infracción | Cumplimiento inmediato de medidas dispuestas por el Ministerio de Cultura para el cese de la infracción, efectuadas con posterioridad a la notificación del inicio del procedimiento administrativo sancionador. | Hasta -10% |
| Formula | Monto de la Multa | | Monto expresado en UIT - Factor F |
| Factor G | | Tratarse de un pueblo indígena u originario. | -50% |
| Formula | Monto de la Multa | | Monto expresado en UIT - Factor G |

Nota. Fuente: DS N° 005-2019-MC (MINCUL 2019a)

***Tabla 2. Escala de multas según grado de valoración y gradualidad de la afectación***

| Grado de Valoracion | Gradualidad Afectacion | Multa |
|---|---|---|
| Excepcional | Muy Grave | Hasta 1000 UIT |
| | Grave | Hasta 300 UIT |
| | Leve | Hasta 100 UIT |
| Relevante | Muy Grave | Hasta 500 UIT |
| | Grave | Hasta 150 UIT |
| | Leve | Hasta 50 UIT |
| Significativo | Muy Grave | Hasta 100 UIT |
| | Grave | Hasta 30 UIT |
| | Leve | Hasta 10 UIT |

Nota. Fuente: DS N° 005-2019-MC (MINCUL 2019a)

De este modo, el cálculo de sanciones dejó de ser discrecional y pasó a basarse en parámetros técnicos verificables. Sin embargo, el peso de los factores atenuantes resulta muy elevado, pues permiten reducciones de hasta un 50% o más, lo que debilita la proporcionalidad y el efecto disuasorio del régimen sancionador.

El DS N° 005-2019-MC constituyó un avance normativo significativo al incorporar mayor transparencia y previsibilidad en el régimen sancionador. No obstante, la figura de la caducidad procesal continuó representando una debilidad estructural: numerosos procedimientos se extinguieron sin alcanzar una resolución firme, lo que comprometió la eficacia real del sistema.

Para comprender cabalmente el alcance de esta normativa y sus limitaciones, resulta indispensable examinar las deficiencias que caracterizaron el periodo anterior a su promulgación. A ello se dedica el Capítulo 3, en el que se analizan casos paradigmáticos que evidencian dichas falencias.

## 3. Problemas de la gestión institucional antes de 2019

Como se analizó en el capítulo anterior, la protección del patrimonio cultural se sustentaba en la Ley N° 28296 y en la LPAG, complementadas desde 2018 por la Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC. Sin embargo, la aplicación práctica de estas normas evidenció deficiencias significativas en la gestión institucional y en la capacidad sancionadora del Estado. Antes de la promulgación del DS N° 005-2019-MC, la evaluación de daños y la tramitación de sanciones administrativas en materia de patrimonio cultural en el Perú se caracterizaban por una aplicación fragmentada y desigual. Aunque la Ley N° 28296 establecía la protección del patrimonio, no existían criterios claros para medir la gravedad del daño ni para vincular dicha evaluación con los montos de sanción. Como consecuencia, las decisiones variaban considerablemente entre las Direcciones Desconcentradas de Cultura (DDC) y las instancias centrales, generando incoherencia, opacidad y desconfianza

social en el sistema.

### 3.1 Casos representativos antes de la institucionalización

Durante la década de 2010, incluso antes de la promulgación del DS N° 005-2019-MC, se registraron múltiples casos de afectación al patrimonio arqueológico que motivaron la intervención del Ministerio de Cultura. No obstante, las respuestas administrativas evidenciaron carencias importantes en cuanto a criterios técnicos, transparencia y efectividad sancionadora. A continuación, se presentan algunos de los casos más relevantes que permiten observar las limitaciones estructurales del régimen previo.

#### Las Shicras (2012)

En el sitio arqueológico Las Shicras, ubicado en el distrito de Átara, provincia de Huaral, región Lima, la empresa Elecon S.A.C. ejecutó obras de infraestructura eléctrica sin contar con la Evaluación Arqueológica Previa (PEA) ni con el Certificado de Inexistencia de Restos Arqueológicos (CIRA), ambos requeridos por la normativa vigente. Como resultado, se produjeron daños parciales en las estructuras arquitectónicas del sitio (MINCUL 2012).

El Ministerio de Cultura calificó la infracción como "daño leve" y, mediante la Resolución Viceministerial N° 020-2012-VMPCIC/MC, impuso una multa de 1.5 UIT. Sin embargo, dicha resolución carecía de criterios técnicos claros que sustenten la clasificación, ya que no incluía mediciones cuantitativas ni parámetros relacionados con la irreversibilidad del daño. Esta decisión reflejó la ausencia de estándares técnicos uniformes que garantizaran coherencia y transparencia en la evaluación.

#### El Paraíso (2013)

En el sitio arqueológico El Paraíso, ubicado en el distrito de San Martín de Porres, región Lima, se produjo la destrucción de una pirámide del período precerámico, identificada como el Sector 12. La intervención fue realizada por una empresa inmobiliaria que utilizó maquinaria pesada para demoler la estructura desde su base. El monumento, de aproximadamente 6 metros de altura y 2.500 m² de superficie, fue completamente arrasado. Posteriormente, los responsables arrojaron desechos sobre la zona e incluso prendieron fuego, aparentemente con el propósito de encubrir el daño.

Aunque el Ministerio de Cultura presentó una denuncia penal e impulsó la intervención del Ministerio Público, quien realizó una inspección in situ, no se difundieron documentos administrativos de evaluación ni resoluciones sancionadoras, lo que evidenció una grave falta de transparencia (MINCUL 2013). Este vacío también reflejó la ausencia de criterios técnicos uniformes para establecer responsabilidades administrativas claras.

**Sagollo (2013–2015)**

En el distrito de Locumba, provincia de Jorge Basadre, región Tacna, se registró la destrucción de aproximadamente 3700 m² del sitio arqueológico Sagollo, como resultado de obras públicas ejecutadas por el propio gobierno regional para la construcción de instalaciones deportivas. La intervención afectó directamente contextos funerarios intactos (cistas, fardos funerarios y ajuares) correspondientes a ocupaciones de tradición Tiwanaku, Chiribaya, Gentilar e Inca, generando un daño irreversible al registro arqueológico.

El Ministerio de Cultura calificó la infracción como "alteración grave", imponiendo una multa de 150 UIT mediante la Resolución Directoral N° 019-2013-DGDP-VMPCIC/MC. La sanción fue ratificada en segunda instancia y quedó firme mediante la Resolución Viceministerial N° 041-2015-VMPCIC/MC, tras desestimarse la apelación municipal (RD N° 004-2014-DGDP-VMPCIC/MC) (MINCUL 2015).

Este caso es importante por tres razones. En primer lugar, reafirma que la presunción legal de bien cultural, establecida en el artículo III del Título Preliminar de la Ley N° 28296, se aplica incluso en áreas que no cuentan con una declaratoria formal. En segundo lugar, confirma que los informes técnicos elaborados por el personal especializado del Ministerio cumplen la función pericial exigida por la Ley N° 27444, desvirtuando los argumentos del gobierno local sobre la supuesta falta de pericia independiente. En tercer lugar, consolida la práctica administrativa de graduar las sanciones en función de la evidencia arqueológica documentada, estableciendo un precedente relevante para la aplicación del Procedimiento Administrativo Sancionador (PAS).

No obstante, la resolución también evidencia limitaciones, ya que no incluye detalles metodológicos sobre la medición del daño ni análisis sobre su irreversibilidad, lo que restringe la transparencia técnica y dificulta la verificación independiente de la evaluación realizada.

**Incahuasi (2014–2016)**

En el distrito de Lunahuaná, provincia de Cañete, región Lima, la Zona Arqueológica Monumental Incahuasi sufrió severas afectaciones en 2014 debido a la ejecución del proyecto de mejoramiento de la carretera Cañete–Lunahuaná. El Consorcio Vial Lunahuaná construyó sin autorización un canal de concreto de aproximadamente 65 metros, cortando directamente un muro inca. También se documentaron remociones de tierra, colapso de muros, acumulación de desmontes, filtraciones de agua y deterioro por humedad.

La Dirección General de Defensa del Patrimonio Cultural calificó la infracción como "alteración muy grave" e impuso una multa de 350 UIT mediante la Resolución Directoral N° 048-2015. La sanción fue ratificada por la Resolución Viceministerial N°

061-2016-VMPCIC/MC, tras declararse infundada el recurso de reconsideración interpuesto por la empresa (MINCUL 2016).
Este pronunciamiento es relevante por tres razones:

1. Reafirma que la protección del patrimonio cultural tiene primacía incluso frente a proyectos de infraestructura pública.
2. Establece que la responsabilidad administrativa recae en el ejecutor de la obra, independientemente de los contratos estatales o la supervisión deficiente.
3. Consolida la práctica de sustentar las sanciones en peritajes técnicos detallados, reforzando la objetividad del PAS.

**Armatambo–Morro Solar (2018)**

En 2018, en el distrito de Chorrillos, región Lima, la Municipalidad Distrital de Chorrillos ejecutó obras sin autorización una losa deportiva, plaza pública y juegos infantiles dentro de la Zona Arqueológica e Histórica Armatambo–Morro Solar (Parcela F, Huaca San Pedro), área intangible del Patrimonio Cultural de la Nación. Se construyeron una losa deportiva, una plaza pública y juegos infantiles en un área de aproximadamente 2000 m², alterando significativamente el contexto arqueológico.

El Informe Técnico Pericial N° 900002-2018 calificó la afectación como grave. Mediante la Resolución Directoral N° 064-2018-DGDP-VMPCIC/MC se impuso una multa de 76 UIT y se ordenó la remoción de las estructuras modernas, así como la restitución del bien a su estado original, bajo supervisión técnica del Ministerio de Cultura (MINCUL 2018b).
Este fallo reviste especial importancia por tres razones:

1. Reafirma que incluso los proyectos promovidos por gobiernos locales pueden constituir infracciones cuando afectan zonas arqueológicas declaradas intangibles.
2. Vincula explícitamente la graduación de la sanción con los criterios técnicos aplicados para valorar tanto el bien cultural como el nivel de afectación, consolidando el uso del marco normativo establecido en la Ley N° 28296.
3. Incorpora medidas correctivas adicionales a la sanción pecuniaria, orientadas a garantizar la recuperación material del patrimonio afectado bajo supervisión técnica especializada.

Sin embargo, la resolución presenta limitaciones en materia de transparencia, ya que la información disponible al público no incluye la documentación técnica completa, como planos, coordenadas UTM y registros fotográficos, lo que restringe tanto la posibilidad de verificación independiente como el desarrollo de análisis académicos más amplios.

**Patapata (2018–2021)**

En el sector Maras Huayco del distrito de San Jerónimo, provincia de Cusco, se constató la ejecución de diversas intervenciones no autorizadas dentro del sitio arqueológico Patapata.

Estas incluyeron la construcción de un cerco perimétrico de adobe de más de 30 metros de longitud y 2 metros de altura, la instalación de un portón metálico, la edificación de estructuras de concreto y la remoción de tierra. Las obras se realizaron sin autorización del Ministerio de Cultura y se ubicaban a escasa distancia de un camino inca (40 metros) y de andenes prehispánicos (a menos de 100 metros), lo que generó un impacto directo en la integridad paisajística y arquitectónica del entorno patrimonial.

El PAS fue iniciado mediante la Resolución Sub Directoral N° 007-2019-SDDPCDPC-DDC-CUS/MC, notificando como responsable a Jorge Laime Aller. Los informes técnicos calificaron el bien como de valor "Significativo" y el daño como "grave", recomendando la demolición de las estructuras. En septiembre de 2019, el Órgano Técnico Colegiado ratificó esta recomendación.

Sin embargo, el procedimiento no se resolvió dentro del plazo legal de nueve meses, lo que llevó a la Dirección General de Defensa del Patrimonio Cultural a declarar la caducidad del PAS mediante la Resolución Directoral N° 000219-2021-DGDP/MC (MINCUL 2021a). Aunque se dejó abierta la posibilidad de iniciar un nuevo procedimiento, este desenlace evidenció los efectos prácticos de la caducidad prevista en la LPAG, que, si bien protege la seguridad jurídica, debilitó la eficacia del régimen sancionador.

Este caso refleja una de las principales limitaciones del marco sancionador: la vulnerabilidad de los procedimientos frente a la caducidad por plazos procesales, lo que compromete la efectividad de las medidas de protección, incluso cuando la evidencia arqueológica y la gravedad del daño están sólidamente documentadas.

Considerados en conjunto, los casos de Las Shicras, El Paraíso, Sagollo, Incahuasi, Huaca San Pedro y Patapata permiten observar cómo, durante la década de 2010, el régimen sancionador se caracterizó por la falta de criterios técnicos uniformes, la débil correspondencia entre evaluación y sanción, los riesgos de caducidad y las limitaciones en la transparencia. Estos antecedentes explican la necesidad de un instrumento normativo que sistematizara el procedimiento y dotara de mayor previsibilidad y coherencia a la actuación administrativa, función que finalmente cumpliría el DS N° 005-2019-MC.

### 3.2 Problemas comunes antes de la reforma

Los casos expuestos en la sección anterior no constituyen episodios aislados, sino que revelan patrones estructurales que caracterizaron al sistema sancionador vigente antes de 2019. En diálogo con el marco normativo descrito en el capítulo 2, se advierte que las normas generales (la Ley N° 28296 y la LPAG) no lograron traducirse en criterios técnicos homogéneos ni en procedimientos administrativos estables. A partir de esta constatación, es posible identificar tres problemas recurrentes:

1. **Ausencia de evaluación técnica estandarizada.** La mayoría de los informes se limitaban a descripciones cualitativas, sin incorporar datos cuantitativos sobre superficie afectada, volumen intervenido o grado de irreversibilidad del daño.

Esta carencia impedía establecer comparaciones sistemáticas entre casos y dificultaba la construcción de precedentes técnicos sólidos.

2. **Inestabilidad procedimental y caducidad frecuente.** La falta de mecanismos eficaces para gestionar y controlar los plazos procesales provocaba que numerosos procedimientos sancionadores caducaran antes de resolverse, debilitando la eficacia real de las sanciones y generando vacíos en la protección del patrimonio.
3. **Deficiencias en la transparencia y acceso a la información.** Gran parte de la documentación técnica y administrativa permanecía como material interno no difundido públicamente, lo que restringía tanto la fiscalización ciudadana como la posibilidad de verificación académica y el desarrollo de análisis comparativos.

En perspectiva, estas limitaciones explican por qué el régimen anterior carecía de la solidez institucional necesaria para garantizar una protección efectiva del patrimonio arqueológico. Asimismo, anticipan la necesidad de una reforma que estandarizara criterios técnicos y procedimientos administrativos, tarea que se concretaría con la promulgación del DS N° 005-2019-MC. Estas deficiencias constituyen, en última instancia, el trasfondo que motivó la reforma normativa de 2019, cuyo análisis se abordará en la siguiente sección.

### 3.3 Rasgos y límites del periodo pre-2019

En síntesis, entre 2012 (caso Las Shicras) y 2019 (caso Patapata), el tratamiento de los daños al patrimonio cultural evidenció un patrón caracterizado por:

1. Dependencia de criterios locales y discrecionales.
2. Debilidad en la continuidad de los procedimientos administrativos.
3. Opacidad en la gestión y difusión de la información técnica.

Si bien se registraron esfuerzos parciales por fortalecer los informes técnicos y aplicar medidas provisionales de protección, estos intentos no lograron consolidarse en un marco normativo integral. En este contexto, la Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC puede interpretarse como un primer intento por superar tales carencias, aunque sus efectos prácticos fueron limitados y no resolvieron los problemas estructurales del sistema.

Estas limitaciones condujeron directamente a la necesidad de contar con un reglamento uniforme que permitiera estandarizar la actuación administrativa en materia de patrimonio cultural. Esta necesidad se concretó en 2019 con la promulgación del DS N° 005-2019-MC.

## 4. La aplicación del sistema de evaluación: análisis de casos posteriores a 2019

Como se analizó en el capítulo anterior, el régimen sancionador vigente antes de la reforma de 2019 presentaba tres problemas estructurales:

1. La ausencia de criterios técnicos estandarizados para evaluar los daños.

2. La inestabilidad procedimental que derivaba en la caducidad de numerosos procesos.
3. Las limitaciones en la transparencia y el acceso a la información.

Estos déficits pusieron en evidencia la necesidad de establecer un marco regulatorio más claro y uniforme, lo cual se concretó con la promulgación del Decreto Supremo N°005-2019-MC (MINCUL 2019a; véase también el capítulo 2).

Con el objetivo de subsanar dichas deficiencias, el nuevo decreto introdujo la tipificación del daño y una tabla para la cuantificación de sanciones. En lo referido a la protección provisional, retomó los lineamientos previamente establecidos en la Directiva N°003-2018-VMPCIC/MC, la cual, en calidad de norma complementaria y preparatoria, había fortalecido dichos procedimientos. No obstante, resulta indispensable examinar en qué medida este nuevo marco normativo ha logrado superar los problemas heredados.

Para ello, en este capítulo se analizan casos representativos posteriores a 2019, organizando el examen en cuatro dimensiones que desarrollan y detallan los problemas previamente señalados:

1. Desajustes entre la tipificación del daño y la valoración cultural, que evidencian la persistencia de criterios técnicos no uniformes.
2. Cálculo de multas y su efecto disuasorio, que revela una correspondencia aún débil entre la gravedad del daño y la sanción impuesta.
3. Continuidad y eficacia procedimental, en línea con los problemas de caducidad ya observados en el régimen anterior.
4. Casos que no culminan en sanción administrativa, lo que pone de manifiesto deficiencias persistentes en materia de publicidad y transparencia.

Considerados en términos generales, estos ejes permiten observar que, si bien el nuevo marco introdujo mejoras en términos de formalización y estandarización, no logró resolver plenamente los déficits históricos de la gestión del patrimonio cultural. A continuación, en la sección 4.1, se examina un primer caso representativo para observar cómo se han aplicado estos criterios normativos en la práctica.

### 4.1 Desajustes entre la tipificación del daño y la valoración cultural

Uno de los aspectos más problemáticos en la aplicación del Reglamento del Procedimiento Administrativo Sancionador (RPAS) tras 2019 es la falta de correspondencia entre la magnitud material del daño y la tipificación administrativa finalmente adoptada. La comparación de casos recientes muestra que, aunque el sistema ha incorporado criterios objetivos de clasificación, estos no siempre reflejan de manera coherente la gravedad real de las afectaciones.

El primer ejemplo corresponde al sitio arqueológico **Lomo de Corvina, Parcela A,** ubicado en el distrito de Villa El Salvador, provincia y región Lima. El expediente fue resuelto mediante la Resolución Directoral N° 000020-2021-DGPC/MC. En este caso, el

Ministerio de Cultura sancionó al administrado por excavar con maquinaria pesada un área de aproximadamente 31,000 m², alcanzando profundidades de hasta 18 metros, con el objetivo de extraer arena. El informe técnico pericial (2020) calificó el bien como de valor cultural significativo, pero consideró la afectación únicamente como "alteración leve", lo que condujo a una sanción final de 1.25 UIT tras la aplicación de atenuantes (MINCUL 2021b). La desproporción entre la magnitud física del daño (irreversible y de gran escala) y su clasificación como "leve" pone de manifiesto un desfase evidente en la aplicación de los criterios técnicos del reglamento.

Un contraste lo ofrece el caso del **Complejo Arqueológico Chan Chan**, situado en el distrito de Huanchaco, provincia de Trujillo, región La Libertad, resuelto en 2024 mediante la Resolución Directoral N° 000208-2024-DGDP-VMPCIC/MC. En este expediente, la Asociación Praderas de San Isidro fue sancionada por la construcción de cercos de cemento y otras estructuras en un área de 4,945 m² dentro de la zona intangible del sitio, inscrito como Patrimonio Mundial de la UNESCO. El informe técnico de 2023 reconoció el valor "excepcional" del bien, pero clasificó la afectación también como "alteración leve", imponiéndose finalmente una multa de 25 UIT y ordenándose la demolición de las estructuras modernas (MINCUL 2024a). En este caso, el mayor peso otorgado al valor cultural excepcional se tradujo en una sanción proporcionalmente más elevada y en medidas correctivas explícitas, aunque la tipificación de la afectación como "leve" sigue resultando cuestionable frente a la extensión del área intervenida y la intencionalidad acreditada.

En ambos expedientes se observa una tensión metodológica: mientras que el reglamento exige vincular la valoración cultural (significativo, relevante, excepcional) con la gravedad de la afectación (leve, grave, muy grave), en la práctica la clasificación de los daños tiende a subestimar el impacto material, generando sanciones que no siempre guardan coherencia con la escala de destrucción. Así, el caso Lomo de Corvina ilustra cómo un daño masivo puede quedar reducido a la categoría más baja de alteración, mientras que el caso Chan Chan muestra que incluso en un bien de valor universal excepcional la afectación fue tipificada de forma limitada. Ambos ejemplos evidencian que el sistema normativo, aunque más formalizado, todavía enfrenta dificultades para reflejar con precisión la realidad del daño arqueológico.

### 4.2 Cálculo de multas y efecto disuasorio

Un segundo eje problemático en la aplicación del RPAS se refiere al cálculo de multas y su capacidad disuasoria. Aunque el sistema busca estandarizar los montos mediante factores objetivos, como beneficio ilícito, dolo, reincidencia, entre otros, la práctica administrativa revela una tendencia recurrente a la reducción de sanciones, incluso en casos de afectación muy grave.

El primer ejemplo corresponde a las **Líneas de Nasca**, Sector Parcela 3, Pajonal

Bajo, distrito y provincia de Nasca, región Ica. La Resolución Directoral N° 000016-2025-DGDP-VMPCIC/MC sancionó a la empresa agrícola Corporación Agrolatina S.A.C. por realizar labores de habilitación agrícola dentro del polígono arqueológico sin autorización del Ministerio de Cultura. Las inspecciones técnicas (2024) confirmaron la destrucción irreversible de al menos cinco trapecios y cinco líneas rectas, concluyendo que el daño era "muy grave" e "irreversible" en casi la totalidad de los geoglifos afectados. Aunque la normativa permitía sanciones de hasta 1000 UIT, la multa impuesta fue de apenas 2.25 UIT, debido a la aplicación de atenuantes como el reconocimiento de responsabilidad por parte de la empresa (MINCUL 2025a). Este desfase entre la magnitud del daño, irreversible y de escala mundial, y la sanción final revela que el efecto disuasorio del régimen es limitado, especialmente frente a agentes económicos con amplia capacidad financiera.

El segundo caso se observa en el **Qhapaq Ñan, tramo Chacamarca–Pumpu**, distrito de Junín, provincia de Junín, región Junín, resuelto mediante la Resolución Directoral N° 000063-2022-DGDP/MC. En este expediente, la Municipalidad Provincial de Junín y la empresa Inversión Nacional S.R.L. fueron sancionadas solidariamente por la ejecución de obras viales sin autorización, que destruyeron de forma irreversible un tramo de 2 km y 63,799 m² del camino inca inscrito como Patrimonio Mundial. El informe técnico pericial (2021) calificó la afectación como "muy grave" y el valor cultural como "excepcional". Sin embargo, la multa final ascendió únicamente a 10 UIT, cifra muy por debajo de los parámetros máximos establecidos (MINCUL 2022). Esta discrepancia entre el daño acreditado y la cuantía de la sanción limita de manera significativa la capacidad del sistema sancionador para prevenir futuras infracciones.

En ambos casos se observa una dinámica similar: los factores de reducción previstos en el Anexo 3 del RPAS terminan neutralizando la severidad de las sanciones, de modo que el monto final pierde proporcionalidad con la magnitud del daño cultural. Esta práctica, aunque ajustada a la literalidad normativa, debilita la función disuasoria de las multas y transmite un mensaje de permisividad frente a la destrucción patrimonial.

### 4.3 Continuidad y eficacia procedimental

Un tercer eje crítico en la aplicación del RPAS posterior a 2019 es la dificultad para garantizar la continuidad y conclusión efectiva de los procedimientos administrativos sancionadores. Aunque el marco normativo establece plazos definidos y medidas correctivas claras, en la práctica se observan casos en los que los procesos se interrumpen, caducan o se resuelven con información pública limitada, lo que debilita la eficacia real del sistema.

El caso del sitio arqueológico **Huaycán Alto o Río Seco**, Sector "A", distrito de Ate, provincia de Lima, región Lima, constituye un ejemplo de procedimiento culminado, aunque con limitaciones. Este expediente fue resuelto mediante la Resolución Directoral

N° 000096-2020-DGM/MC, que sancionó a Tito Mauro Carbajal García por la construcción no autorizada de un inmueble de bloques dentro del área arqueológica. El informe técnico pericial (2020) calificó el sitio como de valor cultural significativo y la afectación como "alteración leve". En consecuencia, se impuso una multa de 1.75 UIT, junto con la obligación de retirar los elementos construidos (MINCUL 2020a). La resolución quedó firme tras el vencimiento de los plazos de apelación, lo que asegura la validez de la sanción. Sin embargo, la versión publicada se limita a consignar el monto de la multa y la orden de retiro, sin incluir la documentación técnica completa (planos, coordenadas UTM, registros fotográficos), lo que restringe la posibilidad de verificación independiente y evidencia una persistente falta de transparencia documental.

Esto contrasta con el caso del **Parque Arqueológico de Sacsayhuamán**, ubicado en el distrito de San Sebastián, provincia y región de Cusco, cuyo proceso sancionador terminó caducando. El expediente, abierto en 2019, abordaba la construcción de una vivienda de adobe de dos pisos (13.3 × 4.9 m) dentro de la zona arqueológica, atribuida a Alicia Velásquez Quispe y José Luis Valdez Ttito. La Resolución Directoral N.º 000259-2021-DGDP /MC calificó la afectación como "grave" y ordenó inicialmente la demolición del inmueble, reconociendo el valor cultural excepcional del sitio. Sin embargo, la falta de notificación oportuna y el vencimiento de los plazos legales derivaron en la caducidad del procedimiento, con lo cual la sanción quedó sin efecto (MINCUL 2021c). Aunque la resolución aclaró que las acciones de fiscalización y los medios probatorios seguían siendo válidos, el desenlace muestra cómo los plazos procesales pueden frustrar la capacidad sancionadora del Estado.

En su conjunto, estos expedientes muestran que, pese a los avances normativos, la eficacia del RPAS depende de la capacidad institucional para evitar interrupciones y garantizar la publicidad de la información técnica. Mientras el caso de Huaycán Alto refleja una aplicación formal limitada por la falta de transparencia, el de Sacsayhuamán evidencia cómo la caducidad procesal puede anular incluso sanciones derivadas de afectaciones graves en bienes de valor excepcional.

### 4.4 Casos que no culminan en sanción administrativa

Un cuarto problema identificado después de 2019 es la falta de continuidad entre la constatación oficial del daño (junto con la activación de medidas de protección provisional) y la culminación en sanciones firmes. Aunque el Decreto Supremo N° 005-2019-MC establece un flujo estandarizado para el PAS, varios expedientes se han quedado en la fase precautoria, basándose en la Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC, sin que conste su tránsito hacia la vía sancionadora.

Un primer ejemplo se encuentra en el sitio arqueológico **Santa Rosa**, ubicado en el distrito de Chocope, provincia de Ascope, región La Libertad. Mediante la Resolución Directoral N° 545-2019-DGPA/VMPCIC/MC de diciembre de 2019, el Ministerio de

Cultura declaró la protección provisional del área (0.33 ha, 3,330 m²), prohibiendo cualquier excavación, movimiento de tierra o construcción, e instruyó la señalización, la paralización de obras y la remisión del caso a Catastro para su futura declaratoria definitiva. Sin embargo, en la documentación pública no consta que el expediente haya derivado en la apertura de un PAS ni en la imposición de sanciones, quedando limitado a la fase precautoria (MINCUL 2019b).

De manera semejante, el sitio arqueológico **Jancao**, en el distrito de Amarilis, provincia y región Huánuco, fue objeto de afectaciones con maquinaria pesada que destruyó arquitectura prehispánica. En respuesta, la Resolución Directoral N° 319-2019-DGPA/VMPCIC/MC de agosto de 2019 dispuso la protección provisional, ordenando la paralización de actividades y la delimitación del polígono. Al igual que en Santa Rosa, no se ha hecho pública la apertura de un PAS ni la imposición de sanciones, lo que sugiere que la actuación administrativa se detuvo en el nivel precautorio (MINCUL 2019c).

Un caso más reciente corresponde a la **Cueva de Pikimachay**, situada en el distrito de Pacaycasa, provincia de Huamanga, región Ayacucho. Allí, la Resolución Directoral N° 000116-2025-DGDP-VMPCIC /MC documentó obras no autorizadas vinculadas a un proyecto turístico regional e indicó su paralización, la restitución del área y coordinaciones interinstitucionales. Pese a la gravedad del impacto y a que se acreditó la afectación mediante inspecciones, no se ha publicado hasta la fecha evidencia de una sanción pecuniaria ni de la culminación de un PAS, quedando nuevamente en un estadio precautorio (MINCUL 2025b).

Un escenario semejante se observa en la afectación a un tramo del **Qhapaq Ñan** ubicado en distrito de Musga, provincia de Mariscal Luzuriaga, Áncash. En enero de 2020, durante una inspección periódica, el Proyecto Qhapaq Ñan reportó la habilitación de una trocha carrozable entre los caseríos de Canrash y Torrepampa, dentro del Área de Máxima Protección (AMP) "Canrash–Torrepampa" (MINCUL 2020b). La apertura de esta vía ocasionó en el camino Inca la remoción de la superficie y la extracción del relleno de tierra en varios segmentos, alterando significativamente la traza original y comprometiendo la autenticidad del sitio, inscrito como Patrimonio Mundial. El Ministerio de Cultura informó oficialmente que se iniciarían investigaciones y un procedimiento administrativo sancionador para determinar responsabilidades (MINCUL 2020c). No obstante, hasta la fecha no se ha publicado ninguna resolución sancionadora, lo que refleja una brecha entre la constatación del daño y la culminación del proceso sancionador, generando incertidumbre sobre la eficacia real del sistema.

De forma análoga, el **Camino Prehispánico Pampa Afuera**, ubicado en Casma, Áncash, fue objeto de invasiones y construcciones dentro de su zona intangible, constatadas por la Dirección Desconcentrada de Cultura (DDC) Áncash en 2025 (Infobae 2025). A pesar de que se verificó la afectación y se documentaron las estructuras irregulares, no se dispone de información pública que confirme la apertura de un PAS ni la

imposición de sanciones. Este silencio administrativo reduce la capacidad de control social y académico sobre el seguimiento del caso.

En conjunto, estos cinco expedientes ilustran un patrón en el cual la autoridad cultural opta por activar medidas precautorias inmediatas, de indudable valor preventivo, sin que se concrete necesariamente el tránsito hacia sanciones administrativas. Desde una perspectiva analítica, ello demuestra la utilidad de la Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC como herramienta de reacción temprana, pero también revela una brecha estructural entre protección y sanción, que debilita el efecto disuasorio del marco normativo.

## 5. Evaluación comparativa del régimen sancionador

Tal como se desarrolló en el capítulo anterior, la aplicación del RPAS posterior a 2019 evidenció cuatro problemas centrales:

1. La falta de correspondencia entre la tipificación del daño y la valoración cultural.
2. La reducción de sanciones que limita el efecto disuasorio.
3. La interrupción o caducidad de procedimientos administrativos.
4. La ausencia de sanciones firmes en diversos casos, pese a haberse constatado afectaciones.

Estos hallazgos permiten contrastar las continuidades y transformaciones respecto al periodo previo a la reforma, lo cual se desarrolla en las siguientes secciones.

### 5.1 Comparación pre-2019 y post-2019

Los problemas identificados reflejan patrones ya presentes antes de 2019, lo que permite distinguir elementos de continuidad y cambio. En comparación con los casos previos a la promulgación del DS N.º 005-2019-MC, los expedientes posteriores evidencian una mayor formalización procedimental y el uso de anexos técnicos estandarizados. No obstante, persisten déficits sustantivos:

1. **Criterios técnicos.** La subestimación de los daños ya se evidenciaba en casos como Las Shicras (2012) y Sagollo (2015), y se mantiene en Lomo de Corvina (2021) y Chan Chan (2024).
2. **Cuantificación.** La desproporción entre la magnitud del daño y las multas impuestas continúa, como lo demuestran Sagollo (150 UIT, sin criterios de irreversibilidad) y Nasca (2.25 UIT, pese a la destrucción irreversible).
3. **Continuidad procedimental.** La caducidad o interrupción de procesos es un rasgo compartido entre ambos periodos, desde Patapata (2019) hasta Sacsayhuamán (2021).
4. **Transparencia.** La falta de publicidad de informes técnicos y resoluciones firmes se observa tanto antes (El Paraíso, 2013) como después de 2019 (Santa Rosa, Jancao y Musga).

En consecuencia, la reforma de 2019 introdujo avances en la estructura formal del procedimiento, pero no logró superar los déficits sustantivos, lo que obliga a reconocer al DS N° 005-2019-MC como un avance parcial y no como una ruptura decisiva.

### 5.2 Evaluación integral del DS N° 005-2019-MC

El DS N° 005-2019-MC representó un hito en la gestión del patrimonio cultural al establecer un marco normativo uniforme y parámetros técnicos de evaluación. Entre sus principales logros destacan:

1. **La formalización del procedimiento sancionador**, con plazos, etapas definidas y garantías de debido proceso.
2. **La incorporación de criterios técnicos objetivos**, que vinculan la valoración cultural (significativo, relevante, excepcional) con la gravedad del daño (leve, grave, muy grave).
3. **La estandarización del cálculo de multas**, mediante fórmulas que integran factores agravantes y atenuantes.
4. **La introducción de medidas correctivas y preventivas**, incluyendo la protección provisional de bienes en riesgo.

No obstante, el balance general revela que estos avances se han concentrado en el plano normativo y formal, sin traducirse plenamente en resultados efectivos. Persisten problemas estructurales en la aplicación práctica:

1. **La subestimación de daños graves**, frecuentemente reducidos a la categoría "leve".
2. **La debilidad del efecto disuasorio de las multas**, cuyo monto final suele ser considerablemente reducido.
3. **La caducidad procesal** como obstáculo recurrente que neutraliza sanciones previamente adoptadas.
4. **La limitada transparencia** en la difusión de información técnica y resoluciones.

El impacto parcial del DS N° 005-2019-MC sobre la protección efectiva del patrimonio arqueológico hace imprescindible identificar los desafíos aún pendientes, desarrollados en la siguiente sección.

### 5.3 Desafíos pendientes

La experiencia acumulada entre 2019 y 2025 permite identificar varios desafíos clave para consolidar la eficacia del régimen sancionador:

1. **Fortalecer la correspondencia entre el daño y su tipificación**, evitando que afectaciones de gran escala sean clasificadas como leves.
2. **Revisar la fórmula de cálculo de multas**, asegurando que los factores atenuantes no anulen la proporcionalidad ni el efecto disuasorio.
3. **Mejorar la gestión procedimental**, incorporando mecanismos que reduzcan la

caducidad y garanticen la conclusión efectiva de los procesos.

4. **Ampliar la transparencia y el acceso a la información**, mediante la publicación sistemática de informes técnicos, coordenadas, planos y registros fotográficos.
5. **Dotar de recursos técnicos y humanos suficientes** a las Direcciones Desconcentradas de Cultura, a fin de garantizar una aplicación homogénea del RPAS en todo el país.

Estos retos ponen de relieve que la eficacia del régimen sancionador no depende únicamente de contar con un marco normativo robusto, sino también de su implementación institucional y de la voluntad política para priorizar la defensa del patrimonio cultural.

En conclusión, el DS N° 005-2019-MC consolidó las bases de un sistema más claro y uniforme, pero la persistencia de problemas estructurales obliga a plantear una agenda de mejoras, la cual será abordada en el siguiente capítulo.

## 6. Conclusión

### 6.1 Conclusiones generales

El análisis desarrollado en los capítulos anteriores permite identificar tres conclusiones principales:

1. **Persistencia de déficits estructurales.** Si bien el DS N° 005-2019-MC introdujo criterios técnicos, tablas de cuantificación y un procedimiento sancionador uniforme, en la práctica persisten problemas como la subestimación del daño, la debilidad disuasoria de las multas, la caducidad procesal y la limitada transparencia.
2. **Avances en la formalización, no en la eficacia.** El nuevo régimen ha mejorado la previsibilidad y la homogeneidad procedimental, pero no ha logrado transformar de manera sustantiva la protección efectiva del patrimonio arqueológico.
3. **Brecha entre norma y práctica.** La distancia entre los estándares normativos y su implementación institucional sigue siendo significativa, lo que debilita la legitimidad social del sistema sancionador.

### 6.2 Implicancias académicas

A diferencia de los estudios previos centrados en el régimen anterior —Tuero Ochoa (2013), Colchado Bazán (2022) y Chacmani (2023)—, este trabajo aporta evidencia empírica sobre la aplicación concreta del RPAS tras 2019.

Ello permite valorar tanto los avances normativos introducidos como las limitaciones prácticas que persisten en su implementación. Mientras Tuero subrayó los conflictos de

competencias entre la vía penal y la administrativa, Colchado evidenció cómo las deficiencias en la notificación conducen a la caducidad, y Chacmani mostró que los vicios procedimentales erosionan la predictibilidad. El presente estudio confirma la vigencia de estas debilidades estructurales en el marco posterior a 2019.

### 6.3 Propuestas de política pública

A partir de los hallazgos obtenidos, se proponen cinco líneas de mejora:

1. **Precisión en la evaluación técnica.** Incorporar parámetros cuantitativos (superficie afectada, volumen intervenido, irreversibilidad del daño) que reduzcan la discrecionalidad en la tipificación del daño.
2. **Revisión del cálculo de multas.** Ajustar la fórmula de agravantes y atenuantes para evitar que sanciones por daños irreversibles se reduzcan a montos simbólicos, debilitando el efecto disuasorio.
3. **Fortalecimiento procedimental.** Implementar mecanismos que mitiguen la caducidad procesal, como plazos diferenciados según la complejidad del caso o sistemas de gestión digital que agilicen los trámites.
4. **Transparencia activa.** Establecer la obligación de publicar informes técnicos completos (planos, coordenadas UTM, registros fotográficos) y resoluciones firmes en repositorios de acceso abierto.
5. **Capacitación y recursos para las DDC.** Incrementar el personal técnico especializado, dotar de herramientas digitales y mejorar la coordinación interinstitucional para asegurar una aplicación homogénea del RPAS en todo el país.

Estas propuestas derivan de la evidencia empírica presentada y se relacionan con preocupaciones ya señaladas en la literatura previa: Tuero (2013) sobre los problemas de coordinación entre jurisdicciones, Colchado (2022) sobre los efectos de notificaciones defectuosas y Chacmani (2023) sobre la falta de predictibilidad en los procedimientos. De este modo, los resultados aquí presentados confirman la persistencia de problemas estructurales y aportan una base empírica para orientar futuras reformas.

### 6.4 Cierre

El DS N.° 005-2019-MC representó un avance normativo significativo, pero su eficacia práctica continúa siendo limitada. La experiencia acumulada entre 2019 y 2025 demuestra que la protección del patrimonio arqueológico en el Perú requiere no solo normas claras, sino también instituciones sólidas, mecanismos de transparencia y sanciones efectivas.

Los hallazgos de este estudio, en consonancia con los déficits señalados por Tuero, Colchado y Chacmani, confirman que dichos problemas estructurales persisten tras la reforma de 2019.

Este estudio ha estado condicionado por la disponibilidad de fuentes, dado que

muchos expedientes permanecen reservados o no se difunden íntegramente, lo que impide realizar un análisis cuantitativo más amplio. Las investigaciones futuras deberán ampliar la base documental y explorar comparaciones regionales e internacionales.

Desde una perspectiva de política pública, el desafío consiste en traducir los avances normativos en resultados tangibles que fortalezcan la legitimidad del Estado ante la sociedad y aseguren la conservación del patrimonio cultural para las generaciones futuras.

## Agradecimientos

El autor expresa su sincero agradecimiento a los evaluadores anónimos, al Comité Editorial de la *Revista del Centro de Estudios Latinoamericanos de la Universidad de Kioto de Estudios Extranjeros* y al Prof. Tsubasa Okoshi, cuyas observaciones, apoyo y guía académica han sido fundamentales para la elaboración y publicación del presente estudio.

## 注

1）La Unidad Impositiva Tributaria (UIT) es una unidad de valor de referencia establecida anualmente por el Estado peruano, utilizada para calcular impuestos, multas, sanciones administrativas y otras obligaciones fiscales y administrativas. Para el año 2025, el valor de la UIT es de S/ 5 350 (aprox. 1,350 USD).

## Referencias citadas

Chacmani Rimachi, Helen Katherine

2023 *Vicios procedimentales en la predictibilidad del procedimiento administrativo sancionador por infracción contra la Ley del Patrimonio Cultural en la ciudad de Cusco*. [Tesis de bachiller, Universidad Andina del Cuzco]. (Análisis cualitativo de resoluciones DDC Cusco, 2021) Recuperado de https://repositorio.uandina.edu.pe/backend/api/core/bitstreams/8adef536-10f7-47f5-9fcc-3b19747fac8c/content

Colchado Bazán, Vilma del Pilar

2022 Procedimiento administrativo sancionador por afectación al patrimonio cultural de la Nación. Caso: Ministerio de Cultura [Trabajo de suficiencia profesional, Universidad Norbert Wiener]. Repositorio Institucional UWiener. Recuperado de https://repositorio.uwiener.edu.pe/server/api/core/bitstreams/d6bad15a-7a1b-4720-a400-8ae0fb669d48/content

Infobae Perú S.A.C.

2025 Patrimonio en riesgo: invaden camino prehispánico en Áncash colocando estructuras precarias y se niegan a retirarse. Recuperado de https://www.infobae.com/peru/2025/08/13/

patrimonio-en-riesgo-invaden-camino-prehispanico-en-ancash-colocando-estructuras-precarias-y-se-niegan-a-retirarse/

Ministerio de Cultura (MINCUL)

2012 Resolución Viceministerial N° 020-2012-VMPCIC/MC. Declara infundado el recurso de apelación de la empresa Corporación Elecon S.A.C. por la alteración leve del sitio arqueológico "Las Shicras". Lima: Ministerio de Cultura. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/normas-legales/204873-020-2012-vmpcic-mc?utm

2013 Ministerio de Cultura. (2013a, 1 de julio). Ministerio de Cultura denuncia la destrucción de una pirámide del período formativo en complejo arqueológico El Paraíso [Comunicado]. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/noticias/46640-ministerio-de-cultura-denuncia-la-destruccion-de-una-piramide-del-periodo-formativo-en-complejo-arqueologico-el-paraiso?utm

2015 *Resolución Viceministerial N° 041-2015-VMPCIC/MC*. Lima: MINCUL. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/sites/default/files/transparencia/2015/04/resoluciones-del-viceministerio-de-patrimonio-cultural-e-industrias-culturales/rvmndeg041-2015-mc.pdf?utm

2016 Resolución Viceministerial N° 061-2016-VMPCIC/MC: Declaran infundado el recurso de apelación interpuesto por el Consorcio Vial Lunahuaná contra la Resolución Directoral N° 048-2015-DGDP-VMPCIC/MC. Lima: Ministerio de Cultura. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/normas-legales/204348-061-2016-vmpcic-mc

2018a Directiva N° 003-2018-VMPCIC/MC, Lineamientos para la protección provisional de bienes inmuebles prehispánicos en caso de daño o riesgo inminente. Resolución Viceministerial N° 077-2018-VMPCIC/MC. Lima: Ministerio de Cultura. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/normas-legales/206324-003-2018-vmpcic-mc?utm

2018b *Resolución Directoral N° 064-2018-DGDP-VMPCIC/MC, del 5 de julio de 2018*. Dirección General de Defensa del Patrimonio Cultural. Recuperado de Resolución Directoral N.° 064-2018-DGDP-VMPCIC/MC - Normas y documentos legales - Ministerio de Cultura - Plataforma del Estado Peruano

2019a Decreto Supremo N° 005-2019-MC, Reglamento del Procedimiento Administrativo Sancionador en materia de Patrimonio Cultural. Diario Oficial El Peruano, 24 de diciembre de 2019. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/normas-legales/288669-ds-n-005-2019-mc?utm

2019b *Resolución Directoral N° 545-2019/DGPA/VMPCIC/MC (Santa Rosa, Chocope, Ascope, La Libertad)*. Recuperado de Resolución Directoral N.° 545-2019/DGPA/VMPCIC/MC. - Normas y documentos legales - Ministerio de Cultura - Plataforma del Estado Peruano

2019c *Resolución Directoral N° 319-2019/DGPA/VMPCIC/MC (Jancao, Amarilis, Huánuco)*. Recuperado de Resolución Directoral N° 319-2019/DGPA/VMPCIC/MC - Normas y documentos legales - Ministerio de Cultura - Plataforma del Estado Peruano

2020a *Resolución Directoral N° 000096-2020-DGM/MC*. Lima: Ministerio de Cultura. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/normas-legales/1369880-0096-2020-dgm-mc_accesible

2020b *Qhapaq Ñan reporta grave afectación del Camino Inca en Musga, Áncash*. Recuperado de https://qhapaqnan.cultura.pe/noticias/qhapaq-%C3%B1an-reporta-grave-afectaci%C3%B3n-del-camino-inca-en-musga-ancash

2020c *El Ministerio de Cultura inicia investigaciones ante el reporte de la afectación del Camino Inca Qhapaq Ñan en Musga, Áncash*. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/noticias/51052

2021a Resolución Directoral N° 000219-2021-DGDP/MC. Cusco: Ministerio de Cultura. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/sites/default/files/transparencia/2021/08/resoluciones-directorales/rdndeg219-2021-dgdp-vmpcic-mc.pdf

2021b Resolución Directoral N° 000020-2021-DGPC/MC: Sanción por afectación al sitio arqueológico Lomo de Corvina, Parcela A. Lima: Dirección General de Patrimonio Cultural. Recuperado de https://www.gob.pe/institucion/cultura/normas-legales/1496345-rd-n-000020-2021-dgpc-mc

2021c *Resolución Directoral N° 000259-2021-DGDP/VMPCIC/MC*. Cusco: Ministerio de Cultura. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/sites/default/files/transparencia/2021/10/resoluciones-directorales/rdndeg259-2021-dgdp-vmpcic-mc.pdf

2022 *Resolución Directoral N° 000063-2022-DGDP/MC que sanciona a la Municipalidad Provincial de Junín e Inversión Nacional S.R.L. por afectación al tramo Chacamarca–Pumpu del Qhapaq Ñan*. Dirección General de Defensa del Patrimonio Cultural, Ministerio de Cultura del Perú. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/resolucion-directoral-ndeg-000063-2022-dgdpmc

2024a Resolución Directoral N° 000208-2024-DGDP-VMPCIC/MC: Infracción en el Complejo Arqueológico Chan Chan. Lima: Dirección General de Defensa del Patrimonio Cultural. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/sites/default/files/transparencia/2024/08/resoluciones-directorales/resoluciondirectoralndeg000208-2024-dgdp-vmpcic-mc.pdf?utm

2025a *Resolución Directoral N° 000016-2025-DGDP-VMPCIC/MC. Caso Líneas de Nasca. Lima: MINCUL*. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/sites/default/files/transparencia/2025/01/resoluciones-directorales/resoluciondirectoralndeg000016-2025-dgdp-vmpcic.pdf

2025b *Resolución Directoral N° 000116-2025-DGDP/MC (Cueva de Pikimachay, Pacaycasa, Huamanga, Ayacucho)*. Recuperado de https://transparencia.cultura.gob.pe/sites/default/files/transparencia/2025/04/resoluciones-directorales/resoluciondirectoralndeg000116-2025-dgdp-vmpcic-mc.pdf

República del Perú

2001/2021 Ley del Procedimiento Administrativo General, Ley N° 27444. Diario Oficial El Peruano. Recuperado de https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/2040151/TUO%2027444-PROCED%20ADMINISTRA-21%20jul%202021.pdf.pdf?v=1627330699

2004 Ley General del Patrimonio Cultural de la Nación, Ley N° 28296. Diario Oficial El Peruano. Recuperado de https://www2.congreso.gob.pe/sicr/cendocbib/con2_uibd.nsf/562A9CCF932F0F62052577E300711E65/%24FILE/2Ley_28296.pdf

Tuero Ochoa, Karelín

2013 *Los delitos contra el patrimonio cultural: delimitación de los ámbitos de responsabilidad penal y administrativa*. [Tesis de licenciatura, Pontificia Universidad Católica del Perú]. Repositorio PUCP. Recuperado de https://tesis.pucp.edu.pe/server/api/core/bitstreams/baece973-606e-

4b17-8f08-f057a838024c/content

〈書　評〉

A・G・ホプキンズ著（管英輝・森丈夫・中嶋啓雄・上英明 訳）

# 『アメリカ帝国―グローバル・ヒストリー』

原題：Anthony Gerald Hopkins, American Empire: A Global History

（ミネルヴァ書房　2025 年　上 560 頁、下 372 頁）

牛　島　　万*

原著は、A. G. Hopkins, *American Empire: A Global History,* Princeton and Oxford: Princeton University Press, 2018. である。著者であるA・G・ホプキンズは、ペンブルック・カレッジ名誉教授、専門はイギリス経済史、帝国主義論である。グローバル・ヒストリーの視点から米国の国家的歩みを再考している。本章の構成は次の通りである。

【上巻目次】

日本語版への序文
序　文
プロローグ　解放の教訓――イラク、一九一五～一九二一年
第一章　三つの危機とその帰結
　さまざまな選択肢の中から選びとる
　「アメリカ例外主義という国民イデオロギー」を超えて
　帝国――「バラはどんな名前で呼んでもバラなのか？……」
　グローバリゼーションと帝国
　時間と運動
　「さらに路が延びていて、さらなる労苦を思う」

第Ⅰ部　脱植民地化と従属――一七五六～一八六五年

第二章　軍事＝財政国家の伸長と後退
　背景と歴史的展開
　大収束？
　名誉革命と例外的な軍事＝財政国家
　イギリス軍事＝財政国家の生成
　新世界秩序
　戦争、再建、改革
　イギリス――「永続性と変化の連合体」
　「日の沈まない大帝国」

＊　京都外国語大学

「知られざるものの霧の中に投影された過去のイメージ」

第三章　独立革命から憲法の制定へ
ハリー・ワシントンと出現しつつあるグローバル秩序
「新しい植民地システム」に向けて
動き出すジョン・カンパニー〔東インド会社〕
期待の低下がもたらす革命
「連邦という一つの頭を持つ諸州の不可分の連合」
「騒々しさと対立のスペクタクル」
「帝国ではなく、帝国についての計画である」

第四章　独立に向けての戦い
真夜中の子どもたち
革命のレトリックと現実
従属的発展のジレンマ
文化的持続
「野生の森を、喜ばしい自由の邸宅に変える」

第五章　編入のための戦争
「未来の偉大な国」
「財産、排他的権利という素晴らしい考え」
一八一二年――第二の独立戦争？
「アメリカはいかに敵を粉砕し、いかに拡大するかを知っている」
「反発する力と耐える力の間に起こる、避けられない争い」
「頼みます。できればあまり関わらないようにしたいのです」
戦争と平和再考

第Ⅱ部　近代と帝国主義――一八六五～一九一四年

第六章　不均衡な発展と帝国的膨張
「大地は不安げに新しい時代と対面し」
「ペキュニアを通じて」――モダーン・グローバリゼーションへの道
「おお兄弟よ、汝の国を愛せよ」
大規模なデフレ
グローバリゼーションと「新」帝国主義
ライオン、ハイエナ、帝国をめぐる争奪
「新時代。封建的娯楽ではなく、社会的進歩の時代」

第七章　真の独立の達成
「混乱と苦痛の真っ只中で」
「官職かその希望以外は、すべて失われた」
「素晴らしい信用！　近代社会の礎」
コスモポリタン・ナショナリズムの文化
「連邦」から「アメリカ」へ

第八章　非例外的な帝国の獲得
「われわれの世界での機会、世界に対する責務、そして世界的栄光」
一八九八年の戦争をめぐる闘い
ドン・キホーテの最後の疾駆
破壊の方法の動員
「抑えがたい膨張傾向が……再び現れているように思われる」
「われわれは専制君主としてではなく、世話をする天使としてやってきた」
「運命、神意、そしてドル」

第九章　膨張する世界に対する島嶼的視座
「現代政治のジャガナートの山車」
薬を甘くすること
キューバ――「名誉と謝意を完全に欠いている多くの堕落した連中」
プエルトリコ――「ピクニックとして歴史の中へ」
フィリピン――「私が偶像視する土地、私の悲しみの中の悲しみ」
ハワイ――「急速に滅亡している民族」
選択による戦争

コラム　ターザンの鏡に映った近代
注

【下巻目次】
第Ⅲ部　帝国と国際的無秩序――一九一四～一九五九年

第十章　近代帝国システム――征服から崩壊まで
「アメリカの世紀」か？
孤立か統合か
第一次世界大戦と平常への復帰
「近代史における最大の経済的破局の一つ」
帝国を破壊し、再建するための戦争
第二の植民地占領
解放――植民地スタイル

終　幕

第十一章　忘れられた帝国を統治する
買い手の後悔
「より高貴な運命を有するグレーター・イングランド」
近代化の使命
帝国を所有すること――議会と憲法
ロビイストたちと自由
「強い導き手による教育」
「われわれの成功の連続に比べれば、失敗は小さな波紋ほどにもならない」
展　望

第十二章　カリブ海のカーニバル
享楽の島々
プエルトリコ――「われわれの島嶼領土を管理する最良の方法の例」
キューバ――「あの地獄のような小共和国」
「今、もはや、われわれは我慢できない」

第十三章　太平洋の楽園
「青い空が私を呼ぶ場所」
「ハワイ――平和な島での幸せな世界」
フィリピン――「正義と権利の穏やかな行使から恣意的な統治へ」
「われらの旗が舞うまで」
島嶼帝国を振り返って

第十四章　「混乱した植民地主義の黄昏」
「権限を放棄して責任を保持する」
世界情勢
踏みとどまること
太平洋における防衛
カリブ海における脅迫とコラボレーション
前へ
太平洋における進歩？
カリブ海における対比
結論――「地球全体にとってのアメリカ様式の輝かしい模範」

第Ⅳ部　帰　結――ポストコロニアル・グローバリゼーション

第十五章　ポストコロニアル時代における支配と衰退

「われわれが歴史に対して負っている唯一の義務は、歴史を書き直すことだ」
グローバリゼーションと帝国
ポストコロニアル・グローバリゼーション
合衆国と野心を持ったヘゲモン
キャプテン・アメリカ――続くのか？

エピローグ　解放の教訓――イラク、二〇〇三～二〇一一年

訳者解説
訳者あとがき
注
人名・事項索引

米国の国家発展史は一国中心史観で研究されることが多かったとホプキンズは述べている。彼は研究方法としてグローバル・ヒストリーの方法論を用いたが、それは彼がイギリス帝国史を専門としていることからも容易に想像できる。19 世紀の大英帝国を中心とするワールド・パワーから米国が格別に産業化に成功し、国力をつけてきた結果、イギリスから独立してアメリカ大陸初の共和国になったのではなく、むしろイギリスに経済的に従属ないしは多大な影響下で独立を果たした点を強調する。いわば、ラテンアメリカのスペインの副王領の独立の背景とたいして変わらないとホプキンズは考えている。ホプキンズは、米国は 19 世紀の大半をイギリス経済に従属していたと断じている（上 ii 頁）。換言すれば、「独立から南北戦争までの合衆国はイギリス帝国の一部」であり、米国の「帝国」形成としての領土拡張を否定している（下 269 頁）。とかくわれわれは米国の国家発展史において、モンロー・ドクトリンとマニフェスト・デスティニーという米国外交の普遍的理念をすぐに想起する。前者は、1823 年、モンロー大統領が提唱した、ヨーロッパに対する相互不干渉の提唱であり、後者は、領土拡張を正当化し、米国国家の発展のために西半球の南北アメリカ大陸を独り占めする、いわゆる一国主義、のちの例外主義の原点となる思想であった。確かに、メキシコ領テキサスがメキシコから分離独立し、テキサス共和国が誕生したときも、最終的にメキシコにテキサス共和国の承認を勧告したのはイギリスやフランスであった。しかし、それはイギリスが米国のパワーに立ち向かうことができなかったためではなく、イギリスの経済的利潤や財政を考えたときに、負債をかかえるテキサス共和国をイギリスが抱え込むよりも、手を出さない方が安全であると考えたからであった。従って、イギリスが米国の動きを軍事的に阻止できなかった結果ではないとする。すでに大英帝国はアジアのインドや中国との貿易関係を維持することに注力しなければならず、財政赤字に苦しむテキサス共和国の債務を米国政府が引き継ぐことは債権国であるイギリスにとっては都合がよかったとも考えられる（上 203 頁）。そこで、このことと合わせて、評者は、1840 年代にイギリスとフランスがアルゼンチンの諸港を封鎖してアルゼンチンの独立に圧力を加えたときに、米国の干渉は行われなかったことを確認しておきたい。

南北戦争の背景に、北部の資本主義経済による工業化の発展と、南部の奴隷制を導入した萌芽的な農業資本主義との対立が戦争を惹起したというのが通説となっている。しかし、ホプキンズ

によれば、南北戦争のころの米国はまだイギリスの経済的従属下にあり、北部でも萌芽的な資本主義は起こりつつあったが、北部にせよ南部にせよ、基本的に農業が主要な産業であったとする。南部諸州は合衆国の工業生産高の 10%にすぎなかった（上 208 頁）。それは同時代のヨーロッパ諸国も同様で、ひいてはイギリスが、その意味では 19 世紀半ばより以前の時代において工業化をすすめていた数少ない国であったと述べる。

米西戦争は、米国を帝国主義へと導いた重要な転換期であった。従来、米国の帝国主義に影響を与えたマハンの海洋戦略理論の中の拠点の制覇、つまり軍事基地を拠点する征服であって、いわゆる英仏のような海外植民地の拡大を最初から根底に置いたものではないという見解が従来の説であった。しかし、この点に関しても、ホプキンズは「合衆国の動機は戦略的であり、経済的ではなかった」（上 iii 頁）とするものの、19 世紀末の帝国主義最盛期において、米国も欧州の列強と同様に、「従属地域を自国の利益にかなうように組織し、他の植民地保有国家と同じ行政の諸原則を採用し、同じような人種的偏見を信奉した」と記している（上 iii 頁）。フィリピンの植民地がまさにそうであったし、無抵抗の非武装の民間人にまでゲリラ予備軍のレッテルを張った上で彼らを虐殺した、アーサー・マッカーサー（マッカーサー陸軍元帥の父）による殺戮は決して忘れてはならない。そこで問題なのは、「島嶼帝国」と命名される場合の 島嶼が公式（フォーマル）なのか非公式（インフォーマル）なのかの境界が定かでない点である。この背景には、公式の帝国は米国が直接統治しており、非公式 の帝国はそうではないという区別だけでは十分に説明できないためである。例えば、プエルトリコや北マリアナ諸島はコモンウェルス（域外自治領）であるが、グアムはそうではない。また、「非公式」が現実に「公式」に等しいか、それ以上の「力の論理」を行使しているという側面も無視できないと考えられる。本書にはきわめて有益な新たな見解や情報が含まれており、評者にとっては大変勉強になった。

# 『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』投稿規程

1．投稿原稿はラテンアメリカを対象にした学術的な内容で、未発表のものに限る。

2．使用言語

原稿執筆に際して使用する言語は、日本語・スペイン語・ポルトガル語・英語とする。

3．投稿区分

投稿の区分は、論文、研究ノート、調査研究報告、研究展望・動向、書評、その他（史・資料紹介など）とする。書評、その他を除き、いずれも「序論」「本文」「結論」「参考文献」によって構成されるものとする。

4．投稿申込・原稿提出期限

投稿申込期限は 7 月 15 日、原稿提出期限は 9 月 15 日とする。

申込みの際、氏名・所属、投稿の区分、タイトル（仮も可）をメールで編集委員会まで連絡すること。

5．原稿の分量

以下の文字数／語数を目安として執筆すること。なお、図、表、写真が含まれる場合はその基準内に収めること。

和文原稿

| | |
|---|---|
| A. 論文 | 20,000 ～ 24,000 字程度 |
| B. 研究ノート | 10,000 ～ 16,000 字程度 |
| C. 調査研究報告 | 8,000 ～ 20,000 字程度 |
| D. 研究展望・動向 | 4,000 ～ 8,000 字程度 |
| E. 書評 | 3,200 字程度 |
| F. その他（史・資料紹介など） | 3,200 字程度 |

欧文原稿

| | |
|---|---|
| A. 論文 | 10,000 語程度 |
| B. 研究ノート | 8,000 語程度 |
| C. 調査研究報告 | 8,000 語程度 |
| D. 研究展望・動向 | 4,000 語程度 |
| E. 書評 | 1,200 語程度 |
| F. その他（史・資料紹介など） | 1,200 語程度 |

6．キーワードと要旨

論文および研究ノートにはキーワード5語及び要旨を付すこと。和文原稿の場合は日本語のキーワードに外国語のキーワードを併記し、欧文要旨（200語程度）を付すこと。欧文原稿の場合は外国語のキーワードに日本語のキーワードを併記し、和文要旨（400字程度）を付すこと。要旨とキーワードは本文とともに掲載する。

7．形式

原稿はMicrosoft Wordで作成し、Eメールに添付して編集委員会に送付すること。欧文原稿については、事前にネイティブチェックを入れること。原稿は別に定める執筆要項に従って作成すること。投稿規程および執筆要項に沿っていないものは不受理となる場合もある。

8．投稿申込み・原稿送付先

京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター

E－mail：ielak@kufs.ac.jp

9．審査

採否は、匿名の査読者による審査を経て編集委員会によって決定される。編集委員会より原稿の修正を願うことがある。提出された原稿は､その採否にかかわらず原則として返却しない。

10. 公開方法

掲載が決定した原稿は､『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』として電子出版されるほか、当研究センターウェブサイトに公開し、京都外国語大学・京都外国語短期大学機関リポジトリに登録のうえ公開する。

11. 個人情報の管理

投稿の際に提出された個人情報については、編集委員会が責任を持って管理し、その使用は『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』の出版に関する事柄に限られる。

12. 著作権

ⅰ）本誌に掲載された論文等の著作権は京都外国語大学ラテンアメリカ研究センターに帰属する。

ⅱ）万一、本誌に掲載された執筆内容が他者の著作権を侵害したと認められる場合、執筆者がその一切の責任を負う。

# 『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』執筆要項

（1）原稿執筆に際して使用する言語は、日本語・スペイン語・ポルトガル語・英語とする。

（2）原稿は原則 Microsoft Word で作成すること。A4 またはレターサイズ、フォントは和文原稿の場合 MS 明朝（11 ポイント）、ローマ字・数字および欧文原稿の場合は Arial または Times New Roman（12 ポイント）を使用する。

（3）和文原稿には欧文タイトルを付け、執筆者名をローマ字で記すこと。欧文原稿には和文タイトルをつけ、執筆者名を片仮名で表記すること。

（4）論文および研究ノートにはキーワード（以下 k/w とする）5 語及び要旨を付すこと。和文原稿の場合は日本語と外国語の k/w を併記し、欧文要旨（200 語程度）を付し、事前にネーティブチェックをいれること。欧文原稿の場合は外国語と日本語の k/w を併記し、和文要旨（400 字程度）を付すこと。要旨と k/w は本文とともに掲載する。

（5）表記について（和文原稿の場合）

ⅰ）外国の固有名詞の表記方法。文中において外国の固有名詞を欧字のまま記さない。初出の外国の固有名詞は、片仮名で書き、括弧して欧字を記すこと。但し、一般的な語の場合はその限りではない。固有名詞の片仮名表記は、原則として原音に即すること。

ⅱ）複数の語からなる外国の固有名詞（地名や人名など）における表記の方法、および国名の表記は執筆者に一任する。

ⅲ）外国語の単位（度量衡や貨幣など）は文中ではキログラム、ヘクタールのように片仮名で書き、図表では kg、ha などの記号を使用する。

ⅳ）文中の数字は半角のアラビア数字を使用し、万以上は漢数字を用いる。図表において単位を表す場合は「千 km」「千 ha」のように漢数字を用いる。

（6）章立て

章は 1、2.....、節は 1.1、1.2.....、とする。末尾の数字の後ろに点（.）はつけない。

（7）注のつけ方

ⅰ）注は文末脚注とする。

ⅱ）Microsoft Word の脚注機能を使用し、通し番号とする。

（８）参考文献の文中表記について

ⅰ）参考文献の出典については引用箇所の終わりに（著者名 出版年：ページ数）を記し、文末に文献リストを記すこと。
例）（伊藤 1997:29）、（Wood 2014:23-25）

ⅱ）同一著者による複数の引用文献がある場合
例）（Okoshi Harada 2001a, 2001b）
（牛島 1994、2005）

ⅲ）*Ibidem, ibid., id.; loc. cit; op. cit.* は使わない。

ⅳ）一か所に複数の著者による引用文献がある場合は著者の姓を、和書の場合は 50 音順に、洋書の場合にはアルファベット順に並べる。
例）（川本 2004; 住田 2006; Valls 1996; Webster 2001）

ⅴ）史料の文中引用について。初出のみ所蔵機関のフルネームを付し、次に略号を記す（Archivo General de Indias, 以下 AGI と略す , México, 140, R. 2:13-15v）。次の引用からは、例えば（AGI, México, 140, R. 2:21-22v）とする。

（９）図表について

ⅰ）表と図（写真、地図を含む）は通し番号とする（例：表 1、表 2、…／図 1、図 2、…）、欧文（スペイン語 / ポルトガル語 / 英語）の場合、表については Tabla/ Tabla/ Table、図や写真、地図については Figura/ Figura/ Figure とする。各数字の後に点（.）等は付さない。

ⅱ）表は EXCEL 形式、図・写真・地図は TIFF 形式および JPEG 形式で作成のこと。

ⅲ）図表等のキャプション（タイトル）は、図像には組み込まず、その下の本文中に別途付すこと。図表キャプションの文字サイズは 9 ポイントとする。

ⅳ）図表の出典を必ずキャプションに明記すること。筆者自身が撮影した、あるいは作成した写真や原図の場合、その必要はない。転載する場合はその出典を明らかにし、必要に応じて使用・出版許可証を添付すること。

ⅴ）表ファイルは 300 dpi 以上、図・写真・地図ファイルは 600 dpi 程度がのぞましい。

ⅵ）図表や写真・地図は本文中の当該箇所に挿入する。また、図表は作成したソフト形式（EXCEL、TIFF、JPEG）のファイルとともに、PDF に変換したファイルもあわせて別途提出すること。

（10）参考文献（Bibliografía/ Bibliografia/ References）

参考文献は和文、欧文の順に、それぞれ分けて作成し、和文文献は著者姓の 50 音順に、欧文文献は姓、名の順に記載し、姓のアルファベット順にまとめること。同一著者で複数の文献がある場合は発行年の古い順に並べること。同一著者で同年発行のものが複数ある場合には 2006a、2006b、のように発行年に abc をつける。

ｉ）参考文献の表記は以下の通りである。

ａ）単著本（公刊史料を含む）：著者名　出版年、『書名』、出版社。

例）

大垣貴志郎

2008　『物語メキシコの歴史－太陽の国の英傑たち』、中公新書。

Ciudad Real, Antonio de

2001　*Calepino maya de Motul*. René Acuña (ed.). Plaza y Valdés Editores, México D.F.

Brainerd, George W.

1958　*The Archaeological Ceramics of Yucatan.* University of California Press, Berkeley.

de la Garza, Mercedes, Ana Luisa Izquierdo, Ma. del Carmen León y Toliga Figueroa (eds.)

1983　*Relaciones histórico-geográficas de la Gobernación de Yucatán*. 2 vols., Universidad Nacional Autónoma de México, México D.F.

Sarabia Viejo, María Justina

1978　*Don Luis de Velasco, virrey de Nueva España* (*1550-1564*). Consejo Superior de Investigaciones Científicas, Sevilla.

ｂ）本の章：章の著者名　出版年、「章タイトル」、本の編著者名、『所収書名』、出版社、（欧文の場合、出版地）、該当ページ。

例）

モイゼス・カルヴァーリョ

2008　「ブラジルの教育：多様性の国における希望」、富野幹夫編『グローバル時代のブラジルの実像と未来』、行路社、69-93 頁。

Boone, Elizabeth H.

2003　“A Web of Understanding: Pictorial Codices and the Shared Intellectual Culture of Late Postclassic Mexoamerica”. In Michael E. Smith and Frances S. Berdan (eds.), *The Postclassic Mesoamerican World.* University of Utah Press, Salt Lake City, pp. 207-221.

Garciadiego, Javier

1996　“La Revolución”. En Pablo Escalante Gonzalbo, Bernardo García Martínez, Luis Jáuregui, et al., *Nueva historia mínima de México*. El Colegio de México, México D.F., pp. 225-261.

Iannone, Gyles, Arlen F. Chase, Diane Z. Chase, Jaime Awe, Holley Moyes, George Brook, Jason Polk, James Webster, and James Conolly

2014　“An Archaeological Consideration of Long-Term Socio-Ecological Dynamics on the Vaca Plateau, Belize”. In Gyles Iannone (ed.), *The Great Maya Droughts in Cultural Context: Case Studies in Resilience and Vulnerability.* University Press of Colorado, Boulder, pp. 271-300.

c）雑誌論文：著者名　出版年、「論文名」、『雑誌名』、巻・号、ページ数。

例）

住田育法

2006　「旧都リオデジャネイロにおける低所得者層共同体誕生の歴史研究」、『京都ラテンアメリカ研究所紀要』、第 6 号、91-115 頁。

Lozoya, Xavier

1999　“Un paraíso de plantas medicinales”. *Arqueología mexicana* 7(39):14-21.

Mullins, Paul

2011　“The Archaeology of Consumption”. *Annual Review of Anthropology* 40:133-144.

Quintana, Oscar, and Wolfgang Wurster

2002　“Un nuevo plano del sitio maya de Nakum, Petén, Guatemala”. *Beiträge Zur Allegemainen und Vergleichenden Archäologie* 22:145-246.

d）翻訳書：著者姓名　出版年、『書名』、訳者名、出版社、（欧文の場合、出版地）。

例）

マリアテギ、ホセ・カルロス

1999　『インディアスと西洋の狭間で―マリアテギ政治・文化論集（インディアス群書）』、辻豊治・小林致広訳、現代企画室。

Knorozov, Yuri

1967　*Selected Chapters from "The Writing of the Maya Indians"*. Tatiana Proskouriakoff (ed.), Sophie D. Coe (tras.). Peabody Museum of Archaeology and Ethnology, Harvard University, Cambridge.

e）著者が複数の場合

例）

伊藤伸幸、柴田潮音、南博史

2009　「チャルチュアパ遺跡（エル・サルバドル共和国）の先古典期後期に関する一考察」、『名古屋大学文学部研究論集』、55 号、55-79 頁。

Cabrera, Rubén, Ignacio Rodríguez y Noel Morelos

1982　*Teotihuacan 80-82: primeros resultados*. Instituto Nacional de Antropología e Historia, México D.F.

Diel, Richard A., and Janet Catherine Berlo (eds.)

1989　*Mesoamerica after the Decline of Teothihuacan A.D. 700-900.* Dumbarton Oaks Research Library and Collection, Washington D.C.

Iannone, Gyles, Brett A. Houk, and Sonja A. Schwake

2016　*Ritual Violence, and the Fall of the Classic Maya Kings.* University Press of Florida, Gainesville.

f）同一著者で複数の文献がある場合、同一著者で同年発行のものは複数ある場合

例）

大井邦明

1985a　『消された歴史を掘る－メキシコ古代史の再構成』、平凡社。

1985b　『ピラミッド神殿発掘記－メキシコ古代文明への誘い』、朝日新聞出版。

2007　「ティンガニオ・メキシコ西部の古典記文化」、『MUC 京都外大国際文化資料室紀要』、第 3 号、1-40 頁。

Okoshi Harada, Tsubasa

1995　"Gobierno y pueblo entre los mayas yucatecos postclásicos". *Universidad de México* julio-agosto (534-535):22-27.

2001a　"Mito, historia y legitimación del poder entre los mayas postclásicos de Yucatán". En Ruth Gubler (org. y comp.) y Patricia Martel (ed.), *Yucatán a través de los siglos* (*Memoria del Simposio del 49 Congreso Internacional de Americanistas, Quito, Ecuador, 1997*). Universidad Autónoma de Yucatán, Mérida, Yucatán, pp. 213-228.

2001b　“Gaspar Antonio Chi Xiu: el que perpetuó la imagen de los Xiu”. En Ueli Hostettler y Matthew Restall (eds.), *Maya Survivalism. Acta Mesoamericana,* vol. 12. Verlag Anton Saurwein, Markt Schwaben, Germany, pp. 59-72.

g）新聞記事

新聞資料は、まとめて参考文献の後に入れる。

著者姓名、出版年、「記事名」、『新聞名』、発行月日。

例）

安部美香子

2017　「時代を映すバベルの塔」、『朝日新聞』、3 月 26 日。

（匿名記事の場合）

日本経済新聞

2017　「メキシコへの投資意欲、今年度初の低下」、3 月 27 日。

h）インターネット資料

インターネット資料は、まとめて参考文献の後に入れる。

日本語の場合

「web ページのタイトル」、URL、（最終閲覧日）

（例）

「ブラジルの政治情勢（5 月の出来事）」

https://www.br.emb-japan.go.jp/files/100202678.pdf（2021 年 7 月 10 日閲覧）

外国語の場合

“web ページのタイトル ”、URL、（最終閲覧日）

（例）

“Peru election: Why has no winner been declared? (17 June 2021)”

https://www.bbc.com/news/world-latin-america-57511485（accedido el 24 de junio de 2021/ acessado em 24 de junho de 2021/ accessed June 24, 2021）

i）一次史・資料

未公刊一次史・資料は参考文献から独立させ、参考文献の後に入れる。出版されている史・資料は、参考文献に含める。

（例）

史料

インディアス総合古文書館（Archivo General de Indias, Sevilla）

“Probanza de méritos y servicios del capitán don Juan Chan, cacique y señor de los

pueblos de Chancenote y sus sujetos, 1622". Audiencia de México, Leg. 140, R. 2, fs. 11-37v, 1-19.

（11）採択が決定した原稿の執筆者校正は初校のみとし、その際の大幅な加筆や内容変更は認めない。その他、必要な事項については編集委員会で決定する。

# Editorial policy, information for authors, and style guide[1]

for

*The Bulletin of the Research Center for Latin-American Studies, Kyoto University of Foreign Studies*

The *Bulletin of the Research Center for Latin-American Studies, Kyoto University of Foreign Studies* is the official academic publication of the Research Center for Latin-American Studies (hereafter IELAK) at Kyoto University of Foreign Studies. It presents unpublished research articles on Latin American topics, as well as recent article and book reviews, and is published in the Japanese, Spanish, Portuguese, and English languages.

Proposed works for publication will need to comply with the guidelines specified here, and will be offered to two peer reviewers with a specialization in the subject area for evaluation. In the case of one negative evaluation, or comments, a third evaluation will be required. Two negative evaluations will represent a rejection. At all times, the final decision will be made by the Editorial Committee and their decision will be considered non-negotiable. This result will be communicated to the author (s) and the submitted work in both digital and printed formats will not be returned to the author.

### *I. Submission of articles*

1) Lengths of articles should be within approximately 10,000 words; preliminary studies and research notes 8,000 words; research reports 4,000 words; and book reviews 1,200 words.

2) The author (s) should submit the article title and intention to publish by July 15th, and then submit the full and completed article, including any graphics or other materials, via e-mail no later than September 15th of the same year to the following e-mail address: ielak@kufs.ac.jp.

3) In the case of an article or preliminary study, an abstract in Spanish, Portuguese or English not exceeding 200 words should be included as well as one in Japanese not exceeding 400 characters. Five key words in the selected languages should also be provided.

4) Articles should be submitted in the Microsoft Word format, using *Arial* or *Times New Roman* 12-point font for the text and 10-point font for footnotes, plus a copy in the PDF format. Submissions that do not comply with the Editorial policy, information for authors, and style guide may be rejected.

---

[1] This Editorial Guide is a simplified and translated version of the original Japanese Editorial Guidelines.

5) For editorial purposes, a summary of the academic background of the author or authors (nationality, academic degree, institution and department of assignment, specialty, previous or ongoing research projects and the titles of the last three publications, or any other data considered relevant) should be attached.

6) Once the final version of the article has been accepted for publication, no further changes or amendments will be accepted. The editors reserve the right to make formal modifications in order to achieve greater uniformity and clarity in the presentation of the articles for publication. The work will be published on the IELAK's official web-site and registered in the Kyoto University of Foreign Studies Institutional Repository for public access.

7) The author (s) will be requested to sign a declaration agreeing to authorize publication of the article in the different media formats of the bulletin and also cede economic rights over the work totally and exclusively to Kyoto University of Foreign Studies with the understanding that their copyright over the work will be respected. They will be given all corresponding credit.

8) IELAK undertakes the responsibility of protecting the personal data of the author (s). However, the authors, and not IELAK, are responsible for the content of their articles, the quality of their writing, the accuracy and correct attribution of their citations, the legal right to publish any material submitted, the fair distribution of authorship among co-authors, and the preparation of manuscripts in the appropriate format for publication.

### *II. Style guide*

Numbering within the text should be consistent, with items duly marked with sequential numbers: 1, 2, ... Each item may be subdivided by numbers such as: 1.1, 1.2..... No period or colon should be placed after the last number.

The Bulletin accepts in-text and footnote reference citations which are placed in parentheses with the surname, year of edition, and pages shown after the colon. Example: (Hanks 2010: 25-28). However, *ibid.* (*id. ibidem*) *op*.,or *cit.* should not be used.

References should be restricted only to those cited and be listed at the end of the text in alphabetical order, indicating the full name and year of publication, especially in cases where there is more than one work by the same author. If two works from the same year are listed, a letter should be added to the numerical notation (1979a, 1979b). Any further enquiries concerning the style guide, should be addressed to the IELAK Editorial Committee via email: ielak@kufs.ac.jp.

# Normas Editoriales[1]

## *del Boletín del Centro de Estudios Latinoamericanos de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kioto*

El *Boletín del Centro de Estudios Latinoamericanos de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kioto* es la publicación académica oficial del Centro de Estudios Latinoamericanos de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kioto (en adelante IELAK). Acoge artículos inéditos de investigación y reseñas de libros y artículos recientes sobre temas latinoamericanos. Publica artículos en japonés, español, portugués e inglés.

Los textos propuestos para publicación que cumplan las normas aquí establecidas serán evaluados por dos revisores especialistas en la temática. En caso de que una de las evaluaciones resulte negativa, se someterá a una tercera evaluación. Dos dictámenes negativos implican el rechazo. La resolución final será tomada por el Comité Editorial y es inapelable. El resultado será comunicado al autor o autores, y el trabajo entregado, tanto en soporte digital como impreso, no será devuelto al autor.

### *I. Presentación de manuscritos*

1) Los artículos tendrán una extensión aproximada de 10,000 palabras; los estudios preliminares y las notas de investigación, de unas 8,000 palabras; los informes de investigación, de unas 4,000 palabras; y las reseñas, de 1,200 palabras aproximadamente.

2) El autor deberá notificar su propuesta antes del 15 de julio, y remitir el manuscrito y material gráfico vía correo electrónico, hasta el 15 de septiembre del mismo año, a la siguiente dirección: ielak@kufs.ac.jp.

3) En el caso de un artículo o un estudio preliminar, se incluirá un resumen en español, portugués o inglés, que no exceda de 200 palabras, así como en japonés sin exceder de 400 caracteres. Se adjuntarán, además, cinco palabras clave en los mismos idiomas empleados en los resúmenes.

4) Los manuscritos deben entregarse en formato Microsoft Word, con letra tipo Arial o Times New Roman de 12 puntos en el texto y de 10 puntos en las notas a pie de la página, además de una copia en formato PDF. Los manuscritos que no cumplan las Normas Editoriales podrán ser rechazados.

[1] Estas Normas Editoriales son una traducción simplificada de las Normas Editoriales originales en japonés.

5) Para fines editoriales, se anexará una hoja con la biodata del autor o autores (nacionalidad, titulación académica, institución y sección de adscripción, especialidad, tema de investigación, los títulos de las tres últimas publicaciones y cualquier otro dato que se considere relevante), y su dirección de correo electrónico.

6) Una vez aceptada la versión definitiva del manuscrito para su publicación no se admitirán cambios. Los editores se reservan el derecho a hacer modificaciones formales para lograr una mayor uniformidad y claridad en la presentación de los trabajos de la revista. El trabajo será publicado en línea en la página web de IELAK y registrado en el Repositorio Institucional de la Facultad de Estudios Extranjeros de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kioto.

7) El autor o autores se compromete (n) a firmar una declaración autorizando la publicación en los distintos soportes y espacios de difusión del *Boletín* y cediendo los derechos patrimoniales sobre la obra en forma total y exclusiva a la Universidad de Estudios Extranjeros de Kioto, con el entendido de que serán respetados sus derechos de autor y que se les dará el reconocimiento correspondiente sobre su obra.

8) IELAK se compromete proteger los datos personales del (los) autor (es). No obstante, los autores, y no IELAK, son los responsables del contenido de sus artículos, la calidad de la escritura, la veracidad y atribución correcta de las citas, el derecho legal a publicar cualquier material presentado, la justa distribución de la autoría entre los coautores y la preparación de los manuscritos en el formato apropiado para su publicación.

### *II. Normas de estilo*

*Cada sección del manuscrito debe ser numerada secuencialmente: 1, 2, ..... Se puede subdividir cada sección en subsecciones numeradas: 1.1, 1.2.... No se pone punto ni dos puntos después del último número de la sección/subsección.*

El *Boletín* acepta dentro del texto y en las notas a pie de página únicamente referencias bibliográficas abreviadas, que se hacen entre paréntesis, donde se indican el apellido, el año de edición y las páginas, después de dos puntos. Ejemplo: (Hanks 2010:25-28). No se usarán *ibid.* (*id. ibidem*) ni *op. cit.*

La bibliografía se restringirá a la citada y se incluirá al final del texto en orden alfabético indicando el nombre completo y, dentro de este orden, por año de publicación en caso de haber más de una obra del mismo autor. Si se enumeran dos obras de un mismo año, deberá agregarse una letra en minúscula (1979a, 1979b). Para más detalles sobre las normas, favor de comunicarse con el Comité editorial de IELAK: ielak@kufs.ac.jp

# 編　集　後　記

『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』第 25 号をお届けする。本号には、論文 2 本、研究ノート 2 本、調査研究報告 1 本、書評 1 本を収録している。日本語論文に加え、スペイン語論考も併載されており、多言語による研究成果を含む構成となっている。下記で本号の内容を概観する。

小林致広氏の論文は、テワンテペック地峡部におけるメシーカの進出と領域編成を取り上げ、征服プエブロがどのように帝国の領域として編成されたかを問うものである。この考察は、テワンテペック地峡一帯のプエブロや領主国がどのように帝国へ統合されていたかという問題を浮き彫りにしている。

岐部雅之氏の論文は、グラシリアノ・ハーモス『サンベルナルド』を対象に、20 世紀初頭のブラジル北東部社会における家父長制的権力構造のもとで形成された女性像を分析するものである。語り手パウロ・オノーリオと妻マダレーナの関係を軸に、女性の沈黙と抵抗の意味を検討し、ジュディス・バトラーのパフォーマティヴィティ概念を用いて理論的に位置づけている。北東部文学における「抵抗する女性像」を再考する試みとして、文学的・思想的意義を持つ論考である。

研究ノートでは、辻豊治氏が、戦前日本において刊行されたモンロー主義および米州主義に関する文献を整理し、その内容と射程を紹介している。モンロー主義の展開と汎米主義の形成を踏まえつつ、戦前日本における米州関係理解の知的背景を跡づける試みである。

杉岡明日香氏は、中米地域のコミュニティ・ミュージアムを対象に、ニカラグアとコスタリカの事例を比較し、住民参加を促す仕組みと運営の持続可能性を検討している。学校との連携やワークショップ、自律的運営といった要素を手がかりに、文化政策と地域社会の関係を具体的に明らかにしている。

調査研究報告では、大谷博則氏およびホセアントニオ・オノフレ・マイタ 氏が、ペルーにおける考古学的文化遺産の損壊をめぐる制裁制度を取り上げ、2019 年に制定された最高政令（DS N° 005-2019-MC）の内容とその運用実態を分析している。具体的な行政処分事例を通じて、文化遺産保護政策における制度的課題と実効性の問題を明らかにしている。

書評では、牛島万氏が A・G・ホプキンズ著『アメリカ帝国―グローバル・ヒストリー』の日本語版を取り上げ、グローバル・ヒストリーの視点から米国の国家形成と帝国的展開を再構成する同書の意義が論じられている。モンロー主義や例外主義といった通念を相対化し、ラテンアメリカ史研究とも深く関わる理論的射程が示されている。

ところで、2025 年度末から 2026 年度初頭にかけて、ラテンアメリカをめぐる国際政治は、短期間に複数の衝撃的事件が連鎖する局面に入った。2026 年 1 月 3 日、米国がカラカスでの軍事作戦によりベネズエラのニコラス・マドゥロ大統領と妻シリア・フローレス氏を拘束し、米国内へ移送したことは世界を震撼させた。これは米国側が麻薬テロ等の容疑での訴追を前提に行った措置であり、主権・介入・国際法上の評価を含め、地域秩序に長期的な波紋を残す出来事となった。その前段として、米国は 2025 年 10 月に、ベネズエラ近海で「麻薬輸送に関与する」とされる小型船舶への攻撃を実施し、治安対策と軍事力行使の境界、そして域内の安全保障環境の緊張が改

めて可視化された。マドゥロ大統領夫妻の拘束をめぐり、ラテンアメリカより称賛から痛烈な批判まで意見が分かれた。ますます顕著になっている左派と右派の政治的分断を物語る事態だと言えよう。

強硬な行政権をもってアメリカ大陸における米国の覇権が強調される中、トランプ政権下の対ラテンアメリカ関係、とりわけ麻薬との闘いの主点と想定されているコロンビアおよびメキシコとの間で、治安・資源・通商をめぐる交渉や圧力がどのように展開するかが言論界での焦点となっている。また米国内では、移民取締りを担うアメリカ合衆国移民・関税執行局（通称 ICE）による大規模作戦が様々な州で展開され、国民および野党による反発を招いている。言うまでもなく、対象にはラテンアメリカ系「不法移民」（非正規移民）のコミュニティが広く含まれている。地域社会と移民の共存、市民権の境界、労働市場への影響もこれから注目されるだろう。これら一連の問題は、対外政策と国内統治が接続する領域として、ラテンアメリカ研究の側からも注意深く追う必要があろう。

（モッタ）

# 執筆者一覧（掲載順）

| | |
|---|---|
| 小林致広 | （神戸市外国語大学名誉教授・京都大学名誉教授） |
| 岐部雅之 | （京都外国語大学） |
| 辻豊治 | （京都外国語大学名誉教授） |
| 杉岡明日香 | （NPO 法人フィールドミュージアム文化研究所） |
| 大谷博則 | （元ペルー・インデペンデンシア区自治体―ワラス） |
| ホセアントニオ・オノフレ | （ペルー文化省ワヌコ地方文化局） |
| 牛島万 | （京都外国語大学） |

## Autores（En orden de aparición）

| | |
|---|---|
| KOBAYASHI, Munehiro | <Profesor Emérito, Universidad de Estudios Extranjeros de Kobe y Univ. de Kyoto> |
| KIBE, Masayuki | <Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto> |
| TSUJI, Toyoharu | <Profesor Emérito, Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto> |
| SUGIOKA, Asuka | <Instituto de Gestión de Museo Comunitario> |
| OTANI, Hironori | <Ex.Municipalidad Distrital de Independencia – Huaraz, Peru> |
| ONOFRE, José Antonio | <Ministerio de Cultura del Perú> |
| USHIJIMA, Takashi | <Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto> |

# 編集委員会

**編 集 委 員**

フェリッペ･モッタ　（委　員　長）
牛　島　　万　（研　究　員）
岐　部　雅　之　（研　究　員）
ダニエル･アリエタ　（研　究　員）

**ラテンアメリカ研究センター編集事務局**

伊　藤　秋　仁　（センター長）
多　田　純　子

**『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』25 号**

発 行 日　2025 年 12 月 1 日
編　　集　『京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター紀要』編集委員会
発　　行　京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター
印　　刷　株式会社 田中プリント

京都外国語大学ラテンアメリカ研究センター
615-8558　京都市右京区西院笠目町 6
E-mail:　ielak@kufs.ac.jp

Vol. 25
BOLETÍN del

Centro de Estudios Latinoamericanos de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto
Centro de Estudos Latino-Americanos da Universidade de Estudos Estrangeiros de Kyoto

6, Kasame-cho, Saiin, Ukyo-ku, Kyoto 615-8558
E-mail:　ielak@kufs.ac.jp

ISSN 2759-0542

# BOLETÍN del

Centro de Estudios Latinoamericanos
de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto

Centro de Estudos Latino-Americanos
da Universidade de Estudos Estrangeiros de Kyoto

2025


## ‹ARTÍCULOS›

La expansión y integracion territorial de los mexicas en el Istmo de Tehuantepec
..... Munehiro KOBAYASHI 1

A literatura nordestina do Brasil e a figura feminina resistente: através do romance *São Bernardo*, de Graciliano Ramos
..... Masayuki KIBE 23

## ‹ESTUDIOS PRELIMINARES›

Presentación de literatura relacionada con las relaciones interamericanas en torno a la Doctrina Monroe en el Japón de la preguerra
— De la Doctrina Monroe al Panamericanismo —
..... Toyoharu TSUJI 43

Los museos comunitarios y la política museística en Centroamérica: comparación de los casos de Nicaragua y Costa Rica
..... Asuka SUGIOKA 59

## ‹NOTAS DE INVESTIGACIÓN›

Daños al Patrimonio Arqueológico y su Tratamiento Sancionador: análisis del DS N°005-2019-MC
..... Hironori OTANI / José Antonio ONOFRE MAYTA 77

## ‹RESEÑA DE LIBROS›

*American Empire: A Global History*, por Anthony Gerald Hopkins (Kan Hideki, Mori Takeo, Nakajima Hiroo y Kami Hideaki tr.)
..... Takashi USHIJIMA 101


Vol. 25